

Handbook & Membership Roster

2022-2023



Y's Men International Japan East Region



一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区
ハンドブック／会員名簿

バナー図鑑 2022

2022年7月1日現在
各クラブバナーを掲載

北海道部



札幌

北見

十勝

札幌北

うら表紙の裏に
後半のクラブ
バナーが掲載
されています



東日本区

北東部



仙台

前橋

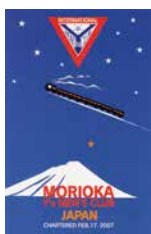
宇都宮

仙台青葉城

足利

宇都宮東

那須



もりおか



仙台広瀬川



石巻広域

関東東部



東京江東



千葉



東京グリーン



埼玉



東京北



所沢



東京ひがし



川越



茨城



東京ベイサイド



千葉ウエスト

東新部



東京



東京むかで



東京世田谷



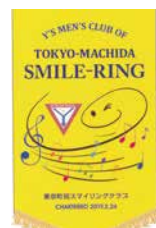
東京町田コスモス



東京センテニアル



東京多摩みなみ



東京町田スマイルリング



Handbook & Membership Roster 2022-2023

Y's Men International Japan East Region

Our Motto 標語

“To acknowledge the duty that accompanies every right”

「強い義務感を持つと 義務はすべての権利に伴う」

2022-2023年度 主題

国際会長 / K・C・サミュエル (インド)

主題 “Into the next 100 Years with FELLOWSHIP & IMPACT”
「フェロウシップとインパクトで次の100年へ」
知-が “BEYOND SELF and BE THE CHANGE”
「自己を超えて、変化を起こそう」

アジア太平洋地域会長 / シェン・チ・ミン (台湾)

主題 “Elegantly Change with New Era”
「新しい時代とともに、エレガントに変化を」
知-が “Doing It Right Now”
「今すぐ実行を」

東日本区理事 / 佐藤 重良 甲府21

主題 “Let's act now for the future”
「未来に向けて今すぐ行動しよう」
知-が “Do something for someone
and
have an enjoyable club life for yourself !”
「誰かのために奉仕して
自分のための楽しいクラブライフを！」

国際聖句

父よ、あなたがわたしの内におられ、わたしがあなたの内にいるように、すべての人を一つにしてください。彼らもわたしたちの内にいるようにしてください。そうすれば、世は、あなたがわたしをお遣わしになったことを信じるようになります。

ヨハネによる福音書第17章21節(新共同訳)

ワイズの信条

1. 自分を愛するように、隣人を愛そう
2. 青少年のためにYMCAにつくそう
3. 世界的視野をもって、国際親善をはかろう
4. 義務をはたしてこそ、権利が生ずることをさとう
5. 会合には出席第一、社会には奉仕第一を旨としよう

いざ立て

ONCE MORE WE STAND

淵田 多穂理 訳詞

Finlandia

Jean Sibelius

Words by Presu. Emeritus Paul Wm. Alexander

1. いざ立て ころあつくし
2. うたえば ころひとつに
1. Once more we stand, New zeal our hearts imbuing;
2. As now we sing, In comradeship more binding;
てをあげ ちかいあらたに われら
ともがき ひろがりゆきて とおき
—;we raise our hand. Our service pledge re-newing. Ne'er-to de-
—;Our love we bring. Re-ward in friendship find-ing. To ev-'ry
の motto まもる ふさわし その名ワイズメン たえせ
もちかき もみな ささげて 立つやワイズメン さかえ
ny our mot-to's claim — Y's man in Fact as well — as name. Al-ways our
Y's man — far. and — near — we pledge de vo tion most — sin cere. Glo-ry and
ず めあてのぞみ このみを ささげつくさん
とほまれゆたか まことは むねにあふれん
ob-jects — to pur — sue — we con-se-crate our selves. — anew/
pride Y's — men to — be — Fill ev'-ry heart with loy - al - ty.

いざ立て

ONCE MORE WE STAND

- いざ立て 心あつくし
手を挙げ 誓いあらたに
われらの motto 守る
ふさわし その名ワイズメン
絶えせず めあて望み
この身を 捧げ尽くさん
- 歌えば 心ひとつに
ともがき ひろがり行きて
遠きも 近きも皆
捧げて 立つやワイズメン
栄えと 誉れ豊か
まことは 胸にあふれん

- Once more we stand
New Zeal our hearts imbuing ;
We raise our hand,
Our service pledge renewing,
Ne'er to deny our motto's claim.
Y's man in fact as well as name.
Always our objects to pursue,
We consecrate our selves a new.
- As now we sing,
In comradeship more binding ;
Our love we bring,
Reward in feiendship finding.
To ev'ry Y's man far and near,
We pledge devotion most sincere!
Clory and pride Y's men to be,
Fill ev'ry heart with loyalty.

メネットのねがい

今井利子 詩
宮村 治 曲

1. た と え こ と - ば が
2. た と え く ら - し は
3. た と え す む - く に

ち が っ て い て も

ね が い は ひ と つ

つ う じ る こ こ - ろ
か み へ の い の - り
せ か い の へ い - わ

か た り か け - る は ひ と み と ひ と み
た す け あ う - の は こ こ ろ と こ こ ろ
と ほ し い し げ ん も わ か - ち あ - い

わ す れ ぬ え が お で こ く さ い し ん ぜ ん
ひ ろ げ る ひ と の わ へ - い - わ の - わ
か み - の め ぐ み を よ - の - ひ と - に

B - F A S F E M C は た - ら く メン バー
ブ リ テン C - S Y サー ビス さ さ げ る い の り と
ド ライ バー I B C L T と メ ネット コ メ ッ ト

が ん ば れ - と メ ネット ワ イ ズ の 応 援 - 団
奉 仕 に も ワ イ - ズ メ ネット と も に あ - り
い ま こ こ に せ か い に し め - す わ が い の - り

メネットのねがい

- たとえ言葉が ちがっていても
願いはひとつ 通じるころ
語りかけるは 瞳と瞳
忘れぬ笑顔で 国際親善
BF ASF EMC
働くメンバー 頑張れと
メネット ワイズの応援団
- たとえ生活習慣は 違っていても
願いはひとつ 神への祈り
助け合うのは ころところ
広げる人の和 平和の輪
ブリテン CS Yサービス
捧げる祈りと 奉仕にも
ワイズ メネット 共にあり
- たとえ住むくに 違っていても
願いはひとつ 世界の平和
乏しい資源も 分かち合い
神の恵みを 世の人に
ドライバー IBC LTと
メネット コメット 今ここに
世界に示す わが祈り

(1984. 6. 1発行 Notes & Newsより)

Y M C A の 歌

行進曲調 alla marcia

淵田多穂理 作詞
津川 圭一 作曲

1. わ こうどの あ つ き い の り は、 百 く ね ん の
2. か いたくの あ み む ね か し り こ み、 ぶ く い ん の
3. み んぞくの へ だ て と り さ り、 手 を つ な ぎ

れ き し を つ づ る。 と こ し え の の ぞ
み は た は つ す る。 と ち の は て の く に
ひ と つ と な り ぬ。 も ろ と も に こ こ

み に も え て、 さ か — え あ り Y M — C —
ぐ に ま で も、 ひ か — り あ り Y M — C —
ろ あ わ せ て、 み の — り あ り Y M — C —

A, (いざ) わ れ ら ま た こ ぞ り て た たん
A, (いざ) わ れ ら ま た こ ぞ り て た たん
A, (いざ) わ れ ら ま た こ ぞ り て た たん

Y M C A の 歌

- | | | |
|--|---|--|
| 1. 若人のあつきのりは
百年の歴史をつづる
とこしえののぞみにもえて
さかえあり Y M C A
われらまたこぞりて起たん | 2. 開拓のみむねかしこみ
福音のみ旗は進む
地のはての国々までも
ひかりあり Y M C A
われらまた勇みて行かん | 3. 民族のへだてとりさり
手をつなぎ一つとなりぬ
もろともに心合わせて
みのりあり Y M C A
われらまた誓いて勝たん |
|--|---|--|

目次

標語・主題	1	[会員名簿]
国際聖句・ワイズの信条	2	◇北海道部◇
ワイズソング いざ立て	3	札幌
メネットのねがい	4	北見
YMCA の歌	5	十勝
目次	6	札幌北
2021/2022 年度 東日本区達成目標	7	◇北東部
クラブ運営に関する事務手続きのポイント	7-10	仙台
新クラブ発足の手順と必要な手続き	11,12	前橋
新クラブ設立支援金規則	13	宇都宮
東日本区行事予定	14	仙台青葉城
東日本区役員	15	足利
東日本区クラブ会長一覧	16,17	宇都宮東
東日本区各委員会	18,19	那須
東日本区部役員一覧	20,21	もりおか
西日本区役員	22	仙台広瀬川
国際・アジア太平洋地域役員	23	石巻広域
世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会との間で	24	◇関東東部
結ばれた協力関係の原則 (英文)		東京江東
〃 (同訳文)	25	千葉
東日本区組織図	26	東京グリーン
東・西日本区現勢 (2022 年 7 月 1 日)	27	埼玉
親子関係図	28	東京北
東日本区大会の歩み	29	所沢
区大会における最優秀クラブと受賞理由	30	東京ひがし
奈良傳賞 受賞者一覧	31	川越
国際憲法とガイドライン (英文)	32-38	茨城
国際憲法とガイドライン (訳文)	39-46	東京ベイサイド
アジア太平洋地域憲法 訳文	47-50	千葉ウエスト
アジア太平洋地域憲法ガイドライン 訳文	51-54	◇東新部
付録Ⅰ 国際議員に求められる資質	55	東京
付録Ⅱ ワイズメンズクラブ国際協会役員就任式辞	56	東京むかで
付録Ⅲ ワイズメンズクラブ国際協会紛争解決手順	57,58	東京世田谷
東日本区定款	59-63	東京町田コスモス
東日本区定款施行細則	64-67	東京センテニアル
一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区定款	68-72	東京多摩みなみ
一般社団法人 経理規定	73-76	東京町田スマイリング
金銭出納管理規則	76-78	◇あずさ部
決裁権限表	79	甲府
文書管理規程	80,81	東京西
東日本区常置委員会規則		東京武蔵野多摩
文献・組織検討委員会	82	松本
L T 委員会	82	東京サンライズ
東日本区ワイズ基金規則	83,84	甲府 21
奈良傳賞選考委員会	85	東京八王子
東日本区事業委員会規則	85	東京たんぼぼ
東日本区ワイズメネット委員会規則	86	富士五湖
専任委員規則		長野
ヒストリアン	87	◇湘南・沖繩部
I T アドバイザー	87	横浜
トラベルコーディネーター	88	鎌倉
広報・伝達 (P R) 専任委員	89	横浜とつか
東日本区事務所人事委員会規則	90,91	厚木
Change! 2022 推進委員会規則	91	金沢八景
Change! 2022 推進委員会規則施行細則	92	横浜つづぎ
法人推進委員会規則	93	横浜つるみ
旅費規程 (別表 1 別表 2)	94,95	◇富士山部
C S ・ Y サ ・ A S F 資金運用規程	96	熱海
東日本大震災活動補助金規程	97	沼津
東日本区災害等緊急支援基金要項	98,99	伊東
B F 代表応募資格と応募手続き	100	三島
議事進行についての指針・動議に対するマニュアル	101,102	下田
ワイズメンズクラブ国際協会東日本区事務所		熱海グロリー
個人情報保護方針	103	御殿場
個人情報保護規則	103-106	富士
S N S 使用ガイドライン	107	富士宮
ワイズ用語	110-122	◇ロースター索引
英和対照略語集	123,124	
マニュアル、パンフレット、書籍一覧表	125-127	
役員就任式・式文 [短縮版]	128	
入会式・式文 (全文) (加盟認証状伝達式時)	129,130	
ワイズメンズクラブ国際協会入会式・式文 [短縮版]	131	

2022-2023 年度 東日本区達成目標

担当	事業	達成目標
地域奉仕・YMCA サービス	CS	1,250 円 /人以上
	ASF	500 円 /人以上
	FF	500 円 /人以上
国際・交流	BF	2,000 円 /人以上
	TOF	1,300 円 /人以上
	EF	記念献金
	RBM	800 円 /人以上
	YES	500 円 /人以上
	IBC	2 クラブ 締結
	DBC	2 クラブ 締結
会員増強	新クラブ設立	3 クラブ
	会員増強	60 名
ユース	ユース活動支援	500 円 /人以上
	ユースクラブ設立	3 クラブ
	YVLF 負担金	各部から 20,000 円/クラブ
東日本区ワイズ基金	JEF	500,000 円
LT (リーダーシップトレーニング)		次期部長・事業主任研修会
		次期会長・次期部役員研修会
		各部における部内研修
区 報		2 回発行

クラブ運営に関する事務手続きのポイント

1 東日本区書記・副書記

東日本区書記・副書記は、区理事の命を受け、区の運営に必要な諸情報や作業依頼等の区内各クラブ・部・事業主任等への連絡、種々の役員会・研修会および区大会の開催に必要な諸々の準備作業、西日本区との連絡・報告業務を行います。

◆書記 清藤城宏 (甲府 21) 〒

携帯： E-mail : kuniseido@gmail.com

◆副書記 山本俊一 (甲府 21) 〒

携帯： E-mail : yamamoto@bestpartners.tokyo

2 東日本区事務所

東日本区事務所は、西日本区および国際協会、アジア太平洋地域との連絡業務ならびに文書の整理、保管業務に従事し、また区の円滑な事務運営を補佐する業務を行います。

所長 小林 隆 (沼津)

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 2-11 日本 YMCA 同盟会館 2階

TEL : 03-5367-6652 (FAX 兼用) 携帯電話 e-mail : yseast2010@gmail.com

業務受付時間 : 月・水・金曜日の 10 時 30 分～ 17 時 00 分

(留守電の時は、お名前と電話番号のメッセージ等を残すようお願いいたします。)

3 半年報提出の手続き

クラブから提出される年2回の半年報は、東日本区の現状を把握する基礎資料となり、クラブから支払われる東日本区費 (国際会費、アジア太平洋地域会費を含む) などを算出する基準となります。

半年報用紙は、東日本区事務所から各クラブ会長に送付されますので、会長の責任において会長または書記が記入し、期限

厳守で所属の部長へ提出してください。半年報用紙は、東日本区のウェブサイトの「会員増強」からダウンロードすることもできます。

①前期半年報 2022年7月1日の会員数と異動報告：提出期限 7月10日 部長宛

②後期半年報 2023年1月1日の会員数と異動報告：提出期限 1月10日 部長宛

各部長はこれらを集計して前期7月15日まで、後期1月15日までに会員増強事業主任へ報告してください。

4 東日本区への送金

(1) 入会金

- ・新入会員の異動報告書を部長および部会員増強事業主査へ提出後、直ちに入会金6,000円を「ゆうちょ銀行振込取扱票」を使用して、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）からご送金ください。（下記区費等の口座）
- ・通信欄に入会者の氏名をお忘れなく記入してください。
- ・入会金の送金を確認されたから、入会キットを送付いたします。

(2) 区費等

- ・区費には、国際会費（35CHF）アジア太平洋地域会費（6\$）自然災害緊急支援基金（2\$）（何れも年額）が含まれます。
- ・区費等の振込は、東日本区会計から送付される青色の「ゆうちょ銀行振込取扱票」を使用して、最寄りのゆうちょ銀行からご送金ください。
ゆうちょ銀行 口座記号番号：00110-0-362981
- ・他の金融機関から送金する場合は、ゆうちょ銀行 019 支店（当座）0362981 へご送金ください。
- ・区費等の納入は、前期は8月15日まで、後期は2月15日までに、東日本区へご送金ください。

(3) JEF（東日本区ワイズ基金）

振込口座が今年度から変更になりました。

- ・みずほ銀行四谷支店 普通預金 口座番号 3066690（一社）ワイズメンズクラブ国際協会東日本区
各金融機関の振込用紙をお使いください。

(4) 各種献金・募金

- ・各種献金は、任意ですが各クラブはできるだけ目標を達成させてください。
- ・献金（CS、ASF、FF、BF、TOF、RBM、YES）については、「各クラブ」は「各部」へ明細を必ず付けて2月15日までにご送金ください。
- ・「各部」は各クラブからの献金の取りまとめを行い、東日本区へクラブの明細を必ず付けて2月末日までにご送金ください。
ワイズメネット献金は、クラブから直接東日本区へ送金してください。
- ・振込口座・・・上記(2)区費と同じ「ゆうちょ銀行口座」へご送金ください。
- ・エンダウメント基金（EF）、東日本大震災支援金は、直接東日本区へご送金ください。
振込口座・・・上記(2)区費と同じ「ゆうちょ銀行口座」へご送金ください。
- ・現物 お年玉年賀切手シートは、その分を現金化して、ご送金ください。
- ・送金が2月15日より遅れた場合、原則として表彰の対象となりませんが、判断は事業主任に委ねられます。
- ・表彰で1人当たり献金額の基礎となる会員数は、7月1日の半年報で報告された会員数です。但し、担当主事を含みます。
広義・功労会員は、献金上の会員数から除外されます。

5 会員の異動報告

(1) 入会

- ・クラブの定める入会手続きを終え、入会式の日時が決まった際は、「会長必携クラブ運営ファイル」に入っている「会員異動報告書」に必要事項を記入して部長および部会員増強事業主査（同時に東日本区事務所）へメールまたはFAXでお送りください。
- ・ブラスター賞の基礎データとなりますので、紹介者を必ず記入してください。
- ・入会金6,000円を東日本区口座へ所定の青色「ゆうちょ銀行振込取扱票」を使用して送金してください。
- ・通信欄に入会者の氏名を記入してください。▶区費と同じ口座へ送金
- ・入会金の送金を確認されたから、入会キットを送付いたします。
- ・入会者の氏名をランチョンバッジに入れる等の準備があります。
- ・入会式の15日前までに会員異動報告書を提出し、入会金の送金手続きを完了させてください。

(2) 退会

- ・退会者があった場合は、速やかに「会員異動報告書」に異動年月日等の必要事項を記入して部長および部会員増強事業主査（同時に東日本区事務所）へメールまたはFAXでお送りください。
- ・簡潔で結構ですから、退会理由を必ずご記入ください。
- ・退会者から、会員バッジ・ランチョンバッジ・名札の返納を受けてください。

(3) 転出・転入・

会員が転出入する時は、双方のクラブが連絡を密にして、会員異動報告書を双方のクラブから、部長および部会員増強事業主査（同時に東日本区事務所）へメールまたはFAXでお送りください。

(4) 休 会

休会扱いを希望する会員は、東日本区定款施行細則第12条に従って所定の手続きをしてください。

(5) 再入会

- ・休会会員の再入会は、入会金を免除します。
- ・クラブを退会してから1年以上経過して再入会する場合は、新入会扱いとなり入会金が必要です。

(6) 会員異動報告書の提出先

- ・クラブは、部長および部会員増強事業主査へ ※東日本区事務所にもコピーをお送りください。
- ・部会員増強事業主査は東日本区会員増強事業主任へ

◆東日本区会員増強事業主任 佐藤節子（厚木）

〒

E-mail : zamasunsun@jcom.home.ne.jp

6 新クラブ設立会員（チャーターメンバー）の取扱い

(1) 報 告

別掲の「新クラブ発足に必要な文書」に基づき必要な文書を作成し東日本区事務所へ送ってください。

(2) 東日本区費

チャーターした月の属する半期分の区費は免除されます。

(3) 入会金

入会金 6,000 円（クラブ会員1人に付き）を所定の「払込取扱票」を使って東日本区会計口座に送金してください。

(4) 登録費

新クラブは、国際加盟費として100スイスフラン（円換算額は東日本区事務所に相談してください）を所定の「払込取扱票」を使って東日本区会計口座に振り込んでください。

7 クラブブリテンに関して

クラブブリテンは会員の機関紙であり、クラブ外への広報紙です。

またクラブにとって一番大事な歴史的記録となるものですから、事実の記述を丁寧にし、必ず発行して、下記に送付してください。（郵送もしくはメール）

その内容は、各クラブの自主性に任されますが、基本的に次の事項は、統一してください。

◆用紙の大きさ A4サイズ

◆必要掲載事項

- ① 国際会長主題 ② アジア太平洋地域会長主題 ③ 東日本区理事主題 ④ 在籍会員数
- ⑤ 例会出席者数（メン、メネット、コメット、ビジター、ゲスト）⑥ 月間出席者数 ⑦ 月間出席率

なお、上記必要掲載事項のうち④～⑦は出来るだけ第一面下段に掲載してください。

◆送付先

自クラブ会員、東日本区役員（役員名簿掲載者全員）、
所属する部の役員・事業主査・クラブ会長

8 文献の保存について

各クラブのブリテンや他の必要資料は、各クラブで保存、管理してください。

部やクラブで作成した以下の文献や資料などの印刷物は、1部を必ずヒストリアン迄送付してください。

- ① チャーターナイトに関する一切の資料
- ② 周年行事の記念誌
- ③ 部大会をホストしたクラブはそのパンフレット
- ④ 区大会、アジア太平洋地域大会、国際大会をホストしたクラブはその企画書、予算書、決算書等、一切の資料。（含む、写真数枚）

9 物品の販売について

クラブ会員バッジ、クラブ会長バッジ、クラブ元会長バッジ、ランチョンバッジ、万国旗、ベル、ギャベル他、クラブ運営の必需品に関しては、下記の指定業者が扱います。

発注・支払は、各クラブで直接行ってください。

〒111-0036 台東区松が谷3-22-2 TEL 03-3841-5846 FAX 03-3841-5873

株式会社 斎藤工芸 担当者 村杉 一榮（東京北）

10 各種報告、申請用紙について

東日本区公式ウェブサイトからダウンロードして取得してください。

ただし、東日本区公式ウェブサイトからダウンロードできない方は、東日本区事務所へ請求してください。

11 国際関係

国際会長、国際議員等の推薦、選挙に関しては、その都度ご連絡いたします。

なお、選挙の投票は、各クラブから直接、国際協会ウェブサイトを通じて行って下さい。

新クラブ発足の手順と必要な手続

1. 新クラブ発足の手順と必要な手続

新クラブの発足は通常、以下の手順で行います。

このマニュアルは5名以上の入会候補者がほぼ固まった時点からの手順を示したものです。

(1) 「入会申込・推薦書」を作成します。

スポンサークラブまたはスポンサー部の主導によって数回の準備会・準備例会を開催し、これらの準備会で5名以上の入会候補者の顔ぶれが確定したら、「入会申込・推薦書」に本人の直筆で氏名その他必要事項を記入し、最後に紹介者の氏名を記入し、作成します。

ここから新クラブ設立への第一歩を踏み出します。

(2) 「新クラブ設立」を準備会で決定し、「設立総会」の開催準備に入ります。

主な手順は以下の通りです。

① 日時、開催場所（総会・懇親会とも）、会費・食事、来賓の決定・祝辞依頼、クラブ会則・施行細則、予算・事業方針・事業計画、役員・事業委員名簿等を作成します。会則・施行細則、予算、役員名簿は総会に提出し承認されなければなりません。

(注) 会則作成の留意点

モデル会則を参考にして、とくにクラブの名称・目的、例会の開催日時・場所、年会費、慶弔規定等について当該クラブ独自の決定を行います。この会則は、クラブ設立総会での決議が得られるまでは、仮のクラブ会則として用いられます。

② 「案内チラシ・案内メール」を作成し、発信・配布します。（開催日時・場所、会費、申込先等を明記）。

③ 「新クラブ設立の呼びかけ文」、「プログラム（総会用）」等を作成します。

④ 「総会後のクラブの位置付け」

国際協会から加盟認証状を受領するまでは「〇〇仮ワイズメンズクラブ」と称し、「準備会」は呼称を「仮例会」と変え、通常の例会プログラムに沿って開催します。

(3) 「国際協会加盟認証状伝達式（以下、チャーターナイト）」の挙行を決定し、以下の手順で準備を進めます。

① 仮例会でチャーターナイトの挙行が決定（設立総会終了後3ヵ月前後に設定することが多い）されたら開催に向けて準備を進めます。準備の内容は「設立総会」とほぼ同じで概ね以下の通りです。

② 日時、開催場所（総会・懇親会とも）、会費・食事、来賓等の決定、祝辞の依頼、開催案内チラシの作成・発信／配布、プログラムの作成。チャーターバッジの手配

(4) 国際協会に対する「加盟申請書」の提出および受領についての流れは以下のとおりです。

① 申請書の提出

新クラブが国際協会に加盟するためには、東日本区理事が国際協会事務局（ジュネーブ）に国際協会のウェブサイトからオンラインで加盟申請書類を提出します。

② 加盟に必要な一連の関係書類は、国際協会のウェブサイトから入手できます。設立総会が終了し、チャーターナイトの日取り等が確定したら、出来るだけ早めに申請手続を始めてください。

③ 申請書類は以下のとおりです。

i. 新クラブの情報（英文）

ii. チャーターアプリケーション（英文／チャーターメンバー全員の自筆サイン記入）

iii. クラブ会則・細則

iv. クラブ会員名簿

④ 書類が完成しましたら、入会金 6000 円 /1 人を添えて、東日本区事務所へ送ってください。国際加盟費は、チャーターした日の直後の国際会費送金に併せて CHF100 を送金します。その後円換算した金額をクラブに請求しますので、区会計に納入してください。

⑤ 新クラブ発足に際して、国際会長と国際書記長からメッセージ（設立総会、チャーターナイトのプログラム用）を希望される場合には、その旨を併せて区事務所に依頼してください。

⑥ 加盟認証状は、国際協会から指定した宛先に送られてきます。

（通常は新クラブ会長宛に3週間～1ヵ月ほどで届きます。）

加盟認証状が届きましたら、必ず、コピーを1部東日本区事務所へ送ってください。

⑦ この認証状は、チャーターナイトで改めて伝達されますので当日は、忘れずに用意してください。

また、プログラムにも掲載します。

⑧ このような手順と手続を経て、新クラブは国際協会から加盟認証状の交付を受けて、晴れて正式のワイズメンズクラブとなります！

(注) チャーター= Charter（加盟認証／状）

仮発足したクラブが、国際協会に加盟すること、またはその認証状のことを指します。すなわち5名以上の会員候補をもって定期

に本例会を開いており、定められた加盟申請書を、理事を通じて国際協会に提出した場合に、国際会長がこのクラブの協会加盟を認証します。チャーター・デイは、国際協会加盟認証状の最下段の「Charter Presentation Date」の欄に記入されている日をいいます。なお、チャーターナイトは国際協会加盟認証を披露する会であります。

2. Charter Check List および CHARTER APPLICATION 等の記入方法

上記の(4)③で述べた申請書類の記入方法について詳細を述べます。

(1) 新クラブの情報

以下を東日本区事務所に、チャーターナイトの3か月前までに連絡してください。この情報をもとに、東日本区理事が、国際本部へのチャーター申請手続きを行います。

- クラブ名：日本語名と英文名。クラブ名は、都市名とし、同一都市に複数のクラブが存在する場合は、都市名の後ろに識別する名称を付ける。英文名は、半角で記載し、複数の単語からなる場合は、半角ハイフン（スペース無し）で繋ぐ。クラブ名として選べるのは、ワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンアンドウィメンズクラブ、Y サービスクラブの何れかである。
- 所属部名
- クラブ会費（年額）
- クラブ例会の開催頻度、開催日時、開催場所
- チャーターナイトまでに開催するオリエンテーションの開催予定日
- チャーターナイト開催予定日
- スポンサークラブのクラブ名、会長の氏名、住所、メールアドレス
- 加盟認証状の国際本部からの郵送先

(2) チャーターアプリケーション（チャーター申請書（英語））

用紙は、東日本区事務所に請求してください。記載項目：英文クラブ名、会員氏名（会員氏名の記載順は、クラブ会長、クラブ書記、クラブ会計、その他の会員）、それぞれの自筆サイン（アルファベット）、生年月日（日-月-西暦年）。スポンサークラブ名、チャーターナイト開催予定日。原紙は、クラブで保管いただき、コピーを東日本区事務所に送付してください。

(3) クラブ会則・細則

日本語で結構ですが、頭に「The Constitution and By-laws of Y' s Men' s Club of ○○○○」と付けてください。原紙は、クラブで保管いただき、コピーを東日本区事務所に送付してください。

(4) クラブ会員名簿

Excel のフォームに入力します。フォームは東日本区事務所に請求してください。必須入力項目：クラブでの役職、氏名、性別、誕生日、住所、電話番号、メールアドレス。詳しくは、東日本区事務所にご照会ください。

3. 東日本区事務所の対応

東日本区事務所は内容を調べて東日本区理事へ送り、理事は、それらをチェックして国際協会事務局（ジュネーブ）にウェブサイトから提出します。

(注1) 申請後にチャーターメンバーの追加をすることができます。

ただし、チャーターナイト ((1) Charter Check List に理事が記入した申請日) から 60 日以内に、その本人たちの署名した申請状をジュネーブの国際協会事務局に送付しなければなりません。この時は東日本区事務所に連絡してください。

(注2) 認証状のコピーを必ず、東日本区事務所に送ってください。ヒストリアンが大切に保管いたします。

(注3) ここに掲載した文章は、新クラブ発足のためのマニュアルの一部です。「モデル会則」等を含め詳細は「新クラブ誕生までのモデルプロセス」および「資料編」をご参照ください。

新クラブ設立支援金規則

総 則

第1条 東日本区内各クラブあるいは部のエクステンション活動を促進支援するために、交通費、会場費、通信費その他経費に充当する支援金を支給し、エクステンション活動の活性化を図ることを目的とする。

支援金

第2条 東日本区内に新クラブを設立した時にスポンサークラブあるいはスポンサー部に対して10万円の支援金を支給する。

2 本規則が定める支援金の財源は、ワイズメンズクラブ国際協会（以下、「国際協会」という。）に送金することを目的とする東日本区が管理するワイズ エクステンションサポート基金（以下「YES 基金」という。）の一部とする。

3 当該年度に東日本区が集めた YES 基金の献金総額と前年度から繰り越された YES 基金の残高（以下「YES 基金残高」という。）から本規則に基づいて支給した支援金総額を差し引いた金額の半額を国際協会に送金し、残りは YES 基金残高として翌年の YES 基金に繰り越す。

支援金支給

第3条 支援金支給の手順を次の通りとする。

2 支援金支給の申請は新クラブ設立後とする。

3 支援金支給を求めるスポンサークラブは、所属部の部長を経由して東日本区理事に申請する。

4 東日本区理事は、EMC 事業委員会に申請内容の審査を依頼し、妥当だと判断された場合、国際・交流事業委員長の了承を経て、設立総会時に支援金を支給する。

5 国際・交流事業主任は、第1条第3項に基づき、国際協会が指定する期日までに東日本区が管理する YES 基金の残高の半額をアジア太平洋地域会計に送金する。

改 廃

第4条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることによって改正または廃止することが出来る。

付 則

第5条 この規則は、2020年4月12日から施行する。

2022-2023年度 東日本区行事予定

月	強調月間	東日本区行事・報告・送金	各部・西日本区等	国際・YMCA
6		3 第4回東日本区役員会		
		4 代議員会	11 西日本区大会	
		4 第25回東日本区大会 (宇都宮) (5)		第11回日本YMCA 同盟協議会
7	キックオフ Change2022 PR	10 各クラブ前期半年報部長宛提出		
		9 第1回東日本区役員会		
		15 各クラブ前期半年報 (部長⇒会員増強事業主任)		
		31 前期区費請求書発送		
2 0	戦略2032	15 前期区費納期		10 国際半年報
		26 臨時代議員会 (Zoom)	27 北海道部評議会・ 部大会	
2 2	EMC		3 (仮) 甲府やまなみ ワイズメンズクラブ チャーターナイト	5 国際ユースコンボケーション (～9 タイ・チェンマイ)
				国際会長候補者推薦
	ASF	30 ユースボランティア・ リーダーズフォーラム～10/2)	17 北東部部大会	
10			1 関東東部部大会	国際議員候補者推薦
			8 東新部部大会	
		29 次期部長・事業主任研修会	15 あずさ部部大会 22 湘南・沖縄部部大会 29 富士山部部大会	
11	100周年祝賀 BF	5 第2回東日本区役員会		15 国際協会100周年 祝賀会 (～17台湾)
				18 国際RDEサミット (～20台湾)
		10 ワイズデー		25 YMCA大会 (～27東山荘)
12	キリスト教理解 IBC	8 祈りの輪		国際役員投票
1	EF JEF	10 各クラブ後期半年報部長宛提出 (クラブ会長⇒部長)		
		15 同上 (部長⇒会員増強事業主任)		
		31 後期区費請求書発送		
		31 次期部役員・クラブ会長報告 (次期部長⇒区)		国際役員投票締め切り
2	TOF FF HTW	15 後期区費納期	4 25周年東西日本区 交流会(～5)	10 国際半年報
		15 各種献金納期 (クラブ⇒部)		国際協会年央会議
		28 各種献金納期 (部⇒区)		
2 0	CS Green Project ワイズメネット	4-5 次期クラブ会長・部役員研修会		
		11 代議員会告示		
3	W4W RBM	3 代議員会議案締切	東西理事連絡会議 (西日本区)	
		8-9 第3回東日本区役員会 (現・次期合同)		
5	LT ユース	11 代議員会議案送付		
		14 JEFエントリー締切		
6	YMCAサポート 歴史 振り返り	2 第4回東日本区役員会・代議員会 (甲府)	11 西日本区大会	
		3-4 第26回東日本区大会 (甲府)		

東 日 本 区 役 員

役名	氏名	クラブ名	〒	住所	連絡先TEL	携帯電話	Eメール
常任役員							
理事	佐藤重良	甲府21					s001941satoh@yahoo.co.jp
次期理事	山田公平	宇都宮					kyamada246@gmail.com
直前理事	大久保知宏	宇都宮					t.ookubo@hh.fujii.co.jp
書記	清藤城宏	甲府21					kuniseido@gmail.com
会計	荻野清	甲府21					ogino.voc@gmail.com
事業主任・事業委員会委員長							
地域奉仕・YMCAサービス	小山久恵	東京サンライズ					hisaefromifone@i.softbank.jp
会員増強	佐藤節子	厚木					zamasunsun@jcom.home.ne.jp
国際・交流	利根川太郎	川越					taro.tonegawa@gmail.com
ユース	衣笠輝夫	埼玉					tkinubus@gmail.com
部長							
北海道部	小谷和雄	札幌北					odanik9002@ceres.ocn.ne.jp
北東部	大久保知宏	宇都宮					t.ookubo@hh.fujii.co.jp
関東東部	工藤大丈	東京ベイサイド					dabbeatkids@gmail.com
東新部	深尾香子	東京多摩みなみ					kako@desk.email.ne.jp
あずさ部	後藤明久	富士五湖					ag1263@olive.ocn.ne.jp
湘南・沖縄部	小松仲史	厚木					ys@bou-han.com
富士山部	前原末子	御殿場					osuu0105@ezweb.ne.jp
以上東日本区役員							
監事							
行政監事	田中博之	東京多摩みなみ					m1a40601@nifty.com
財政監事	小倉恵一	甲府					ogu@sage.ocn.ne.jp
常置委員会委員長							
文献・組織検討委員会	駒田勝彦	甲府21					kaikoma.kk@gmail.com
LT委員会	山下真	十勝					pah01510@yahoo.co.jp
東日本区ワイズ基金委員会	高田一彦	千葉ウエスト					takawaizu@f7.dion.ne.jp
東日本区奈良傳賞選考委員会	佐藤重良	甲府21					s001941satoh@yahoo.co.jp
ワイズメネット委員長							
ワイズメネット委員長	松村仁子	甲府21					matsumura@gray.plala.or.jp
特別委員会委員長							
東日本大震災支援対策本部	佐藤重良	甲府21					s001941satoh@yahoo.co.jp
Change!2022推進委員会	栗本治郎	熱海					kurijerk@outlook.jp
東日本区事務所人事委員会	山田公平	宇都宮					kyamada246@gmail.com
法人推進委員会	大久保知宏	宇都宮					t.ookubo@hh.fujii.co.jp
専任委員							
ヒストリアン	仙洞田安宏	甲府					sendohda@maple.ocn.ne.jp
ITアドバイザー	大久保知宏	宇都宮					t.ookubo@hh.fujii.co.jp
トラベルコーディネーター	加藤重雄	仙台青葉城					kato@world-travel.co.jp
広報・伝達 (PR)	山本俊一	甲府21					yamamoto@bestpartenrs.tokyo
ユース代表	川口夏菜子	(とちぎYMCA)					kawaguchi.kanako @tochigi-ymca.org
理事スタッフ							
副書記	山本俊一	甲府21					yamamoto@bestpartenrs.tokyo
副会計	山口了	甲府21					r.yamaguchi.works @gmail.com
東日本区事務所							
事務所長	小林隆	沼津					tk19520808@gmail.com
区担当主事							
担当主事	大澤篤人	茨城					ohsawa.atsuto @japanymca.org

東日本区 クラブ会長一覧

クラブ名	氏名	〒	住所	携帯電話	連絡先TEL	連絡先FAX	Eメール
北海道部							
札幌	伏木 康						fushiki-2060ye@star.ocn.ne.jp
北見	竹口 裕司						takeguchi@takeguchigumi.jp
十勝	久保田 和寿						kazu1974-1118@ezweb.ne.jp
札幌北	小谷 和雄						odanik9002@ceres.ocn.ne.jp
北東部							
仙台	永井 孝憲						info@hachiben.com
前橋	岸 龍也						kishi0210@yahoo.co.jp
宇都宮	中込 ひろみ						hiromi-hym@mte.biglobe.ne.jp
仙台青葉城	涌澤 博						wakku21@gmail.com
足利	諏訪 治男						
宇都宮東	鈴木 伊知郎						cic@g-call.jp
那須	河野 順子						jun43@tiara.ocn.ne.jp
もりおか	三田 庸平						ym04ca08@gmail.com
仙台広瀬川	菅野 健						tgvc@tea.ocn.ne.jp
石巻広域	青木 満里恵						marie.fukusima@gmail.com
関東東部							
東京江東	大原 真之介						cleanhearts.3150@gmail.com
千葉	古屋 朝則						furuya-t@tree.odn.ne.jp
東京グリーン	樋口 順英						nhiguchi@xqe.biglobe.ne.jp
埼玉	浅羽 俊一郎						asaba239856@yahoo.co.jp
東京北	村杉 一榮						saikou@jcom.home.ne.jp
所沢	東 裕二						higa-design0413@dream.jp
東京ひがし	千代 一郎						oopda63672@yahoo.co.jp
川越	山本 剛史郎						goshiroyamamoto@gmail.com
茨城	熊谷 光彦						mitzuhico.qumaguai@gmail.com
東京ベイサイド	藤原 宏隆						hiro0824hiro@gmail.com
千葉ウエスト	高田 一彦						takawaizu@f7.dion.ne.jp
東新部							
東京	進藤 重光						epopee@yahoo.co.jp
東京むかで	今井 武彦						tmimai@catv296.ne.jp
東京世田谷	小川 圭一						p-mine@nifty.com
東京町田コスモス	谷治 英俊						dpj.machida@gmail.com
東京センチナル	徐 鍾煥						tazuke@ayc0208.org
東京多摩みなみ	伊藤 幾夫						itoh@zc4.so-net.ne.jp
東京町田スマイリング	為我井 輝忠						weiwojing@yahoo.co.jp

東日本区 クラブ会長一覧

クラブ名	氏名	〒	住所	携帯電話	連絡先TEL	連絡先FAX	Eメール
あずさ部							
甲府	田中 克男						katsuo.tanaka@tel.com
東京西	高嶋 美知子						mt200208@gmail.com
東京武蔵野多摩	中村 吉孝						npa0804@yahoo.co.jp
松本	大和田 浩二						jamzy100@gmail.com
東京サンライズ	菰淵 光彦						mcomo@mac.com
甲府21	廣瀬 健						theory_1216@yahoo.co.jp
東京八王子	花輪 宗命						hanamate@rk9.so-net.ne.jp
東京たんぼぼ	服部 節子						hattori2@west.cts.ne.jp
富士五湖	望月 勉						mochiken@abelia.ocn.ne.jp
長野	森本 俊子						tokoton921@gmail.com
湘南・沖縄部							
横浜	古賀 健一郎						ktk_8311_audrey_joy@drive.ocn.ne.jp
鎌倉	池田 光司						km200897@u01.gate01.com
横浜とつか	吉原 訓						satoshi-y@ninus.ocn.ne.jp
厚木	佐藤 節子						zamasunsun@jcom.home.ne.jp
金沢八景	山田 一男						masaru-k.net@hb.tp1.jp
横浜つづき	今城 高之						timajp923@tuba.ocn.ne.jp
横浜つるみ	久保 勝昭						Katuakikubo@yahoo.co.jp
富士山部							
熱海	小林 秀樹						
沼津	大村 貴之						RSA24000@outlook.jp
伊東	稲葉 富士憲						flyhigh.no.1@toukai.me
三島	相川 毅						aikawa@me.com
下田	長田 俊児						s.osada@hotmail.com
熱海グローリー	菅谷 正						sugaya@izu.biz
御殿場	杉山 将己						hiroe.s0922@gmail.com 【書記宛】
富士	菊池 初彦						k.k.marumoto@wave.plala.or.jp
富士宮	樋口 亨						aki-@mail.wba.ne.jp 【書記宛】

2022-2023年度 東日本区 委員会

常置委員会

文献・組織検討委員会	委員長	委員	委員	委員	委員
	駒田 勝彦	大久保 知宏	大和田 浩二	小山 久恵	栗本 治郎
	甲府21	宇都宮	松本	東京サンライズ	熱海
	委員	委員	委員	委員	委員
	利根川 恵子	並木 真	本間 剛	宮内 友弥	山口 貴伸
	川越	東京八王子	東京江東	東京武蔵野多摩	もりおか
	委員	委員			
LT委員会	委員長	委員	委員	委員	委員
	山下 真	浅羽 俊一郎	石田 孝次	小原 史奈子	加藤 祐一
	十勝	埼玉	東京多摩みなみ	東京たんぼぼ	東京町田コスモス
	委員	委員	委員		
	利根川 太郎	長岡 正彦	長谷川 等		
東日本区ワイズ基金 委員会	委員長	委員	委員	委員	職責委員
	高田 一彦	稲田 精治	衣笠 輝夫	利根川 恵子	佐藤 重良
	千葉ウエスト	沼津	埼玉	川越	甲府21
	職責委員				
	荻野 清				
東日本区奈良傳賞 選考委員会	職責委員長	委員	委員	委員	
	佐藤 重良	駒田 勝彦	原 俊彦	渡辺 喜代美	
	甲府21	甲府21	富士五湖	十勝	

事業委員会

地域奉仕・YMCA サービス事業委員会	委員長	委員	委員	主査委員	主査委員
	小山 久恵	小原 史奈子	深尾 香子	近藤 裕	河野 順子
	東京サンライズ	東京たんぼぼ	東京多摩みなみ	北見	那須
	主査委員	主査委員	主査委員	主査委員	主査委員
	山崎 常久	今村 路加	板村 哲也	日下部 美幸	山本 昭宏
EMC事業委員会	委員長 (主査委員兼)	委員	主査委員	主査委員	主査委員
	佐藤 節子	大川 貴久	矢竹 克年	菊地 弘生	金丸 満雄
	厚木	熱海	十勝	仙台青葉城	東京ひがし
	主査委員	主査委員	主査委員		
	加藤 義孝	市川 将来	深澤 勇弘		
国際・交流事業委員会	委員長	主査委員	主査委員	主査委員	主査委員
	利根川 太郎	佐藤 國彦	山田 公平	柳瀬 久美子	為我井 輝忠
	川越	札幌北	宇都宮	茨城	東京町田スマイリング
	主査委員	主査委員	主査委員		
	ピーターマウントフォード	古賀 健一郎	小澤 嘉道		
ユース事業委員会	委員長 (主査委員兼)	委員	委員	委員	委員
	衣笠 輝夫	相磯 優子	並木 真	山本 剛史郎	渡辺 大輔
	埼玉	沼津	東京八王子	川越	東京武蔵野多摩
	委員 (主査委員兼)	主査委員	主査委員	主査委員	主査委員
	城田 教寛	宮崎 善昭	長岡 正彦	小口 多津子	鈴木 茂
	東京町田スマイリング	札幌	もりおか	東京八王子	横浜つづき
	主査委員				
平野 正文					
沼津					

2022-2023年度 東日本区 委員会

ワイズメネット委員会						
ワイズメネット 委員会	委員長	委員	委員	委員	北海道部連絡員	北東部連絡員
	松村 仁子	青木 清子	鈴木 孝枝	渋谷 実季	池田 明美	大久保 知宏
	甲府21	千葉	宇都宮東	所沢	十勝	宇都宮
	関東東部連絡員	東新部連絡員	あずさ部連絡員	湘南・沖縄部連絡員	富士山部連絡員	
	布上 信子	菅谷 一江	標 恭子	若木 祥子	青木 優子	
東京グリーン	東京	甲府	横浜とつか	熱海		
特別委員会						
東日本大震災 支援対策本部	職責本部長	職責委員	職責委員	職責委員	職責委員	職責委員
	佐藤 重良	大久保 知宏	大澤 篤人	小山 久恵	小林 隆	清藤 城宏
	甲府21	宇都宮	茨城	東京サンライズ	沼津	甲府21
	職責委員					
荻野 清						
甲府21						
東日本区事務所 人事委員会	職責委員長	職責委員	職責委員	職責委員	職責委員	
	山田 公平	大久保 知宏	佐藤 重良	清藤 城宏	荻野 清	
	宇都宮	宇都宮	甲府21	甲府21	甲府21	
Change!2022 推進委員会	委員長	書記	会計	委員	委員	委員
	栗本 治郎	大川 貴久	石田 孝次	相磯 優子	伊丹 一之	板村 哲也
	熱海	熱海	東京多摩みなみ	沼津	東京むかで	東京武蔵野多摩
	委員	委員	委員	委員	委員	委員
	伊藤 幾夫	榎本 博	大久保 知宏	佐藤 節子	佐竹 誠	辻 剛
	東京多摩みなみ	伊東	宇都宮	厚木	東京ベイサイド	横浜つづき
	委員	委員	委員	委員	委員	委員
	中村 孝誠	深尾 香子	藤井 寛敏	札埜 慶一	宮内 友弥	山田 公平
	東京サンライズ	東京多摩みなみ	東京江東	熱海	東京武蔵野多摩	宇都宮
	委員	委員				
山田 敏明	渡辺 大輔					
十勝	東京武蔵野多摩					
法人推進委員会	委員長	委員	委員	委員	委員	委員
	大久保 知宏	有田 征彦	板村 哲也	大澤 和子	衣笠 輝夫	車塚 潤
	宇都宮	横浜とつか	東京武蔵野多摩	所沢	埼玉	仙台青葉城
	委員	委員	委員	委員	委員	委員
	齋藤 宙也	鈴木 伊知郎	辻 剛	深尾 香子	古田 和彦	宮内 友弥
	横浜	宇都宮東	横浜つづき	東京多摩みなみ	横浜	東京武蔵野多摩
	委員	職責委員	職責委員	職責委員		
	若木 一美	山田 公平	小林 隆	清藤 城宏		
横浜とつか	宇都宮	沼津	甲府21			
東西合同委員会						
ワイズ・YMCA パートナーシップ 委員会	リエゾン	委員	委員	委員	委員	委員
	山田 公平	栗本 治郎	利根川 恵子	板村 哲也	大久保 知宏	佐藤 重良
	宇都宮	熱海	川越	東京武蔵野多摩	宇都宮	甲府21
	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本
	委員	委員	委員	委員	委員	YMCA
	古田 裕和	新山 兼司	戸所 岩雄	田上 正	深谷 聡	大澤 篤人
	京都トッピー	京都トックス	彦根シャトー	熊本むさし	名古屋	茨城
	西日本	西日本	西日本	西日本	西日本	東日本
	YMCA	YMCA				
	有田 征彦	加藤 俊明				
横浜とつか	京都YMCA総主事					
東日本	西日本					
翻訳・通訳グループ	委員長	委員	委員	委員	委員	委員
	田尻 忠邦	朝倉 正昭	今城 高之	生川 美樹	田中 博之	利根川 恵子
	大阪	東京世田谷	横浜つづき	川越	東京多摩みなみ	川越
	西日本	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本
	委員	委員	委員	委員	委員	委員
	花輪 宗命	比奈地 康晴	倉田 正昭	谷川 寛	谷本 秀康	中井 信一
	東京八王子	東京	京都	大阪センテニアル	広島	奈良
	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
	委員					
	前田 香代子					
熊本ジェーンズ						
西日本						

東日本区部役員

北海道部	部長	小谷 和雄	札幌北				
	部長主題	主題：出来ることから今すぐに行動しよう					
	事業主査	地域・Yサ	近藤 裕	北見	直前部長	中村 義春	十勝
		会員増強	矢竹 克年	十勝	次期部長	古賀 勝巳	北見
		国際・交流	佐藤 國彦	札幌北	書記	高杉 純二	札幌北
		ユース	宮崎 善昭	札幌	会計	藤田 寛	札幌北
メネット連絡員	池田 明美	十勝	部選出代議員	中村 義春	十勝		
北東部	部長	大久保 知宏	宇都宮				
	部長主題	主題：クラブのミッションを育てよう					
	事業主査	地域・Yサ	河野 順子	那須	直前部長	南澤 一右	仙台青葉城
		会員増強	菊地 弘生	仙台青葉城	次期部長	大久保 知宏	宇都宮
		国際・交流	山田 公平	宇都宮	書記	遠谷 雅博	宇都宮
		ユース	長岡 正彦	もりおか	会計	座間 裕二	宇都宮
メネット連絡員	大久保 知宏	宇都宮	部選出代議員	南澤 一右	仙台青葉城		
関東東部	部長	工藤 大丈	東京ベイサイド				
	部長主題	主題：新規技術（テクノロジー）を縦横に駆使し、効率を重んじる。 すべてはプレミアムな価値と体験を産むために 副題：SDGsって何だろう？無理なく継続的な発展が世界に訪れ、あらゆる人が幸せになる未来とは					
	事業主査	地域・Yサ	山崎 常久	東京江東	直前部長	大澤 和子	所沢
		会員増強	金丸 満雄	東京ひがし	次期部長	長尾 昌男	千葉
		国際・交流	柳瀬 久美子	茨城	書記	藤原 宏隆	東京ベイサイド
		ユース	衣笠 輝夫	埼玉	会計	岡田 光功	東京ベイサイド
メネット連絡員	布上 信子	東京グリーン	部選出代議員	工藤 大丈	東京ベイサイド		
東新部	部長	深尾 香子	東京多摩みなみ				
	部長主題	主題：ALL東新部、始動！「Change！2022ラストスパート、ポスト2022始動」					
	事業主査	地域・Yサ	今村 路加	東京町田コスモス	直前部長	松香 光夫	東京町田コスモス
		会員増強	加藤 義孝	東京	次期部長	今井 武彦	東京むかで
		国際・交流	為我井 輝忠	東京町田スマイリング	書記	伊藤 幾夫	東京多摩みなみ
		ユース	城田 教寛	東京町田スマイリング	会計	綿引 康司	東京多摩みなみ
メネット連絡員	菅谷 一江	東京	部選出代議員	松香 光夫	東京町田コスモス		

東日本区部役員

あ ず さ 部	部長	後藤 明久	富士五湖				
	部長 主 題	主題：ワイズへの参加と交流を楽しもう 副題：とにかく参加しよう、リアルとズームで行動し発信しよう。					
	事業 主 査	地域・Yサ	板村 哲也	東京武蔵野多摩	直前部長	長谷川 あや子	東京八王子
		会員増強	市川 将来	甲府21	次期部長	森本 俊子	長野
		国際・交流	ピーター マウントフォード	甲府	書記	後藤 昭子	富士五湖
		ユース	小口 多津子	東京八王子	会計	原 淑子	富士五湖
メネット連絡員	標 恭子	甲府	部選出代議員	長谷川 あや子	東京八王子		
湘 南 ・ 沖 縄 部	部長	小松 仲史	厚木				
	部長 主 題	主題：楽しく・元氣よく・前向きに 副題：入りたくなるワイズにしよう					
	事業 主 査	地域・Yサ	日下部 美幸	鎌倉	直前部長	若木 一美	横浜とつか
		会員増強	佐藤 節子	厚木	次期部長	黒川 勝	金沢八景
		国際・交流	古賀 健一郎	横浜	書記	板崎 淑子	鎌倉
		ユース	鈴木 茂	横浜つづき	会計	日下部 美幸	鎌倉
メネット連絡員	若木 祥子	横浜とつか	部選出代議員	若木 一美	横浜とつか		
富 士 山 部	部長	前原 末子	御殿場				
	部長 主 題	主題：地域社会にワイズの理念と奉仕を！ 副題：思いやりの心から奉仕が始まる！					
	事業 主 査	地域・Yサ	山本 昭宏	富士宮	直前部長	小原 進一	熱海
		会員増強	深澤 勇弘	熱海	次期部長	榎本 博	伊東
		国際・交流	小澤 嘉道	富士	書記	小野 麻利子	御殿場
		ユース	平野 正文	沼津	会計	山本 光子	御殿場
メネット連絡員	青木 優子	熱海	部選出代議員	小原 進一	熱海		

2022-2023年度 西日本区 役員名簿

役職	部	クラブ	氏名	携帯	メールアドレス	〒	住所
◇常任役員							
西日本区理事	九州部	熊本むさし	田上 正		tanoue@bronze.ocn.ne.jp		
次期理事	中部	名古屋	深谷 聡		s_fukaya@tokai-yogyo.jp		
直前理事	京都部	京都トップス	新山 兼司		nisshin@nike.eonet.ne.jp		
書記	九州部	熊本ジェーンズ	上村 眞智子		rudy.mamechiyo@gmail.com		
会計	九州部	熊本むさし	大崎 隆義		oosaki@tkcnf.or.jp		
◇事業主任							
Y・サユース	中部	とやま	清水 淳		sayakamizu@gmail.com		
地域奉仕・環境	びわこ部	長浜	伊藤 文訓		jacky3652@smile.odn.ne.jp		
EMC	京都部	京都ウエスト	塚本 勝己		tsukamoto@house-q.co.jp		
国際・交流	九州部	福岡中央	小田 哲也		odatetsu_2@hotmail.com		
◇部							
中部		金沢	山内 ミハル		huukowanwan@pf6.so-net.ne.jp		
びわこ部		彦根	林 宏一		confiture.de.roses@ray.ocn.ne.jp		
京都部		京都キャピタル	石倉 尚		ishikura@sanwakanko.co.jp		
阪和部		大阪泉北	正野 忠之		sho-chan@pop01.odn.ne.jp		
中西部		大阪土佐堀	福島 眞一		tora-shin@bcb.bai.ne.jp		
六甲部		宝塚	若林 成幸		shige-wakabayashi@nifty.com		
瀬戸山陰部		姫路グローバル	橋崎 恵子		khashizaki@nisshinsangyo.co.jp		
西中国部		広島	金子 敏郎		tochy-kaneko@tshure20.co.jp		
九州部		熊本	今村 格		imamura@bb.mbn.or.jp		
◇理事事務局							
事務局長	九州部	熊本にし	佐藤 通彦		michi_maa@yahoo.co.jp		
事務局員	九州部	熊本ジェーンズ	前田 香代子		ctbqr809@yahoo.co.jp		
事務局員	九州部	熊本にし	町田 由美子		fuhmachi@gmail.com		
事務局員	九州部	熊本むさし	若杉 衣子		k-waka@384.jp		
事務局員	九州部	熊本むさし	秋吉 睦		akiyo623@lion.ocn.ne.jp		
◇西日本区事務所							
事務所員	中西部	大阪センテナリアル	坂本 千春		info@ys-west.or.jp		
事務所員	六甲部	神戸	中道 京子		info@ys-west.or.jp		
◇西日本区担当主事							
西日本区担当主事	湘南・沖縄部	横浜とつか	有田 征彦		arita.yukihiko@japanymca.org		
◇監事							
行政	京都部	京都トゥービー	古田 裕和		hirokazu@iris.eonet.ne.jp		
財政	びわこ部	彦根シャトー	戸所 岩雄		tkeikaku@gold.ocn.ne.jp		

国際・アジア太平洋地域役員

(常任役員および東西日本区出身役員)

《国 際》2022-2023		
国際会長	K・C・サミュエル	インド
次期国際会長	ウルリック・ラウリドセン	デンマーク
直前国際会長	キム・サンチェ	韓国
国際書記長	ジョース・ヴァルギース	スイス
国際会計	T・M・ジョース	インド
国際議員	利根川 恵子	川越
ASF国際事業主任	田中 博之	東京多摩みなみ
国際YMIリエゾン	山田 公平	宇都宮

《アジア太平洋地域》 2022-2023		
アジア太平洋地域会長	シェン・チ・ミン	台湾
次期アジア太平洋地域会長	利根川 恵子	川越
直前アジア太平洋地域会長	大野 勉	神戸ポート
アジア太平洋地域書記	前田 香代子	熊本ジェーンズ
アジア太平洋地域会計	ジェイムズ・コング	香港
アジア太平洋地域ASF 事業主任	河合 久美子	京都ウエスト
アジア太平洋地域BF (プロモーション) 事業主任	小田 哲也	福岡中央
アジア太平洋地域BF (フィラテリスト)	中井 信一	奈良
アジア太平洋地域EF 事業主任	板村 哲也	東京武蔵野多摩
アジア太平洋地域STEP・iGo 事業主任	森田 美都子	京都パレス
アジア太平洋地域TOF 事業主任	田中 博之	東京多摩みなみ
アジア太平洋地域 ウェブマスター	江口 耕一郎	東京
アジア太平洋地域Y E S 事業主任	宮内 友弥	東京武蔵野多摩
アジア太平洋地域YMIリエゾン	山田 公平	宇都宮
アジア太平洋地域ワイズメ ネット 事業主任	坂本 千春	大阪センテナリアル

Principles of Partnership

between

World Alliance of YMCAs

and

Y's Men International

WHEREAS the World Alliance of YMCAs and Y's Men International base their actions and services on a Christian purpose, and

WHEREAS these two world bodies are instruments of international awareness and have responsibilities for stimulation and coordination of their respective organisations, and

WHEREAS these two world organisations are and should remain independent,

IT IS CONSEQUENTLY ACKNOWLEDGED that the World Alliance of YMCAs and Y's Men International are desirous of working towards new dimensions of partnership that will contribute to individual and collective growth and service at local, national, area and world levels.

THEREFORE, the World Alliance of YMCAs and Y's Men International adopt the following *Principles of Partnership*:

- 1. It is reaffirmed that the two organisations have a Christian basis from which originates the purpose of serving people, and that this service is carried out for all people without discrimination.*
- 2. It is accepted that collaboration and support first require the identification of common objectives, and then the selection of specific tasks, programmes and projects.*
- 3. It is recognised that in this process both organisations are at the same level of responsibility, and it is consequently expected that both should participate in the initial thinking, the development of plans, the funding, the implementation and the evaluation.*
- 4. It is expected that from whatever is carried out in partnership, both organisations should give and receive benefit.*
- 5. It is expected that both organisations should be open to the participation and involvement of the other at local, national, area and world levels, thus strengthening the relationship and cooperation.*
- 6. It is recognised that the effectiveness of the partnership depends upon mutual trust and support, that the potential benefits are many and that both organisations should assist each other's development in mutually acceptable ways. This should be reflected, in particular, by evidence of greater YMCA support for the extension of Y's Men International and increase of its membership, which in turn implies recognition of the increasing potential of Y's Men action as a service club for the YMCA.*

IN WITNESS WHEREOF the World Alliance of YMCAs and Y's Men International, by their proper officers duly authorised, hereby affix their signatures on this first day of April in the year 2011.



for the World Alliance of YMCAs

John V. Elbert
Secretary General

for Y's Men International

[Signature]
Secretary General



世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会 との間で結ばれた協力関係の原則

前文1. 世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、共にキリスト教精神に基づいて活動し奉仕する団体である。

前文2. この二つの世界的団体は国際感覚を共有する組織として 相互の啓発と調整によって活動を進める責任を有する。

前文3. 両者は現在においても将来においても相互に独立して存在すべきものである。

以上の前提に基づいて次の事項を確認する。

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、新たな次元の協力関係を樹立することが求められている。この新しい協力関係のもとに、YMCA およびワイズメンズクラブは各地方 (Local)、各国 (Nation)、各地域 (Area)、さらに世界 (World) の各レベルで、独自にまたは協調して成長発展し、奉仕を続けることが望ましい。

ここに世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、以下の「協力関係の原則」を採択する。

1. 両者はキリスト教精神に基づき、人々に奉仕することを目的とし、その奉仕はあらゆる人々に対して、わけ隔てなく行われることを確認する。
2. 両者は、まず両者の共通の目的が何であるかを自覚することから始め、その上で具体的課題、プログラム、事業を選定するという手順で協働・支援してゆくことにする。
3. 両者はこの過程で、同等の責任を負うことを確認し、構想の段階から計画の立案、資金負担、実施、反省、評価の段階まで、等しく分担することを期待する。
4. 両者は協力して、いかなることを実行するにあたって、お互いに等しく恩恵を与え、また恩恵に浴することを期待する。
5. 両者は、各地方や、各国、地域さらには世界のレベルで、各々自由に相互に参画し合うことができるようにし、このようにして、協力関係の強化をはかることを期待する。
6. 協力関係の効果は両者の信頼と協力の上にたつものであり、協力関係を保持することで、お互いに多くの潜在的な恩恵が得られ、さらにお互いに協力し得る方法で助け合いながら、相互の発展を助長し合うことを認識する。このことは特に YMCA がワイズメンの拡張とその会員の増加をより一層強力に支援することによって逆に、YMCA のサービスクラブとしてのワイズの潜在能力が増大することでも明らかである。

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、その証しとして、ここに両組織の代表者によって行なわれた。2011 年4月1日付の署名を付す。

世界 YMCA 同盟書記長
Johan Vihelm Elvik

ワイズメンズクラブ国際書記長
西村 隆夫

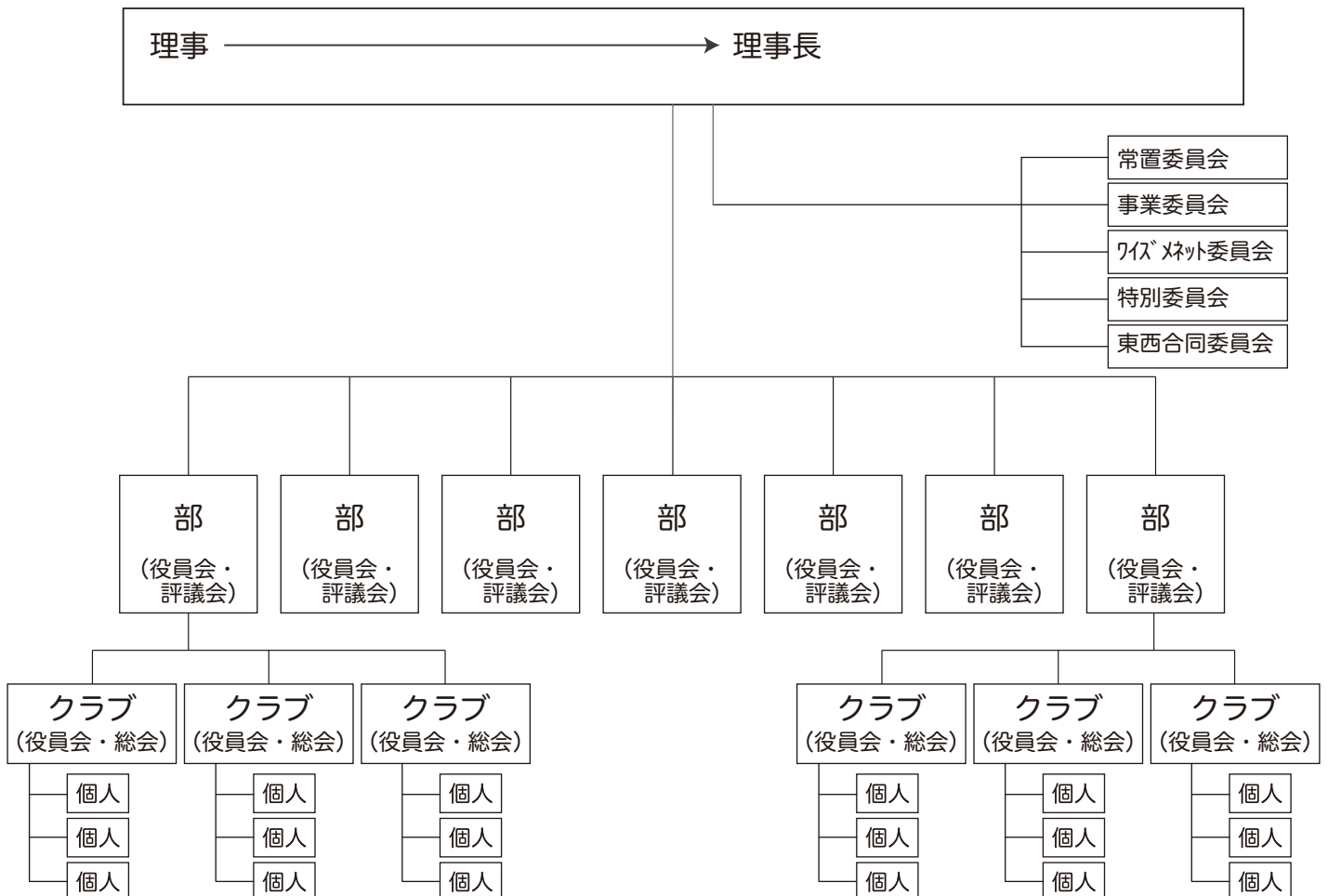
訳文 奈良 昂

東日本区組織図

任意団体

一般社団法人

会員＝個人	団体会員＝会員＝クラブ 個人会員＝会員＝部長・部代表
代議員会 会長、部長、部選出代議員	会員総会 団体会員、個人会員（部長、部代表）
監事 2	監事 2
区役員会 16名 （常任 5、部長 7、事業主任 4）	理事会（理事 16名）
常任役員会 5 理事 次期理事 直前理事 書記 会計	常任理事会 5



東・西日本区現勢 (2022.7.1)

■西日本区

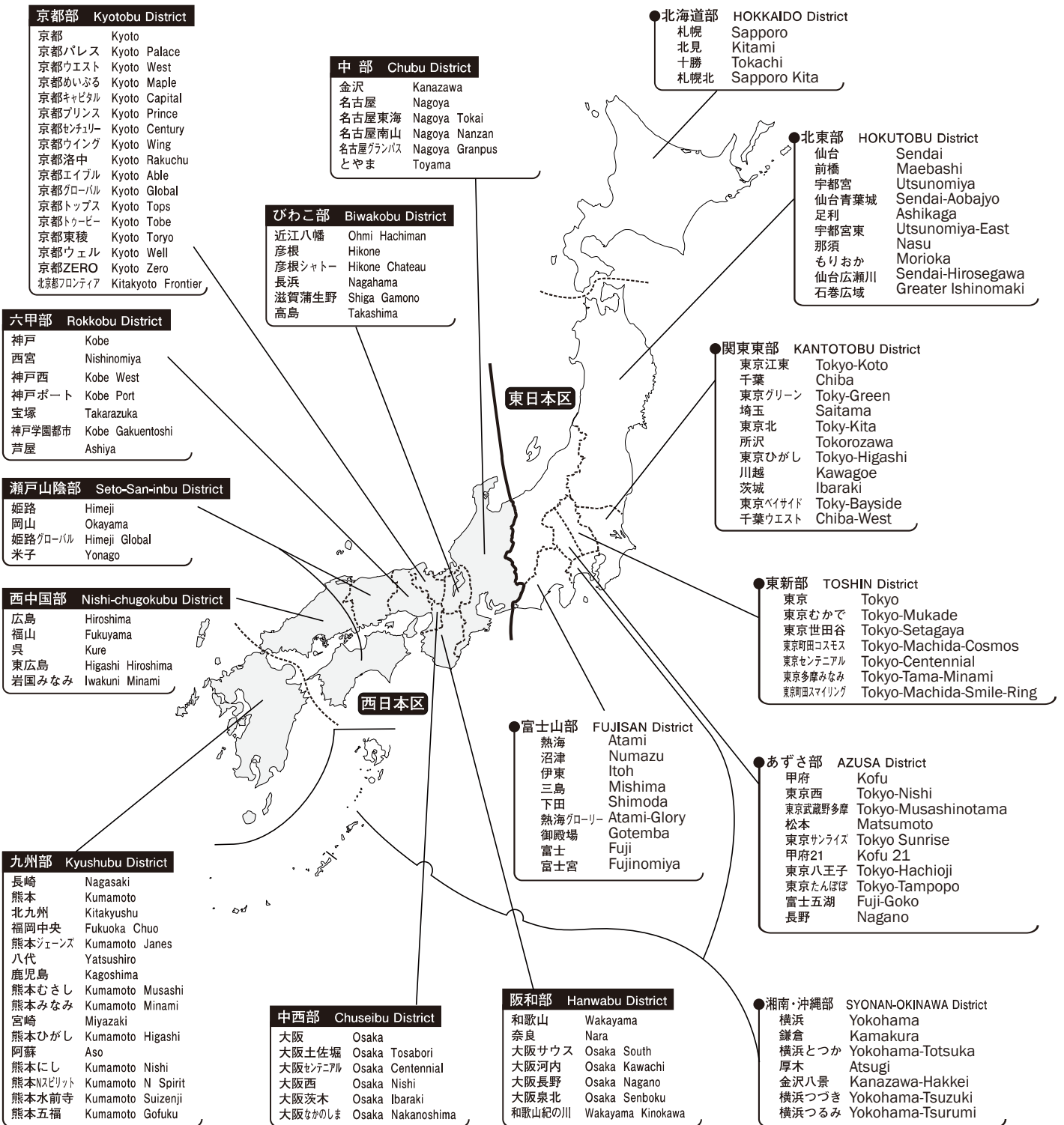
- 1. 中部 Chubu District 6クラブ
- 2. びわこ部 Biwakobu District 6クラブ
- 3. 京都部 Kyotobu District 17クラブ
- 4. 阪和部 Hanwabu District 7クラブ
- 5. 中西部 Chuseibu District 6クラブ
- 6. 六甲部 Rokkobu District 7クラブ
- 7. 瀬戸山陰部 Seto-San-inbu District 4クラブ
- 8. 西中国部 Nishi-chugokubu District 5クラブ
- 9. 九州部 Kyushubu District 16クラブ

74クラブ

■東日本区

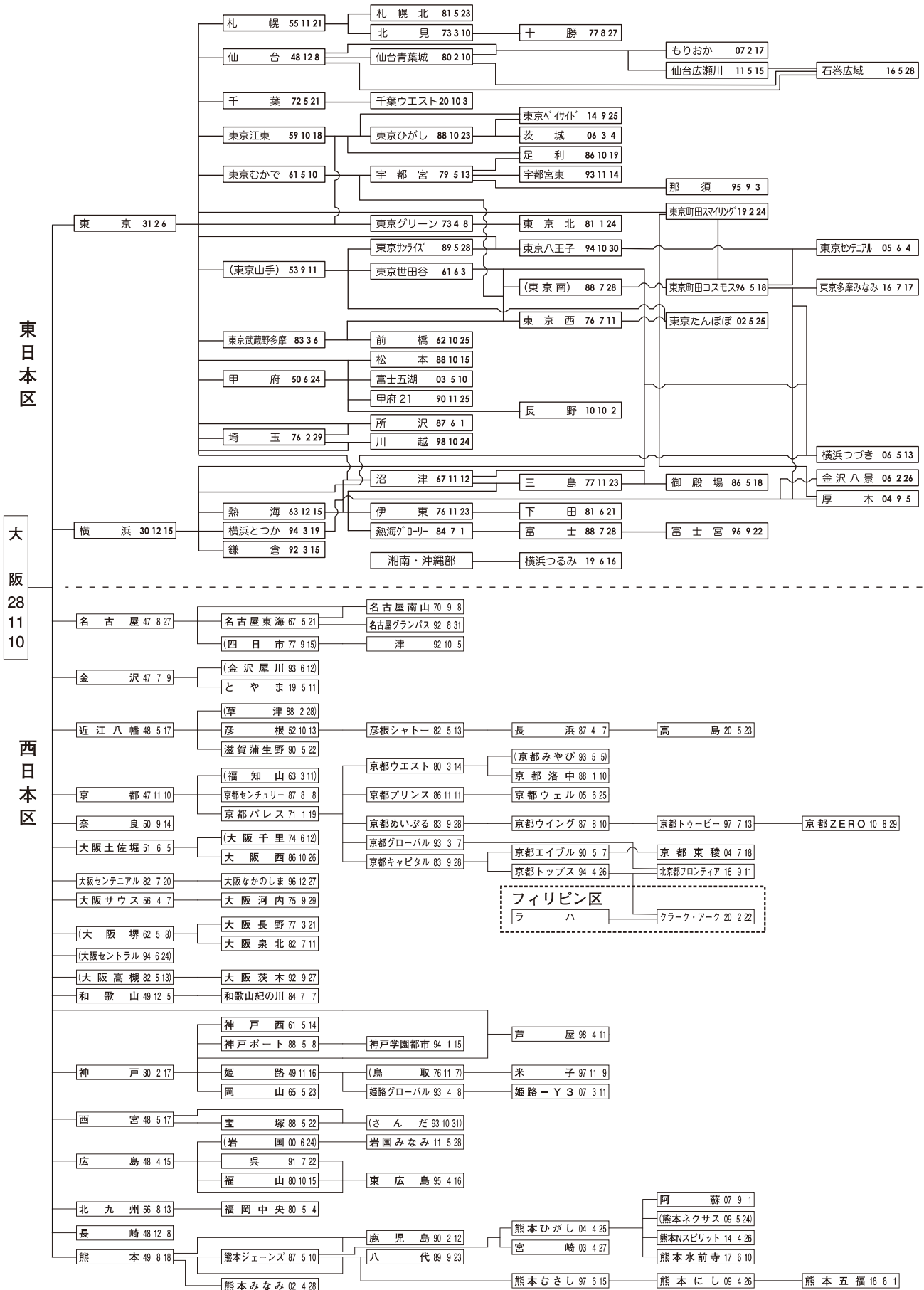
- 1. 北海道部 HOKKAIDO District 4クラブ
- 2. 北東部 HOKUTOBU District 10クラブ
- 3. 関東東部 KANTOTOBU District 11クラブ
- 4. 東新部 TOSHIN District 7クラブ
- 5. あずさ部 AZUSA District 10クラブ
- 6. 湘南・沖縄部 SYONAN-OKINAWA District 7クラブ
- 7. 富士山部 FUJISAN District 9クラブ

58クラブ



クラブ親子関連図 (2022.7.1)

チャーター年月日 () 内の日付はチャーターナイトの日付を示す



各クラブ名後の日付については、国際協会のChartered Presentation Dateにて記載しています。

() は解散したクラブ

東日本区大会の歴史

回数	年度	ホストクラブ	会場	参加者数	主宰(理事・クラブ)
		メインプログラム			
第1回	1997-1998	東京	東京・有明・東京TFTホール	460	鈴木健次・東京ひがし
		講演:公立菊地養成園診療所長・竹熊宜考氏 「たった一つのいのちと地球」			
第2回	1998-1999	富士	富士港・商船三井客船新さくら丸	500	原 昭三・伊東
		講演:宇宙開発事業団特任参事・菊山紀彦氏 「守ろう地球,目指そう宇宙」			
第3回	1999-2000	東京山手	御殿場市日本YMCA同盟東山荘	483	中田靖泰・札幌
		講演:三笠宮寛仁親王 「わが国の福祉」			
第4回	2000-2001	東京北	東京・赤坂、ホテルニューオータニ	475	服部幸一・東京グリーン
		記念コンサート 安田祥子 「日本の心を歌う」			
第5回	2001-2002	沖縄那覇	沖縄・リザンシー・パークホテル	460	小原武夫・東京世田谷
		講演:ドリームプラネットインターナショナルスクール マキノ正幸 「教育革命 全ての子どもは才能を持っている」			
第6回	2002-2003	宇都宮	宇都宮市・宇都宮グランドホテル	474	小山正直・東京まちだ
		テーマ別ワークショップ			
第7回	2003-2004	熱海	熱海市・ニューフジヤホテル	650	樫村好夫・富士
		講演:作家・文化勲章受章者杉本苑子 「吉川英治と私」			
第8回	2004-2005	甲府	甲府市・甲府富士屋ホテル	528	藤井寛敏・東京江東
		講演:山岳写真家・白旗史朗 「山、わが生きる力」			
第9回	2005-2006	仙台青葉城	仙台市・仙台国際センター、ホテル松島大観荘	537	浅見隆夫・東京グリーン
		講演:聖書のケセン語翻訳者・山浦玄嗣 「走れイエス」			
第10回	2006-2007	伊東	伊東市・ホテルサンハトヤ	682	高田一彦・横浜
第11回	2007-2008	東京ひがし	東京都・江東区文化センター、ホテルイースト21	568	越智京子・東京たんぼぼ
		講演:作家・山本一力 「江戸庶民から学ぶ家族愛」			
第12回	2008-2009	十勝	帯広市・とがちプラザ	426	清水弘一・仙台青葉城
		講演:共働学会代表・宮島望 「みんな、神様をつれてやってきた」			
第13回	2009-2010	富士五湖	富士吉田市・ハイランドリゾート&スパ	434	原 俊彦・東京サンライズ
		講演:登山家・渡邊玉枝 「63歳のエベレスト」			
第14回	2010-2011	松本	松本市・長野県松本文化会館	410	松田俊彦・東京
		特別講演:松本市長・菅谷昭 「福島原発事故と子どもたちのこと-チェルノブイリ事故医療支援の経験から-」 講演:歌手、俳優・上條恒彦 「八ヶ岳のくらし-自然とのかかわりの中で-」			
第15回	2011-2012	伊東	伊東市観光会館、ホテル聚楽	459	河合重三・富士
		講演:俳優・関口知宏 「旅〜ふれあい〜」			
第16回	2012-2013	もりおか	花巻市・ホテル千秋閣	448	駒田勝彦・甲府21
		講演:陸前高田市市長・戸羽 太 「震災から復興へ〜世界に誇れる美しいまちの創造を目指して〜」			
第17回	2013-2014	東京江東	台東区:浅草公会堂、浅草ビューホテル	473	渡辺喜代美・十勝
		講演:毎日新聞社特別編集委員・岸井 成格 「歴史の転換期における環境問題」			
第18回	2014-2015	厚木	厚木市文化会館、レンブラントホテル厚木	431	田中博之・東京
		ワークショップ:4事業分科会、ロボット実演			
第19回	2015-2016	長野	長野市若里市民文化ホール・ホテルメルパルクNAGANO	412	渡辺 隆・甲府
		長野プレゼンツ(善光寺声明・絵解き口演・アマチュアバンド)			
第20回	2016-2017	川越	川越市・ウエスタ川越	418	利根川恵子・川越
		講演:いすみ鉄道(株)代表取締役社長・鳥塚亮氏 「ローカル線を救うおもてなし〜危機を乗り越え、地域を元気にする方法〜」			
第21回	2017-2018	沼津	沼津市・プラサヴェルデ	480	栗本治郎・熱海
		講演:元オリンピック金メダリスト・岩崎恭子氏 「幸せはいつも自分でつかむ」			
第22回	2018-2019	東京サンライズ	東京都渋谷区・国立オリンピック記念青少年総合センター	384	宮内友弥・東京武蔵野多摩
		講演:森 重昭氏 「もうひとつのヒロシマ、灯籠流し」			
第23回	2019-2020	十勝	帯広市ホテル日航ノースランド帯広	中止	山田敏明・十勝
第24回	2020-2021	甲府21	甲府市・常磐ホテル、リモート・オンライン	31+175(リモート参加者)	板村哲也・東京武蔵野多摩
第25回	2021-2022	宇都宮	宇都宮市・とちぎYMCA、リモート		大久保知宏・宇都宮
第26回	2022-2023	甲府21	甲府市・常磐ホテル		佐藤重良・甲府21
第27回	2023-2024	十勝	帯広市・ホテル日航ノースランド帯広		山田公平・十勝

東日本区発足以来、東日本区内で開催された国際大会、アジア（太平洋）地域大会

第18回アジア地域大会	北海道幕別町・百年記念ホール	870	アジア地域会長 奈良昭彦
1999年9月10～12日			東京八王子
第69回国際大会	横浜市・パシフィコ横浜	1,422	国際会長 藤井寛敏
2010年8月5～8日			東京江東
第28回アジア太平洋地域大会	仙台市・仙台国際センター	811	アジア太平洋地域会長 田中博之
2019年7月19～21日			東京多摩みなみ

各年度最優秀クラブと受賞理由

回数	年度	最優秀クラブ賞	受賞理由
第1回	1997-1998	該当無し	
第2回	1998-1999	該当無し	
第3回	1999-2000	川越	クラブ設立後浅いにも拘らず、YMCAを日常的にサポートし、あらゆる活動に積極的に取り組み、特にEMCにおいては自クラブのみでなく、他クラブへも積極的に会員を紹介している。YMCAとともに地域を巻き込んで立ち上げた「アース・デイin川越」は2万人もの市民を集めて大成功を収め、YMCAとワイズの存在感を示した。
第4回	2000-2001	東京八王子	エルサルバドル地震における街頭募金の迅速な対応、市民コンサートの継続、在京新年会のホストとしての在日韓国YMCAでの開催の成果など、その卓越した行動力を高く評価する。
第5回	2001-2002	該当無し	
第6回	2002-2003	甲府	富士五湖クラブ設立への永年の努力とワイズ活動全般の働きが秀逸
第7回	2003-2004	横浜とつか	10名の新入会員があった事とDBC締結
第8回	2004-2005	東京八王子	地雷廃絶コンサート、福祉施設訪問などの地域活動を継続的に行う。特に本年度は災害救援募金に積極的かつ迅速に取組み、ワイズにおける募金活動の範を示した。併せて東京センテナアルクラブの設立に貢献、ワイズ活動全般にわたりバランスの良いクラブ運営を行った。
第9回	2005-2006	東京	長年継続しているCS活動・YMCA支援活動、今年度発足した「東京ワイズユースの会」に見られるYIAへの取組み、各種献金への貢献等ワイズ活動全般に亘り、他のクラブの模範となる優れたクラブ運営を行った。特に75周年記念例会とその関連事業を高く評価する。
第10回	2006-2007	東京江東	長年継続して行われているCS活動、YMCA支援活動および優れたEMCへの取組み、メネットの参画等、ワイズ事業全般に対して模範となる活動を行っている。特に若年者を多く入会させ、クラブの活性化が図られている点は高く評価できる。
第11回	2007-2008	甲府	会員増強に積極的に取り組み、6名獲得の大きな成果を上げた。また、UGPプログラム「エイズフォーラムin山梨」を開催し、大きな反響を呼び、地域におけるワイズの認知度を高めた。その他「ワイズ農園」の活動等、絶えず前向きな活動を高く評価する。
第12回	2008-2009	十勝	クラブ設立以来、ワイズポテト事業を推進しYMCAに対する貢献が大である。今年度MCに力を入れ、5名の新入会員を獲得し、グッドスタンディングクラブと出席率100%を達成した。すべてのファンド事業に参加するとともに第12回東日本区大会を見事にホストした。
第13回	2009-2010	甲府	新しいクラブ作りに積極的に取り組み、長野クラブの設立を実現させると共に、東日本区の会員増強事業に対してもクラブを挙げて積極的に貢献した。60周年という歴史あるクラブでありながら「チャリティラン」「YMCAバザー」「エイズフォーラム」など常に地域に根ざした活動を継続的に進める姿勢を高く評価する。
第14回	2010-2011	仙台・仙台青葉城	仙台広瀬川クラブを東日本大震災直後でありながら信念と情熱を持って誕生させた。仙台YMCAに協力し、積極的に被災者支援活動に取り組んでいる。BP切手収集の成果も高く評価される。
第15回	2011-2012	該当無し	優秀クラブ賞として熱海
第16回	2012-2013	もりおか	会員数12名でありながら、全員の力を注ぎ東日本区大会ホストを務めた。また、東日本大震災復興支援に、地元として支援活動を行い宮古ボランティアセンターの活動ならびに開所に大いに尽力した。
第17回	2013-2014	東京江東	会員32名が一丸となって東日本区のために、それぞれの個性を尊重して活動するワイズメン、ワイズメネット、コメットの働きは、ワイズダムの“きずな”の大切さを示し、区大会運営を通して、ワイズの信条を実践した。
第18回	2014-2015	該当無し	東京八王子クラブと厚木クラブに優秀クラブ賞が授与された。
第19回	2015-2016	伊東	40周年を迎えた今期、5年毎の記念事業として市営キャンプ場へ管理棟を寄贈、また5人の新入会員を迎えた他、出席率、各種献金への高い貢献など、各事業において模範的な活動を展開した。
第20回	2016-2017	東京	台北で開催された第72回国際大会において、IBCトライアングルを締結するとともに、地域奉仕、国際に関わる献金のすべてが3位以内とワイズ運動の推進に大きく貢献した。インビテーションキャンペーンでは、クラブ、個人ともに、他を寄せ付けぬ強さで堂々1位となった。また、部長ホストクラブとして、部大会を一般公開し、ロールバックマラリアの啓発にも努めた。
第21回	2017-2018	熱海	新入会員6名を獲得、例会出席率99%、各種献金への高い貢献など各事業において模範的な活動を展開した。青少年奉仕活動には特に熱心で地域における知名度も高い。
第22回	2018-2019	千葉	地道に障害者や青少年への支援を中心に、船橋地区における千葉YMCAと共働、地域に密着した奉仕活動が実を結び、クラブ活性化に繋がりがメンバーの年齢構成もバランス良いクラブの姿を実現した。この勢いで現在新クラブ設立に向けてクラブを挙げて活動している。
第23回	2019-2020	該当無し	
第24回	2020-2021	甲府21	会員増強、CS活動、山梨YMCAへの支援、SNSによる社会への情報発信などを積極的に展開した。また、区大会のホストを務めた。
第25回	2021-2022	東京グリーン	コロナ禍の中、感染対策を検討し、長年実施していた「神田川船の会」を2021年10月から再開し、昌平小学校の課外船上学習を開催した。また、献金目標に対して、全種目において目標を達成した。

東日本区奈良傳賞受賞者一覧

日本区時代(現在の東日本区関係)

年度	受賞者名	受賞時年齢	クラブ名	受賞年月日
1984-1985	照山 虎壽		東京武蔵野	
1986-1987	藤田 實		東京西	
1987-1988	輿水 正信		甲府	
1989-1990	鶴見 典男		東京	
1994-1995	河田 弘		東京	
	福尾 昇一		東京目黒	
1995-1996	中村 博		東京武蔵野	
1996-1997	竹沢 功		東京グリーン	

東日本区になってから(1997年から2000年までは選考なし)

年度	受賞者名	受賞時年齢	クラブ名	受賞年月日
2001-2002	富田 針次	82	東京世田谷	2002/6/16
	桜内 武士	88	東京むかで	2002/6/16
	宮崎 善夫	89	札幌	2002/6/16
	田邊 正忠	86	東京山手	2002/6/16
2002-2003	川島 一蔵	71	東京世田谷	2003/6/8
	白坂 鐘蔵	84	東京江東	2003/6/8
	辻村 克己	82	東京	2003/6/8
	山口 宗樹	85	東京むかで	2003/6/8
2003-2004	藤井 清	91	札幌	2004/6/6
	青木 榮實	76	沼津	2004/6/6
2004-2005	芳賀 敏彦	80	東京山手	2005/6/12
2005-2006	高杉 治興	82	横浜	2006/6/4
	針生 庸吉	80	仙台	2006/6/4
	三田村 宏	80	東京南	2006/6/4
2006-2007	庄野 久雄	88	東京西	2007/6/3
2007-2008	本行 孝司	78	御殿場	2008/6/8
2008-2009	奥峪 力	81	東京ひがし	2009/6/13
	藤井 銀次郎	81	熱海グローリー	2009/6/13
2009-2010	阿山 剛男	87	東京むかで	2010/6/6
	布能 壽英	82	甲府	2010/6/6
	佐藤 一男	83	東京	2010/6/6
2010-2011	伊藤 千秋	88	札幌北	2011/6/5
	藤間 孝夫	79	熱海グローリー	2011/6/5
2011-2012	福島 正	87	東京目黒	2012/6/3
	平原 貞美	83	甲府	2012/6/3
2012-2013	鈴木 健之	82	熱海グローリー	2013/6/9
	金原 譲	79	仙台青葉城	2013/6/9
2013-2014	島田 良幸	71	北見	2014/6/7
	堀内 浩二	86	東京西	2014/6/7
2015-2016	堀口 正作	85	伊東	2016/6/5
2016-2017	森 重雄	81	熱海	2017/6/4
	梅原 敬二	81	伊東	2017/6/4
2017-2018	倉石 昇	83	千葉	2018/6/3
	持田 二郎	84	東京	2018/6/3
2018-2019	大澤 英二	85	甲府	2019/6/2
	十河 弘	84	宇都宮	2019/6/2
2020-2021	小峰 理孝	92	埼玉	2021/6/12
	池谷 淳	89	下田	2021/6/12
2021-2022	平本 善一	91	東京町田コスモス	2022/6/4
	山田 修司	85	熱海	2022/6/4

THE INTERNATIONAL ASSOCIATION OF Y'S MEN'S CLUBS

INTERNATIONAL CONSTITUTION AND GUIDELINES

*Adopted at the International Convention 1972 and ratified at the International Convention 1973. Officially in force from 1 June 1974.
Amended 1975, 1976, 1982, 1983, 1984, 1986, 1987, 1988, 1989, 1991, 1992, 1994, 1995, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002 (February and October), 2004, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021 (May and July)*

ARTICLE I – NAME, MOTTO, HEADQUARTERS AND LEGAL STATUS

Section 1 This organisation shall be known as "The International Association of Y's Men's Clubs" and its Motto shall be "To acknowledge the duty that accompanies every right".

Section 2 The Headquarters of "The International Association of Y's Men's Clubs" shall be at Geneva, Switzerland.

Section 3 It is intended and hereby declared that "The International Association of Y's Men's Clubs" shall have corporate existence and therefore acquire the status of a person in accordance with Section 60 and other relevant sections of the Swiss Civil Code.

Guidelines:

- 101 *The name "Y's Men International" may also be used.*
- 102 *In the event that the International nomenclature has to be translated, YMCA or a symbolic representation or translation thereof shall be used.*
- 103 *The emblem shall consist of a red triangle with the word "International" in the top bar; a large blue "Y" and a golden star shedding rays on the design. Whenever any identification drawing, or emblem is used in connection with a title identifying the International Association of Y's Men's Clubs it shall include the emblem described above.*

ARTICLE II – PURPOSE AND OBJECTIVES

Section 1 The International Association of Y's Men's Clubs is a worldwide fellowship of persons of all faiths working together in mutual respect and affection, based on the teachings of Jesus Christ, and with a common loyalty to the Young Men's Christian Association, striving through active service to develop, encourage and provide leadership to build a better world for all mankind.

Section 2 The objectives of the Association are:

- A. To encourage, promote and foster organisation and maintenance of affiliated clubs throughout the world.
- B. To coordinate activities of all affiliated clubs and provide training materials and personal leadership development.

Section 3 The objectives of all affiliated clubs are:

- A. To function primarily as service clubs for the YMCA.
- B. To support other worthy organisations.
- C. To encourage justice in civic and international affairs, abstaining always from party politics.
- D. To keep members informed on and actively involved in religious, civic, economic, social and international matters.
- E. To cultivate good fellowship.
- F. To support International, Area and Regional projects of the Association.

Guideline:

- 201 *"Based on the teachings of Jesus Christ" means that club members acknowledge what Jesus Christ has taught and that the acceptance of those teachings leads club members to be prepared to put His words into action. They become guidelines for club members' decision-making, for their mode of operation as clubs and as an international association and for the way of life of club members as individuals.*

ARTICLE III – MEMBERSHIP

Section 1 The membership of this Association shall consist of affiliated local clubs known as Y's Men's Clubs, Y's Women's Clubs, Y's Men and Women's Clubs or Y Service Clubs, hereinafter referred to as affiliated clubs.

Section 2 The membership of each local club may consist of men or women or both. No one will be denied membership status because of race, creed, colour or national origin. Members of local affiliated clubs are called Y' s Men or Y' s Women.

Section 3 There may be Y' s Menettes Clubs consisting of women to plan and carry out programmes and projects of their own in support of the affiliated clubs, the YMCA and the community at local, District, Regional, Area and International levels.

Section 4 The Secretary General, with the approval of the International President, may confer on a person the status of "honorary" membership in recognition of his/her past or present assistance in the furtherance of the International Association of Y's Men's Clubs movement.

Section 5 Persons residing in communities where an affiliated club does not exist may become members-at-large upon application to and approval of the Regional Director and the Secretary General.

Guidelines:

- 301 *A group of at least three (3) people organised as a unit of this Association shall be called a club.*
- 302 *Each club shall be known by at least the name of the city and/or state or country in which it is located, provided that in a community having more than one club each club shall add appropriate identifying matter.*
- 303 *All club members are encouraged to join a local YMCA.*
- 304 *In order to maintain an active relationship with the World Alliance of YMCAs and its national components, there shall be a direct liaison between (1) the International Association of Y's Men's Clubs office and the office of the World Alliance of YMCAs and (2) the Regions of Y's Men International located within a particular country and the national YMCA movement, or its sub-sections, of that country.*
- 305 *Requirements and authority to organise a club to be affiliated shall be developed and executed by each Region.*
- 306 *The Regional Director shall determine when a club is eligible to be chartered. The minimum number of members*

for a new club shall be five (5). The Regional Director shall notify the Secretary General who shall register the new club and provide a charter.

- 307 The Regional Director with the approval of the Regional Executive Body shall determine when a club is defunct and notify the Secretary General of his/her decision.
- 308 A member of an affiliated club may be debarred from occupying any position, either elected, appointed or nominated, in the Association for deliberately acting against the principles and objectives of this Association, for a period of one to ten years depending on the gravity of the misconduct, by the International Executive Officers and Secretary General after duly hearing the parties concerned in the conflict, either directly or through electronic media.
- 309 Club charters (Guideline 306) shall remain valid only as long as club members conform to the laws and rules of this Association. An affiliated club shall have its membership revoked for any act or failure to act in violation of the purpose, objectives, mission or constitution of the International Association as determined by a consensus of the International Executive Officers and the International Secretary General, after an investigation and duly hearing from the concerned club and decided by a majority vote of at least two-thirds (2/3) of the members of the International Council. Voting will occur at any meeting of Council or via mail ballot. The decision of the International Council shall be final
- 310 Y' s Men International Conflict Resolution Procedure shall be the procedure to address any act within this International organisation in violation of its aims, purpose, objectives, mission and constitution.
- 311 Members-at-large shall pay dues as determined by the Council annually and shall not have voting rights in the International Association of Y's Men's Clubs.

ARTICLE IV – LEGISLATIVE OFFICERS

Section 1 The legislative power of this Association shall be vested in an International Council.

Section 2 There shall be fifteen (15) members elected to the International Council. Each Area shall be represented on the Council by one (1) member. Two seats shall be occupied by Young Members not from the same Area, elected by the Areas on a rotational basis as referred to in Guideline 414. The remaining seats shall be allocated to the Areas based on the proportion of paid membership of the Area to the total paid membership of the Association, but no Area shall be entitled to more than three (3) seats, excluding any seat held by a Young Member. All members elected to the International Council from 2013 on shall serve only one (1) two (2) year term of office, except those elected as Young Members who, after serving one (1) two (2) year term as such may, after attaining the age of forty (40) years and providing a minimum period of five (5) years has elapsed, serve an additional one (1) term of two (2) years.

Section 3 Each club may submit one (1) nominee for each International Council Member to be elected from its Area, to the International Office and the current member of the International Council representing its Area, at least ninety (90) days prior to the election date. This nominee shall meet the qualification requirements established by the International Council. Areas may establish their own qualification requirements subject to the approval of the International Council. The qualifications for Young Council Members shall be established only by the International Council. Forty-five (45) days prior to the election date the International Office shall present to the clubs a maximum of three (3) nominees for

each office as decided by the Nominating Committee in conjunction with each Area President concerned, at least one of which must be the nominee receiving the greatest number of nominations from the clubs. Each club with voting privileges on international issues shall have one (1) vote for each International Council Member to be elected from its Area and the person receiving the highest number of votes for each office in a mail ballot returned to the International Office prior to the closing date for voting will be elected.

Section 4 The International Council shall meet at least one (1) time per year. Other meetings of the Council may be called by the International President or may be requested by any International Council Member and convened upon written approval of at least twenty percent (20%) of the International Council membership or of the affiliated clubs in good standing. Other meetings of the International Council may also be requested by twenty percent (20%) of the affiliated clubs in good standing.

Section 5 Ten (10) members of the International Council shall constitute a quorum for the transaction of all business.

The International Council may also transact business by mail about matters presented to it by or with the approval of the International President even if such matters are not on the pre-circulated agenda.

Section 6 In the event of the absence or inability of an International Council Member to perform his/her duties, the duties shall at the decision of the Area leadership be performed by an International Council Member Elect or in case no ICME has been elected by an immediate Past International Council Member. In the event of the death, incapacity or resignation of an International Council Member, an ICME shall automatically become ICM. If no ICME has been elected, the duties shall at the decision of the Area leadership be performed by an IPICM until an ICM has been elected following Section 3.

Section 7 The International President shall preside at all meetings of the International Council but shall not have a vote, except in the event of a tie vote when he/she shall cast the tie breaking vote.

Section 8 The International President-Elect, Immediate Past International President, Treasurer and Secretary General shall attend all meetings of the International Council, without vote. In the event of the incapacity of the President to preside, the President-Elect shall assume such functions.

Section 9 The World Alliance of YMCAs is entitled to nominate one official representative to the International Council. Such representative shall serve on the International Council without vote for a period not exceeding four years.

Guidelines:

401 *Functions of the International Council:*

- Establish and approve Operating, Brotherhood Fund and other International Budgets.
- Determine International Convention sites and assist in drawing up programmes.
- Initiate new projects and provide maintenance and promotion for on-going projects.
- Set goals in terms of immediate objectives as well as long range objectives, being the planning group of the Association.
- Maintain Constitution under review.
- Review policies relating to membership, management of funds, issuing and recalling of Club Charters and officer and

- employee responsibilities.
- Establish guidelines, provide budget and assign responsibilities for creating necessary International publications.
 - From names submitted by the Regions and by the Nominating Committee, nominate candidates for election to offices of International President-Elect and International Treasurer-Elect.
 - In fulfilment of Article II of this Constitution, the International Council may issue position statements on actual issues. In case of urgency, such statements may be issued by the International President on behalf of Y' s Men International in accordance with guidelines for position taking statements approved by the International Council.
- 402 Y' s Men International shall have eight (8) Areas or such number of Areas as may, from time to time, be created or amalgamated in accordance with this Constitution to be effective 4 August 2016. The eight Areas represented on the International Council shall be:
1. Africa - all countries in the continent of Africa and adjacent islands.
 2. Asia Pacific – bounded by the eastern and southern boundaries of the ex-USSR, excluding Korea and India but including South Pacific countries, Australia, New Zealand and those in adjacent islands.
 3. Canada/Caribbean - all provinces and territories in Canada and the Caribbean islands.
 4. Europe - bounded on the west by the Atlantic Ocean and extending east to the western boundary of the ex-USSR, including those countries in the Middle East as clarified later.
 5. India - all States and Territories of India and all countries and territories on the Arabian Peninsula which border the Persian Gulf and the Gulf of Oman.
 6. Korea - all provinces and territories thereof.
 7. Latin America - all countries in South and Central America and Mexico.
 8. United States - all states and territories thereof.
- 403 The entitlement of each Area to membership on the International Council shall be calculated every odd year and be based on an average of paid members according to the four half-yearly membership reports following the last entitlement calculation as available at IHQ by 30 June that year. However, in accordance with Section 2 above, if any Area is entitled to more seats, such seats shall only be available when the terms of office of the sitting members of the Council expire.
- 404 The mathematical method to be used in calculating the entitlement of each Area to membership on the International Council is D'Hondt's Method, a descriptive document of this method being available from the International Office on request.
- 405 Legislative terms shall begin on 1 July and expire on 30 June.
- 406 Minutes of the International Council Meeting and Mid-Year Meeting shall be transmitted to each Regional Director within thirty (30) days of the meeting. The Regional Directors shall share the information with the clubs. Changes and additions shall be transmitted to the Regional Directors within another thirty (30) days.
- 407 The International Council may give approval to a Mid-Year Meeting to be held each January or February for the purpose of review and planning of the work of the Association. The members of the Mid-Year Meeting shall comprise the International President, International President-Elect, Immediate Past International President, Secretary General and, subject to justification of costs and availability of finance, International Treasurer and Area Presidents-Elect unless the International President sees a need for the Area Presidents to attend in their place. No legislative decisions can be made by the Meeting, unless special authorization on specific matters has been given by the International Council. The venue shall be determined by the International President in consultation with the International Executive Officers, taking into consideration costs, special goals of meeting, venues of previous meetings and current conventions.
- 408 Area Constitutions or Area Guidelines shall not be in conflict with the International Constitution. Where there is a conflict that portion of the Area Constitution or Area Guidelines causing the conflict shall be treated as invalid and the International Constitution shall prevail. These Constitutions or Guidelines and any revisions of them must be submitted to the International Council for approval.
- 409 For a club to have annual voting privileges on international issues, it must by 30 September be in good standing as defined in Guideline 410, have at least fifteen (15) members for the three last semesters and have the required details of its Club President recorded at IHQ. A club failing to meet any of these requirements forfeits its international voting rights for that year. Exceptionally for the year 2020/21, this deadline shall be extended to 30 November.
- 410 A club in good standing is a club which has paid Regional, Area and International Dues as requested for 100% of its reported members during the last three [3] semesters. Area and Regional dues will be considered timely paid unless IHQ receives information to the contrary from the Area/Region, before 1 December each year, accompanied by the request for exclusion from the good standing status. For a newly chartered club to be eligible to vote on International issues the club should have been in existence for at least two [2] semesters and paid all the above dues for 100% of its reported members during that period.
- 411 For clubs chartered at least 25 years (as of 31 December) with 5–14 members, for the sole purpose of voting in the International Elections, each Club may, via the stipulated method, submit to the Regional Director, with a copy to IHQ, a request for exemption from the minimum membership requirement in Guideline 409. The request must be received by the Regional Director by 30 September and must certify that the club is actively seeking to increase its membership and state the number of members for the most recent three semesters. The Regional Director shall send all requests he/she endorses to IHQ (individually or all together) to be received by 15 October with copies to AP. Subject to the decision by the IEOs, the clubs shall vote without awaiting notification of the decision. The Regional Directors shall subsequently be notified of the decision, with explanation if the request is rejected.
- 412 Neither a candidate for election to any international office, nor any affiliated club, club member or group is permitted to campaign for office on behalf of the candidate by sending letters, literature or any kind of influential messages to enhance any candidate' s chances of election. If a violation is reported, the Nominating Committee after reviewing and verifying and determining who has acted in violation of this prohibition, shall request the application of Guideline 308.
- 413 In the event of a tied vote for election of an International Council Member, a committee appointed by the Area President of the Area concerned shall cast the tie breaking vote.
- 414 Young Members of the International Council shall be nominated by and elected from the Clubs in the individual Areas. Young Members referred to herein are Club members between the ages of 26 and 39. The order of rotation for

Young Members seat allocation will be: India, Europe, Korea, Asia Pacific, United States, Canada/Caribbean, Latin America and Africa, each serving one (1) two (2) year term, except the Young Member elected by Area India in the international election 2014-15 who shall serve one (1) three (3) year term. In the event an Area is unable to nominate a candidate at its appointed time in the rotation, the seat will be filled by the Area next in the rotation order. At no stage, shall any Area have more than one (1) Young Member on the Council.

415 *Any Area entitled to multiple seats on the International Council may, subject to approved conditions in its Area Constitution, phase the allocation of these seats in an equitable manner by rotation among the various Regions within the Area.*

ARTICLE V – ADMINISTRATIVE OFFICERS

Section 1

- A. Administrative Officers of this Association shall be an International President, International President-Elect, Immediate Past International President, International Treasurer and the Area Presidents who shall be members of the International Council.
- B. The Area Presidents shall be selected by a process to be determined by each Area. Each Area shall determine in its Constitution the eligibility of an eventual Young Council Member to the position of Area President Elect.
- C. When an Area is entitled to only one seat on the International Council that seat shall be occupied by the person elected as International Council Member who shall be the Area President. Should the Area be entitled to more than one seat, the Area President Elect shall be elected from that Area's International Council Members in office for the respective year of the Presidency. In both cases, he/she shall be elected in time to serve one year as Area President Elect.
- D. Regions shall have a Regional Director and may have such other Regional and District or other designated sub-Regional officers as they desire, all of whom shall be selected by their respective Regions and Districts or other designated sub-Regional units for terms in accordance with their respective Constitution and Guidelines.

Section 2

- A. The International Council shall nominate from names submitted by the Regions and by the Nominating Committee a minimum of two (2) and a maximum of three (3) candidates for the office of International President-Elect for a one (1) year term and at least one (1) candidate for the office of International Treasurer-Elect for a three (3) year term as International Treasurer. Such persons must come from a club with voting privileges on international issues. Each Region is entitled to submit the name of only one person from the Region or from any other Region for each office. The Nominating Committee shall be comprised of the International President, International President-Elect, Immediate Past International President and two others appointed each year by the International Council from Areas not represented by the three ex- officio members.
- B. The International President-Elect and International Treasurer-Elect shall be elected by the membership by a mail ballot of the clubs duly chartered and with voting privileges on international issues. The candidate receiving the highest number of ballots returned by the clubs, within forty-five (45) days after notice of the International Council nominations is mailed to the club president of record, will be elected. Each club shall have one (1) vote for each office. The election of the International President-Elect, International

Treasurer-Elect and International Council Members shall be held at the same time.

- C. The International President, the International President-Elect and the International Treasurer may not hold any other elective office of the Association while serving in their positions.
- D. In the event of the inability of the International President-Elect to serve, or in the event the President-Elect becomes President by reason of death, incapacity, removal or resignation of the previous President, the Nominating Committee shall submit either two or three candidates to the Regions in order that a new International President-Elect may be elected. Regions shall be given thirty (30) days to return the ballots.
- E. The International President-Elect shall automatically become the International President of the Association at the expiration of the current President's one (1) year term of office or upon the death, incapacity or resignation of the International President. If a President-Elect becomes President by reason of death, incapacity or resignation of the previous President and serves less than six (6) months in the office of President, then he/she and the appointed President-Elect shall automatically continue in office for an additional one (1) full year term.
- F. The International Treasurer may be nominated for re-election but cannot serve for more than two (2) consecutive three (3) year terms in that office.
- G. The International Treasurer Elect shall automatically become the International Treasurer of the Association at the expiration of the current Treasurer's term of office or upon the death, incapacity or resignation of the International Treasurer. If no ITE has been elected, IT's duties shall be performed by the International President Elect until a new IT can be duly elected.

Section 3

- A. The International President shall preside at all meetings of the International Council, shall oversee the work and activities of the Association and shall perform such other duties as usually pertain to that office
- B. The International President-Elect shall, in the event of the absence or inability of the International President to perform his/her duties, perform the duties and have the same authority as the President. In the event of the absence or inability of the International Treasurer to perform his/her duties and no International Treasurer Elect has been elected, the International President Elect shall perform the duties. Upon the death, incapacity or resignation of the International Treasurer, IPE shall perform the duties until a new IT can be duly elected.
- C. The International Treasurer shall receive reports from the Secretary General of all funds deposited in and disbursed from accounts of the Association. He/she shall be responsible to see that accurate itemised accounts are kept and reported and shall perform all other duties usually pertaining to that office. The Treasurer shall report to the President.
- D. The International Treasurer Elect shall, in the event of the absence or inability of the International Treasurer to perform his/her duties, perform the duties.
- E. The Area Presidents shall be responsible for the coordination of the activities of the Regions in their Areas. Twice a year they shall report to the International President concerning the situation and development in their Area. The Area Presidents shall function through the Area Office related to their Area if one exists.
- F. The Regional Director shall be the executive and coordinator for his/her Region and shall be responsible for the administration and finances for his/her Region. He/she shall report to

the Area President of his/her Area.

Section 4

- A. Appointments to special offices of the Association, as required by the International President and the International Council, shall be made by the International President and by the International President Elect to offices during his/her term as International President, subject to the approval of the International Council.
- B. The Secretary General shall serve as the Assistant International Treasurer.

Guidelines:

- 501 *In the event an Area is entitled to only one member of the Council this member shall be the Area President.*
- 502 *The International Treasurer-Elect shall be elected at an appropriate time to enable a year as International Treasurer-Elect. The International Treasurer-Elect may be invited to such international meetings as the International President considers appropriate after considering matters such as cost justification.*
- 503 *In the event of a tied vote for election of International President-Elect or International Treasurer-Elect, the International Council shall cast the tie breaking vote.*
- 504 *Guidelines 409, 410 and 411 also apply to Article V.*
- 505 *When reference is made to "The International Executive Officers" or "The IEOs" this shall mean IP, IPE, PIP and IT acting collectively.*

ARTICLE VI – EMPLOYED OFFICERS

Section 1 Employed officers of the Association shall be the Secretary General and Associate Secretaries General who shall be paid for their services to the Association.

Section 2 The Secretary General shall be employed by the International Council. Associate Secretaries General shall be employed by the International Council upon recommendation of the Secretary General. All other staff shall be employed by the Secretary General and Associate Secretaries General following policy established by the International Council.

Guidelines:

- 601 *The Secretary General's functions, responsibilities and performance standards shall be carefully defined in the job description for that office and this shall be included in the Personnel Policy of the Association. This shall be reviewed from time to time by the Personnel Committee in consultation with the current Secretary General and any changes shall be approved by the International Council.*
- 602 *The functions, responsibilities and performance standards of the Associate Secretaries General and other staff shall be carefully defined under his/her job description and negotiated with his/her supervisors and also be reflected in the Personnel Policy of the Association.*
- 603 *A Personnel Policy, annual job performance standards formulated by employees in negotiation with their supervisor and a wage salary administration plan for employees shall be developed with automatic annual review by a personnel task force or Personnel Committee. The Secretary General is accountable to the International Council. The Associate Secretaries General and other staff are accountable to the Secretary General for evaluation and reward within established policy.*

ARTICLE VII – VACANCIES IN OFFICE

Section 1 An International Officer or member of the International Council may be removed from office for malfeasance or non-feasance upon majority vote of at least three fourths ($\frac{3}{4}$) of the membership of the International Council in a mail ballot or at a regular meeting. Such a procedure may be authorized by the International President. In the event that the procedure pertains to the office of International President, signed submissions shall be required from a minimum of four International Council Members each coming from a different Area. A document shall be sent out from the International Office with the ballot, containing reasons for the proposed action, details of impending removal procedures and comments from the person involved, if he/she desires to submit these for publication.

Guideline:

- 701 *Should the position of International President-Elect-Elect become vacant because of death, resignation or incapacity, the following procedure shall apply. The Nominating Committee shall submit either two or three candidates to the Regions in order that a new International President-Elect-Elect may be elected. Regions shall be given thirty (30) days to return ballots.*

ARTICLE VIII – OFFICES

Section 1 An International Office shall be maintained to coordinate the work of Area Offices and to serve Areas not served by an Area Office.

Section 2 Area Offices may be established at the request of the Area or Regions in the Area and with the approval of the International Council for the purpose of promoting and maintaining the work of the Association in Areas.

Section 3 Criteria for requesting an Area Office shall include a plan of operation for at least three (3) years and shall specify:

- A. Required administrative staff.
- B. Financial requirements of the office and proposed method of obtaining same.
- C. The Area to be served.

ARTICLE IX – FINANCE

Section 1 The International Council shall determine a uniform financial share on a per capita basis that each Region shall pay in support of the International Operating Budget of the Association, with the approval of a simple majority of the Regions responding in a mail ballot. The International Council, at its discretion, may authorize payment of less than a uniform financial share on a per capita basis to any Club, Region or Area, subject to review each year.

Section 2 Each Region shall be responsible for its own finances and shall:

- A. Collect all International, Area and Regional dues.
- B. Pay to the International Office or related Area Office, on a semi-annual basis, the Region's share of the Association's expense, as determined in Section 1 of this Article.
- C. Receive all International and Regional reports required from the clubs and transmit required International reports to the International Office or related Area Office.

Section 3 The fiscal year shall be set by the International Council.

Section 4 A Region may delegate the responsibilities of Section 2 to its Area Office, if one exists, or to the International Office, subject to an agreement between the Area or Region and the International Council to accept the responsibilities.

Guidelines:

- 901 *The fiscal year shall be from 1 July to 30 June, effective from 1 July 2013.*
- 902 *For each fiscal year the International Council shall approve budgets and accounts for all accounts and funds operated by Y's Men international. This shall include both income and expenditure.*
- 903 *The Brotherhood Fund operation shall conform with the existing Brotherhood Fund policy.*
- 904 *Each Area and Region shall determine the due structure and other methods to get the necessary funds to meet its share of the International Budget and other operating needs. Failure of a club to pay International, Area or Regional Dues for a period of eighteen (18) months will result in the club's Charter being revoked.*
- 905 *The Regions shall pay the International and Area Dues for all reported members as of 1 February, and 1 August in each year.*
- 906 *Less than uniform financial shares shall be decided by the International Council by a simple majority of Council Members present and voting or by a mail ballot – either by a motion issued by the International President, as decided by the IEOs, or by a motion by the International Council Members.*

ARTICLE X – CONVENTIONS

Section 1 International Conventions shall be held and shall be developed, planned and executed under the leadership and supervision of the International Council, which may delegate this authority.

Guidelines:

- 1001 *The International Convention shall provide opportunity to disseminate information, share experiences and provide inspiration and spiritual renewal for the delegates, and to be a source of suggestions and recommendations to the International Council for consideration and possible implementation. Preparation for and conduct of International Conventions shall generally be in accord with the official International Convention Manual.*
- 1002 *The International Council shall select a site for conventions at least three (3) years previous to the dates of the convention.*
- 1003 *An International Convention Committee shall be appointed by the International President with the approval of the International Council at least two (2) years before the Convention takes place and shall consist of at least the International Convention Committee Chairperson of the given Convention, the Chairperson of the next succeeding Convention when appointed, the Chairperson of the Host Convention Committee, the International Treasurer and the Secretary General. The International Convention Committee shall be responsible for the execution of the programme, theme, selection of speakers, financial control and review.*

ARTICLE XI – REGIONS

Section 1 The International Council shall designate as many Regions as deemed necessary to adequately serve and coordinate the activities of the Association. Changes in Regional boundaries

may be made only after consultation with the affected Regions.

Section 2 Each Region shall be responsible for its own organisation and shall conduct its own internal affairs.

Section 3 There shall be Regional Constitutions which shall not be in conflict with the International Constitution. These Constitutions, and any revisions of them, shall be submitted to the International Council for approval.

Guidelines:

- 1101 *Regions shall have the responsibility and authority to:*
- A. *Choose a name for their specific Region in harmony with other Region names. No duplication in Region names will be accepted.*
 - B. *Plan and conduct Regional Conventions.*
 - C. *Elect their own Regional Director who will be the chief officer to the President of his/her Area.*
 - D. *Subdivide the Region as needed.*
- 1102 *Training of Regional Directors may be done by the Secretary General and/or members of his/her employed staff or other person delegated by him/her.*
- 1103 *In designating or revising present Regions, adequate consideration shall be given to each relevant aspect geographical, linguistic, cultural, ethnographic and financial in order to accomplish and maintain the objectives of the Association. In principle, Regions should consist of at least fifteen (15) clubs with a total membership of three hundred (300).*
- 1104 *Where extension is considered possible in a country not currently affiliated to a Region, the Area Council in which the country stands shall allocate the responsibility for extension work as it deems appropriate. While the Area boundaries are being reviewed, Area Europe shall be responsible for all countries from the Atlantic Ocean to the Ural Mountains. When a new club is to be chartered in a new country, the International Council, in consultation with the relevant Area and Regions, shall change the boundary of an existing Region in accordance with Article XI, Section 1.*

ARTICLE XII – SIGNATORIES

Section 1 The International Association of Y's Men's Clubs shall be bound by such signatures of its international elected officers and members of staff and in such circumstances as shall be laid down from time to time by the International Council.

Guideline:

- 1201 *All financial transactions of The International Association of Y's Men's Clubs require any two of the following five designated signatures:*
- *International President*
 - *International Treasurer*
 - *International Secretary General*
 - *Assistant to International Secretary General*
 - *One staff member designated by the International Secretary General*

ARTICLE XIII – DISSOLUTION

Section 1 The International Association of Y's Men's Clubs can only be dissolved at a meeting of the International Council (where a quorum is established) and then only if at least three quarters of those members present and voting at such a meeting shall record their votes in favour of the resolution proposing such dissolution. The proposal would then need a three quarters affirmative vote of

the clubs duly chartered and in good standing responding in a mail ballot.

Section 2 No proposal for dissolution of the International Association of Y's Men's Clubs shall be entertained unless written notice is given to the International Council. The notice shall contain a complete copy of the dissolution proposal and if known, the date of the International Council Meeting at which it is to be considered. The chosen International Council Meeting must succeed date of notification by at least 10 months.

Section 3 The resolution for dissolution shall name the members (the Area Presidents and a re-appointable alternate of the current International Council) plus the International President to act as Trustees (hereinafter called "the Trustees"). On the resolution being passed as provided in Section 1 of this Article, the property and funds of the Association shall be administered by these Trustees for a period of no more than five years. The number of Trustees shall remain constant as originally established and they shall have the authority to appoint the alternates.

Section 4 In the case of dissolution of the Association, the Trustees shall distribute entirely all available property and funds to a non-profit-making organisation or association pursuing similar public-interest goals and benefiting from a tax-exempt status. If it meets these requirements, the World Alliance of YMCAs is named the designated recipient. The funds and property of the Association shall neither be returned to its founders or members nor used for their profit, in part or in full, at any time or in any manner whatsoever.

Section 5 After such dissolution no former Member (affiliated club) of the Association or former member of any of its constituent bodies shall have the right to take any legal action or prefer any claim in any country with regard to any decision or action taken by the Trustees.

ARTICLE XIV – AMENDMENT

This Constitution may be amended upon two-thirds (2/3) affirmative vote conducted as a secret ballot of the International Council and a two-thirds (2/3) affirmative vote of the clubs in good standing and with voting privileges on international issues as per Guidelines 409 and 410 responding in a mail ballot.

Guidelines:

1401 *Guidelines may be amended at any meeting of the International Council by a simple majority affirmative vote of the Council members present and voting.*

1402 *The International Council shall establish a due date for all replies to proposed amendments.*

1403 *Notice of amendment[s] to the International Constitution must be lodged in writing to the International Secretary General at least forty-five (45) days before the next International Council meeting setting out the specific clause[s] or part[s] thereof to be amended and a statement of intention must be submitted therewith.*

1404 *Motions which foreshadow any amendment to the International Constitution must be moved and seconded by members from different Areas and the advice of the International Constitution Review Committee be sought in advance on amendment of Guidelines for the sole effect of determining how the proposed amendment harmonises with or affects dispositions other than those under consideration. During International Council Meetings, advice shall be sought, if practical, from the International Constitution Review Committee or alternatively from the collective constitutional*

wisdom of the Council Members or of anyone present knowledgeable of the International Constitution
1405 *In the event a secret ballot by the International Council must be conducted, this shall be done using a double envelope system or an internet-based secure election system.*

*Y' s Men International
9 Avenue Sainte-Clotilde
1205 Geneva Switzerland
Version July 2021*

国際憲法とガイドライン（訳文）

第1条 名称、モットー、本部および法的地位（NAME, MOTTO, HEADQUARTERS AND LEGAL STATUS）

第1項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会（The International Association of Y's Men's Clubs）と称し、そのモットーは「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」（To acknowledge the duty that accompanies every right）である。

第2項 「ワイズメンズクラブ国際協会」の本部は、スイスのジュネーブに置かれる。

第3項 「ワイズメンズクラブ国際協会」が法人組織を有し、それ故スイス民法典第60条および関連条項に基づいて法人格を取得することを意図し、ここにそれを宣言する。

*ガイドライン

101 「ワイズメンインターナショナル」（Y's Men International）の名称を使用してもかまわない。

102 国際名称が翻訳される場合は、YMCA またはそれを象徴する表示、またはその訳語を使用するものとする。

103 エムブレム（標章）は、次の要素で構成されるものとする。

(1) 上方一辺に「International」の語を添えた赤色の三角形

(2) 三角内に大きな青色の「Y」

(3) 「Y」の上部に金色の星を置き、まわりに光芒をつける。

何らかの識別用の図ないしエムブレムが、ワイズメンズクラブ国際協会の表記との関連で使用される場合は、必ず上記エムブレムを併置させることとする。

第2条 綱領と目的（Purpose and Objectives）

第1項 ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々が共に働く、世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心を共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類のため、よりよき世界を築くべく尽力するものである。

第2項 協会の目的は、次のとおりである。

A. 世界中にわたり、ワイズメンズクラブを結成し、これの継続発展を力づけ励まし、これを育てる。

B. すべての加盟クラブの諸活動を円滑ならしめ研修用諸資料を供給すると共に、血の通ったリーダーシップを開発する。

第3項 すべての加盟クラブの目的は、次のとおりである。

A. 第一に YMCA のためのサービスクラブとして活動する。

B. その他にワイズメンにふさわしい団体を支援する。

C. 市民的、国際的諸問題のただ中で、倦むことなく、一党一派に偏しない正義を追及する。

D. 宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的諸問題につき、会員達を啓発し、積極的にこれに参加連帯させる。

E. 健全な交友関係をつくり出す。

F. この協会の国際、地域、区の事業を支援する。

*ガイドライン

201 「イエス・キリストの教えに基づき」とは、ワイズメンは、イエス・キリストが教えられたことを受け入れることを意味し、また、イエス・キリストの教えをワイズメンが実際の行動に移すよう心掛けることを意味する。イエス・キリストの教えは、ワイズメン全体の意志決定のための、クラブならびに国際協会の運営のための、さらにワイズメン個人の日々の生活のための、ガイドライン（指針）となるものである。

第3条 構成会員（Membership）

第1項 この協会は、これに加盟するワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブまたは Y サービスクラブをもって構成される。今後は、これらクラブを総称して「加盟クラブ」と称する。

第2項 各クラブの会員は、男性のみ、女性のみ、またはその両者によって構成される。何人も、人種、信仰、皮膚の色または出身国の故に、会員の地位を拒まれることはない。加盟クラブの会員は、ワイズメンまたはワイズウィメンと呼ぶ。

第3項 ワイズメンズクラブ、YMCA および地域社会を支援するために、独自の活動や事業を計画、実行する、女性のみワイズメネットクラブを各クラブ、部、区、地域および国際レベルにおいて設けることができる。

第4項 書記長（Secretary General）は、ワイズメンズクラブ国際協会の運動発展のために貢献があった者に対し、それが過去のものであると現在のものであるとを問わず、国際会長の承認を経てこれを表彰し、これに「名誉会員」（“Honorary” Membership）の地位を贈ることができる。

第5項 加盟クラブの存在しない地域社会に居住する者は、その区理事（Regional Director）ならびに書記長に申し出て、その承認を得た上で、「広義会員」（Members-at-large）となることができる。

*ガイドライン

301 この協会の1単位として組織された少なくとも3人のグループは、クラブと称される。

302 各クラブは、少なくともその所在する都市、州または国の名をその名称に入れること。ただし2個以上のクラブが存在する地域社会では、各クラブは、適当な識別名称を加えるものとする。

303 すべてのクラブ会員は、関連地区のYMCAの会員になることが望まれる。

304 世界YMCA同盟およびそれに加盟する各国の同盟との積極的な協力関係を保つために(1)ワイズメンズクラブ国際協会と世界YMCA同盟との間および(2)各国内にあるいくつかの区とその国のYMCA同盟または地方YMCA組織との間で、それぞれ連絡を密接にするものとする。

305 ワイズメンズクラブを組織するための要件と権限は、区ごとに作成し、実施するものとする。

306 区理事は、クラブがいつ加盟申請の要件を備えるに至ったかを定めるものとし、この通知を書記長に行う。新クラブの最少会員数は5人とする。書記長は、新クラブを登録し、加盟認証状を発行するものとする。

307 区理事は、区役員会の承認のもとに、クラブがいつ廃止となるかを定めるものとし、その決定を書記長に通知するものとする。

308 加盟クラブの会員は、この協会の原理や目的に意図的に反する行動を取った場合、国際執行役員および書記長によって、利害の対立する関係者から直接または電子的媒体で十分聴聞した上で、選挙によるもの、指名によるもの、推薦によるものを問わず、その不品行の重大さに応じて1年から10年の間、協会内のいかなる職務に就くことを禁じられることがある。

309 クラブのチャーター(ガイドライン306)は、クラブ会員が本協会の法とルールに適合する限りにおいてのみ有効であるものとする。国際執行役員および書記長の総意によって、加盟クラブが本協会の目的、目標、使命、または国際憲法に違反する作為または不作為があったとされた場合には、調査および関係クラブからの正式な聴取の後、国際議会メンバーの少なくとも3分の2の多数決によって決議され、加盟資格が剥奪されるものとする。投票は、いかなる議会の会合または郵便投票によって行われる。国際議会の決定は、最終的なものである。

310 この協会の綱領や目的、ミッション、憲法などに違反する行動があった場合、ワイズメンズクラブ国際協会紛争手続き委員会が、対応措置を取る。

311 広義会員は、国際議会の決定に基づいて毎年会費を支払う。広義会員は、ワイズメンズクラブ国際協会における票決権を有しない。

第4条 立法役員 (Legislative Officers)

第1項 この協会の立法権は、国際議会 (International Council) に委ねられる。

第2項 国際議会は、15人の議員で構成する。各地域は、この議会に代表として1人の議員を選出する。他の2議席は「ガイドライン414」の順番方式で選出された地域を異にする青年会員議員が占める。残りの議席は、地域の国際会費支払い済みの会員数が国際協会の全会員数のうちに占める割合に応じて地域間に配分される。ただし如何なる地域も青年会員議員を除く3議席以上を占めることはできない。2013年以降に選出された国際議員は、1任期2年のみを務めるものとする。なお青年会員議員として1任期2年の任務を終了した後に40歳の年齢に達し、しかもその議席から最低5年を経過した後であれば、更に2年任期の1期のみ議員に就任することができるものとする。

第3項 各クラブは、選挙期日の90日前迄に、その地域選出の国際議会議員候補者1人の指名を、国際事務局および現地域代表国際議会議員に申し出ることができる。この候補者は、国際議会により定められた資格要件を満たさなければならない。地域は国際議会の承認を得て地域独自の資格要件を定めることができる。若手国際議会議員の資格に関しては、国際議会によるのみ定められる。国際事務局は、選挙期日45日前迄に各クラブに対し、指名委員会が当該地域会長と協議のうえ下した決定に基づいて、役職1つについて多くとも3人までの候補者を提示するものとし、その中、1人は、各クラブから最多数の指名票を得た者が含まなければならない。国際レベル案件に対する投票権を有するクラブは、その地域から選出される国際議会議員1人につき1票の投票権を有する。投票締切日迄に国際事務局に到着した郵便投票の結果、役職ごとの最高得票者をもってその役職の当選者とする。

第4項 国際議会は、毎年少なくとも1回開催される。その他にも国際会長の召集によって召集することができる。また、国際議会議員の1人が開催を要請し、かつ議会構成員または活動中の加盟クラブの少なくとも20%が、書面によりこれを承認した時に、召集することができる。その他にも、活動中の加盟クラブの20%の要請によっても開催を求めることができる。

第5項 国際議会の議事処理のため必要な定足数は10人とする。また、国際議会は、国際会長が提出した、または国際会長の承認を得て提出された議題に関しては、たとえその議題が事前に配布された議事日程に記載されていなくとも、郵便により議事処理を行なうことができる。

第6項 ICM (国際議員) が何らかの理由で職務が実行できない場合は、エリア・リーダーシップの決定で ICME (次期国際議員) が代行するか、または ICME (次期国際議員) が選ばれていない場合は IPICM (直前国際議員) が代行する。ICM (国際議員) が死亡、職務遂行不能または辞任の事態が生じた場合、ICME (次期国際議員) が自動的に ICM (国際議員) になるものとする。ICME (次期国際議員) が選ばれていない場合、ICM (国際議員) が第3項に沿って選ばれるまで、任務は、エリア・リーダーシップの決定で IPICM (直前国際議員) によって実行されるものとする。

第7項 国際会長は、国際議会の全ての会議の議長を務めるが、賛否同数のときに決定投票を行う場合を除いて票決権は有しないものとする。

第8項 次期国際会長 (International President-Elect)、直前国際会長 (Immediate Past International President)、国際会計 (International Treasurer) および書記長は、国際議会のすべての会議に列席するものとするが、投票権を有しない。国際会長が議長の職務を行使できない場合には、次期国際会長がその職務を代行する。

第9項 世界YMCA同盟は、国際議会に1人の公式代表を指名出席させる権利を有する。その代表は、4年を超えない任期中、

投票権無しで国際議会に出席する。

*ガイドライン

401 国際議会の機能は、次のとおりである。

- (1) 経常予算、BF 予算その他の国際予算の設定および承認
- (2) 国際大会の開催地を決定し、プログラムの企画について支援する。
- (3) 新事業を開始させ、進行中の事業に対しては継続ないし促進をはかる。
- (4) 国際協会の計画にあたるグループとして、短期的な目標ならびに長期目標に関して実施すべき案件を設定する。
- (5) 国際憲法を継続的に検討する。
- (6) 会員制度、資金管理、クラブ加盟認証状の発行ならびに回収、および役員と職員の責任事項に関してそれぞれの政策を検討する。
- (7) 必要な国際協会の出版物の制作に関してガイドラインを定め、予算を設け、責任分担を決める。
- (8) 各区および指名委員により提出された者のなかから、次期国際会長および次期国際会計に選挙されるべき候補者を指名する。
- (9) 本憲法第 2 条の遂行のために、国際議会は、現実が生じた諸問題に対して立場の表明を行うことがある。緊急時において、この立場の表明は、国際議会で承認された立場の表明に関するガイドラインに基づいて、国際会長がワイズメンズクラブ国際協会を代表して行うことができる。

402 ワイズメンズクラブ国際協会は、8 の地域、もしくは 2016 年 8 月 4 日に発効するこの憲法の規定に基づいて随時新設・合併され得る数の地域によって構成される。国際議会に代表を送る 8 の地域は、次のとおりである。

- (1) アフリカ —— アフリカ大陸および周辺諸島にある全ての国
- (2) アジア太平洋 —— 旧ソビエト連邦の東と南の端をもって境界とする。ただし韓国とインドは含まないが、南太平洋地域、オーストラリア、ニュージーランドおよび周辺諸島を含める。
- (3) カナダ/カリブ海諸国 —— カナダの全州およびその領有地とカリブ海諸島の全ての国
- (4) ヨーロッパ —— 西は、大西洋を境界とし、東は、旧ソビエト連邦西部境界に至るものとし、中東地域にある諸国を含める。ただし、この地域については後日、別に規定する。
- (5) インド —— インドの全部の州および準州ならびにペルシア湾とオマーン湾に接するアラビア半島内のすべての国と地域
- (6) 韓国 —— 韓国の全州およびその領有地
- (7) ラテンアメリカ —— メキシコおよび中南米にある全ての国
- (8) アメリカ合衆国 —— アメリカ全州およびその領有地

403 各地域の国際議会に選出する議員数の決定は、毎奇数年に計算され、その年の 6 月 30 日時点で国際事務局が把握している直近過去 4 回の半期報告の会費支払会員数の平均に基づく。しかしながら上記第 2 項により、いずれかの地域の議席数が増加される場合は、国際議会の現議員の任期が切れる時にはじめて割当てられるものとする。

404 各地域の国際議会に選出する議員数の算出に用いる数学方式は、ドント方式である。この方式の説明書は、請求すれば国際事務局から入手できる。

405 立法年度は、7 月 1 日に始まり、6 月 30 日に終了するものとする。

406 国際議会および（次項の）年央会議の議事録は、会議後 30 日以内に各区理事に送達される。区理事は、この情報をクラブに伝達すること。変更および追加事項は、その後 30 日以内に区理事に送達されるものとする。

407 国際議会は、国際協会の活動を検討し計画を立てる目的で毎年 1 月または 2 月に年央会議と呼ばれる会合を催し、その会議に国際議会と同等の効力があることを認める。年央会議を構成する者は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および書記長とし、さらに経費の点で理由が成り立ちかつ予算が許せば、国際会計ならびに次期地域会長も加えるものとする。ただし、後者については、国際会長が必要と認めるときは、現地域会長をもって代える。国際議会によって特定事項に関し特別の権限を与えられていない限りは、立法上の決定は、一切この会議により行われることはない。開催地は、執行役員と協議の上、国際会長により選定される。ただし、これには経費、会議の特別な目標案件、前回までの会議ならびに当今の国際大会の開催地のことを考慮に入れることとする。

408 地域憲法または地域ガイドラインは、国際憲法に矛盾抵触するものであってはならない。もし矛盾抵触する場合は、地域憲法または地域ガイドライン中の矛盾抵触をきたしている部分は、無効として扱われ、国際憲法が優先される。これら憲法またはガイドラインおよびその修正条文は、すべて国際議会に提出して承認を求めねばならない。

409 クラブが国際レベルの案件に対する投票権を持つためには、クラブは、9 月 30 日以前にガイドライン 410 に定められたとおり活動中であり、直前 3 半期において最小限 15 人の会員を有しており、かつ国際事務局に会長について定められた詳細が記録されていなければならない。これらの条件の一つでも満たさないクラブは、その年の国際選挙権を失う。

410 クラブが活動中（in good standing）であるとは、報告済みの会員数の 100% 分の区会費、地域会費ならびに国際会費を、直近の過去 3 半期を通して支払ったクラブを意味する。「活動中」のクラブという地位からの除外の要求を添付し、地域および区から該当クラブが「活動中」ではないとの連絡が、毎年 12 月 1 日までに、国際事務局に入らない限り、地域会費と区会費は、予定どおりに支払うものとみなされる。新しくチャーターしたクラブは、少なくとも 2 半期継続し、その間、上記のすべての会費を、報告済みの会員数の 100% 分払った場合において、国際投票の資格を有することとなる。

411（12 月 31 日現在で）チャーター後少なくとも 25 年が経過しており、会員数が 5 人から 14 人のクラブについては、国際選挙の投票のみを目的とし、ガイドライン 409 での最少必要会員数規定の免除の要求を区理事（写しを国際事務局）に対し

て提出することができる。この要求を区理事は、9月30日までに受領しなければならず、また、当該クラブが積極的に会員数を増やす努力をしていることを証し、また直近3半期の会員数を明示しなければならない。当該区理事は、是認した全ての要求を国際事務局に（個別でも全体をまとめてでも）10月15日までに届くように（写しを地域会長）送らなければならない。国際執行役員の決定を条件として、当該クラブは、決定の通知を待たずに投票をすることができる。当該区理事は、後に、もし要求が却下された場合は、その理由説明とともに決定の通知を受ける。

412 国際レベルのいかなる役職の候補者またはいかなるクラブ、集団、関係者も、候補者の当選の可能性を増大させるために書簡、印刷物および他の影響を及ぼしうる通信を送ることにより候補者のために役職獲得のための選挙運動を行うことは、許されない。もし違反が報告された場合、指名委員会は、その報告を調査、確認の上、誰が違反したかを決定し、ガイドライン308の適用を要求する。その候補者を失格させる権利を有する。

413 国際議会議員の選挙において、同数得票になった場合、当該地域の地域会長が任命した委員会が決定票を投ずる。

414 国際議会の青年会員議員は、個々の地域のクラブによる指名を受けた青年会員が、選挙によりその地域のクラブから選出される。ここでいう青年会員とは26歳から39歳までの会員である。この青年会員議席の地域配分順序は次のとおり、インド、ヨーロッパ、韓国、アジア太平洋、アメリカ合衆国、カナダ/カリブ海諸国、ラテンアメリカ、アフリカの順番とし、その議席就任期間は、2年1任期のみとする。ただし、2014/2015年度の国際選挙で選出されるインド地域の青年会員議席は3年1任期とする。また、該当する地域順序の時に候補者指名ができない地域がある場合は、その次の配分順序の地域に振り替えられる。国際議会において、地域選出の青年会員議席は、如何なる地域においても、1議席を超えることはできない。

415 複数議席の権利を有した地域では、地域憲法で承認された公平な方法で地域内の配分順序の区から選出される。

第5条 行政役員 (Administrative Officers)

第1項

- A. この協会の行政役員は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長、国際会計および国際議員である地域会長とする。
- B. 地域会長は、各地域が定める手順によって選出される。各地域は、その憲法の中で青年国際議会議員となった者の次期地域会長の役職に関する被選挙権を定める。
- C. 国際議会に1議席しか有しない地域においては、その議席は、地域会長を務めることとなる国際議会議員選出者が占めることとする。2議席以上有する地域においては、次期地域会長は、在職中の地域国際議会議員の中からそれぞれの地域会長任期ごとに選出されなければならない。いずれの場合も、その任期前1年間を次期地域会長として務められるように事前に選出されなければならない。
- D. 各区は、区理事 (Regional Director) 1人をおく。区が必要とするその他の区役員、部役員その他、区以下のレベルの諸役員をおくことができる。すべてこれらの役員は、それぞれの区、部、その他定められた区以下のレベルを単位として選出され、その任期は、それぞれの憲法 (定款) とガイドラインが定めるものとする。

第2項

- A. 国際議会は、区および指名委員会により提示された氏名の中から少なくとも2人、多くとも3人の候補者を任期1年の次期国際会長職に、同時に少なくとも1人の候補者を次期国際会計職に指名する。後者は、任期3年の国際会計となるべき者である。そして、これらの者は、国際的な事案に対する投票権を有しているクラブの会員でなければならない。各区は、それぞれの役職につき1人の氏名を、自区または他のどの区からでも提示する権利を有する。指名委員会は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長およびこの3人の執行役員によって代表されない他地域の中から1年ごとに国際議会が任命する2人から構成されるものとする。
- B. 次期国際会長および次期国際会計は、正式に加盟登録がなされ、かつ国際レベルの案件に対する投票権を有する加盟クラブの郵便投票によって選出される。投票は、国際議会での候補者指名の通知が各登録クラブ会長に送付された日から数えて45日目をもって締切られ、その結果、最高得票数を得た候補者が当選者となる。各クラブは、1役職につき、1票の投票権を有する。次期国際会長、次期国際会計および国際議員の選挙は、同時に行われる。
- C. 国際会長、次期国際会長および国際会計は、それぞれの任期中には、選挙による他の一切の協会役職に就くことができない。
- D. 次期国際会長が職務遂行不能となった場合もしくは次期国際会長が現国際会長の死亡、職務遂行不能、解任または辞任の理由で国際会長に就任した場合には、指名委員会は、各区に対して2人ないし3人の候補者を提示して新しい次期国際会長の選挙ができるようにする。各区からの投票が送られて来るまでに30日間の期間を設ける。
- E. 次期国際会長は、現国際会長の1年の任期の終了に伴い、または同国際会長の死亡、職務遂行不能もしくは辞任の場合に、自動的にこの協会の国際会長となる。もし次期会長が前の会長の死亡、職務遂行不能または辞任の理由で会長職を6カ月未満務める場合には、本人および新たに指名された次期会長は、自動的にさらに1年間その役職を続ける。
- F. 国際会計は、再選されるために候補者として指名を受けることはできるが、この任期3年の職に連続2期を超えて就くことはできない。
- G. 次期国際会計は、現在の国際会計の在職期限の満了または、国際会計の死亡、職務遂行不能または辞任の事態が生じた場合、自動的に国際会計になるものとする。次期国際会計が選ばれていない場合、国際会計の任務は、新しい国際会計が選ばれるまで次期国際会長が代行する。

第3項

- A. 国際会長は、国際議会のすべての会議において議長となり、協会の事業と活動を統括すると共に、一般にこの役目の者が果すべき一切の職務を遂行せねばならない。

B. 国際会長が欠員または職務遂行不可能となり任務を果たせなくなった場合は、次期国際会長がその任務を遂行し、国際会長と同じ権限をもつものとする。国際会計が欠員または職務遂行不能となり任務を果たせなくなり、しかも次期国際会計が選ばれていない場合は、次期国際会長が任務を遂行するものとする。国際会計の死亡、職務遂行不可能または辞任の場合は、国際会計が選出されるまで次期国際会長がその任務を遂行するものとする。

C. 国際会計は、この協会の会計勘定に、預入・支出される資金の一切について、書記長より報告を受ける。国際会計は、厳密な項目勘定が守られ、かつ記録されていることを確認する義務を有し、その他、この役目が通常果すべき一切の職務を遂行する。国際会計は、国際会長の指揮を受ける。

D. 次期国際会計は、現国際会計が欠員または職務遂行不可能となり任務を果たせなくなった場合は、その任務を遂行する。

E. 地域会長は、それぞれの地域にある各区の円滑なる協力関係を推進する責任を負い、1年に2回、その地域の現況と動向を、国際会長に報告する。地域会長は、その地域に地域事務所（Area Office）がある場合には、その事務所を通じて職務を行う。

F. 区理事は、その区の運営実務者であり、その取りまとめ役でもあり、区内の一般行政ならびに財政につき責任をもつ。

区理事は、その所属する地域の地域会長の指揮を受ける。

第4項

A. 国際会長および国際議会の要請による国際協会の特別な役職は、国際議会の承認を条件として、国際会長および次期国際会長によって、それぞれの任期中の役職として任命される。

B. 書記長は、国際会計補佐の職務を行うものとする。

*ガイドライン

501 地域に国際議員が1人しかいない場合は、その国際議員が地域会長となる。

502 次期国際会計（International Treasurer-Elect）は、その職にあつて1年間の任期を過ぎるように時期を定めて選出されるものとする。次期国際会計は、国際会長が適当と判断する国際的な会議に出席招請を受けることがある。ただし、これについては、費用などを考慮の上、決めるものとする。

503 次期国際会長または次期国際会計の選挙において票数が同数の場合は、国際議会が決定票を投ずる。

504 ガイドライン 409、410 および 411 は第5条にも適用される。

505 「国際執行役員」または「IEOs」という用語は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および国際会計による集団としての職務をいう。

第6条 専従職員（Employed Officers）

第1項 この協会の専従職員とは、協会に対する役務提供により、給与を支払われるべき書記長および副書記長（Associate Secretaries General）を言う。

第2項 書記長は、国際議会により任用される。副書記長は、書記長の推せんにより、国際議会により任用される。他のすべての職員は、国際議会により定められる方針に従って書記長および副書記長により任用される。

*ガイドライン

601 書記長の職務、責任の範囲、執務基準は、この役職のための職務規定に詳しく記述され、同時にこの規定は、協会の人事方針の一部としておさめておくものとする。時々この内容は、人事委員会によって現在の書記長と協議しつつ審査を受けるものとし、変更事項は、すべて国際議会の承認を得なければならない。

602 副書記長その他の職員の職務、責任範囲および執務基準は、それぞれの職務規定に的確に記述され、監督上司との交渉の上、決定される。この内容も、また全ての協会の人事方針に記録されねばならない。

603 人事方針、雇用職員ごとにその監督上司との交渉を通して作成される年間職務基準および職員給与計画は、人事タスクフォースまたは人事委員会によって毎年必ず再検討されるものとする。書記長は、国際議会に直接責任を負う。副書記長その他の職員は、書記長に責任を負い、定められた方針の範囲内で考課と報酬を受ける。

第7条 役職の空席（Vacancies in Office）

第1項 国際役員または国際議員に不正行為または職務怠慢がある時は、国際議員総数の少なくとも4分の3以上が郵便投票、または通常議会において賛成票を投ずれば、役職を解任される。この手続は、国際会長によって認可される。もしこの種の手続が国際会長職に関するものである時は、異なる地域から選出された少なくとも4人の国際議員が署名した提案が必要となる。国際事務局から投票用紙に添えて書類が発送されるが、これには提案理由、解職手続の詳細および、もし当人が公表を希望して提出するならば、関係者のコメントを含める。

*ガイドライン

701 死亡、辞任、職務遂行不能のため次々期国際会長が万一空席となった場合には、次の手順が適用される。指名委員会は、新しい次々期国際会長を選出するために、2ないし3人の候補者を区に提示する。区は、投票に30日間の猶予を与えられる。

第8条 事務所（Offices）

第1項 国際事務局（International Office）は、地域事務所の事務の円滑なる連絡調整のために維持運営され、併せて、地域事

務所のない地域を受持つ。

第2項 地域事務所は、その地域において、国際協会の働きを推進・維持するために、地域または地域内の区の要請を受け、

国際議会の承認を経て、これを設置することができる。

第3項 地域事務所の設置を要請する際の基準としては、最低3カ年間の運営計画案とともに、下記諸項目が明示されていなければならない。

- A. 必要とする運営職員の構成
- B. 事務所運営収支予算の具体案
- C. 受持つべき地域の範囲

第9条 財政 (Finance)

第1項 国際議会は、この協会の国際運営予算を満たすために、各区が負担すべき人頭割の均等分担金を、郵便投票に応答した区の単純過半数の賛成を得て決定する。国際議会は、自らの判断で、いずれかのクラブ、区および地域に対して人頭割均等分担金額に達しない支払いを許すことがある。ただしこれは1年ごとに検討し直すこととする。

第2項 各区は、自区の財政について責任を負うと共に、

- A. 国際会費、地域会費および区会費の全てを徴収する。
- B. 協会経費にあてるべき各区分担金を、本条第1項の規定により、国際事務局またはその地域事務所に半年単位で支払う。
- C. 国際協会および区が要求するすべての報告書を各クラブから受理すると共に、国際協会が要求する報告書を国際事務局またはそれぞれの地域事務所に回付する。

第3項 会計年度は、国際議会によって定められる。

第4項 区は、第2項にあげた責任を、地域事務所または国際事務局に委託することができる。ただし、地域または区と国際議会との間の責任受託に関する協定に待たねばならない。

*ガイドライン

901 2013年から会計年度は、7月1日から6月30日とする。

902 国際議会は、毎年、国際協会により運営される全ての会計とファンドに関しての予算と決算に承認を与えるものとする。これには収入と支出が含まれるものとする。

903 ブラザーフッド資金の運営は、現行ブラザーフッド資金運用方針に準拠するものとする。

904 それぞれの地域および区は、国際予算に対する負担金、その他の運営上必要とされる資金を得るため、地域会費および区費の制度やその他の方法を定めるものとする。18カ月にわたってクラブが国際会費、地域会費または区費を支払わない時は、そのクラブの加盟認証は、失効する。

905 区は、毎年2月1日および8月1日付報告の全会員数分の国際会費ならびに地域会費を支払う。

906 定められた支出以外の財政支出については、国際執行役員会の決定を得た国際会長または国際議会議員からの動議により、国際議会での投票または郵便投票による単純過半数で、国際議会が決定するものとする。

第10条 大会 (Conventions)

第1項 国際大会の開催と、その開発、計画および実行は、国際議会の指導と管理のもとでなされる。国際議会は、この権限を他に委託することもできる。

*ガイドライン

1001 国際大会は、代表として出席する会員に対し、情報を広め、体験をわかち合い、啓発と精神的活性化を与える機会を設けるものとする。同時に国際議会に対しては、検討を行い実行に移すべき提案と推奨がなされる場でもある。国際大会の準備および開催は、原則として公式の国際大会マニュアルに準拠するものとする。

1002 国際議会は、国際大会の開催日の少なくとも3年前に大会開催地を選ぶこととする。

1003 国際大会が行われる少なくとも2年前に国際大会委員会が国際会長から任命される。この任命には国際議会の承認が必要である。この委員会には少なくとも当該大会の委員長、次回大会の委員長が任命され次第その委員長、大会実行委員長、国際会計および書記長が構成員に含まれる。国際大会委員会は、プログラムの実行、テーマ、講演者の選考、財政上の管理と評価報告の責任を負う。

第11条 区 (Regions)

第1項 国際議会は、協会の諸活動に適切に役立ち、かつこれを円滑に協力してゆくために必要と見なされる場合には、必要数だけ区を設置する。区の境界線の変更は、これに関係する複数の区との協議を経た上においてのみ実施することができる。

第2項 各区は、自区の組織について責任をもち、区内におけるすべての事務を取り扱う。

第3項 各区は、定款 (Regional Constitutions) を制定する。区定款は、国際憲法に矛盾抵触するものであってはならない。区定款および一切の修正事項は、国際議会に提出して承認を求めねばならない。

*ガイドライン

1101 区は、下記項目について、責任と権限をもつものとする。

- A. 他区の名称と調整の上で、自区の区の名称を選定する。区の名称の重複は、認められない。
- B. 区大会を企画し運営する。
- C. 区理事を選出する。区理事は、自区の所属する地域会長に対し、連絡主任者となる。
- D. 必要に応じて区を更に区分すること。

1102 区理事の研修は、書記長もしくは書記長の雇用職員または書記長から委任を受けた者によって実施してよい。

1103 現行の区の確定または改編に際しては、地理、言語、文化、人種、財政など、関係する側面すべてについて十分に検討を加えるものとする。これは、国際協会の目的を達成し、継続して行くために必要である。原則として、区は、少なくとも 15 クラブ、会員総数 300 人以上をもって構成すべきである。

1104 現在の区に含まれていない国にエクステンションを行う場合、その国が存在する地域議会は、エクステンション業務を適切に責任分担させなければならない。地域の境界について検討が行われているが、ヨーロッパ地域は、大西洋とウラル山脈に挟まれる地域の全ての国をその責任範囲とする。新しい国に新クラブを設立する時は、国際議会は、関係する地域および区と協議の上、第 11 条第 1 項に従い現行区の境界線を変えるものとする。

第 12 条 署名者 (Signatories)

第 1 項 ワイズメンズクラブ国際協会は、選挙による国際役員および職員の署名およびその署名を行う局面に拘束される。署名者と署名の局面は、必要に応じて国際議会が規定するものとする。

*ガイドライン

1201 ワイズメンズクラブ国際協会のすべての財務処理には、以下の 5 人の指定署名人のうちのいずれか 2 人の署名を必要とする。 国際会長 国際会計 書記長 副書記長 書記長により指名された職員 1 人

第 13 条 解散 (Dissolution)

第 1 項 ワイズメンズクラブ国際協会は、国際議会（国際議会の定足数は定められている）の会合においてのみ、またその会合に出席し投票する議員の少なくとも 4 分の 3 がその解散を提案する決議案に賛成の記名投票を行なった場合にのみ、解散することができる。その提案は、次に、正式に加盟し活動中のクラブの 4 分の 3 が郵便投票で賛成票を投票することを必要とする。

第 2 項 ワイズメンズクラブ国際協会の解散決議案は、書面をもって国際議会に提出されない限り、受理されない。議案の告知は、解散決議案の完全な写しと、もしわかっている場合には、決議案が議論される国際議会の月日を含むものとする。選択された国際議会は、告知日から少なくとも 10 ヶ月後でなければならない。

第 3 項 解散決議案成立に伴い、構成員（地域会長と当該期間の国際議会の再任可能な代理人）および国際会長を「管財人」の役目を果たす者（以下「管財人」と称する）として指名しなければならない。本条第 1 項の規定に従って解散が可決された場合は、協会の財産および基金は、これらの管財人により、5 年間を限度として管理されるものとする。管財人の人数は、当初確定したまま一定に保たれ、管財人は、代理人を任命する権限を有する。

第 4 項 協会が解散した場合は、管財人は、すべての手に入る財産と基金を、同様に公益を追求し、免税措置の資格のある非営利団体または協会に分配する。もし、このような条件に合致するのであれば、世界 YMCA 同盟を（財産と基金の）受入団体として指定する。協会の基金および財産は、一部であれ全体であれ、いかなる時も、いかなる方法によっても、決して設立者や構成員に払い戻されたり、彼らの利益のために使用されたりしてはならない。

第 5 項 このように解散した後は、協会の以前の構成員（加盟クラブ）または協会のいかなる構成団体の以前の構成員も、管財人が下した決定、行動に関していかなる国においても、いかなる訴訟や要求を行なう権利をもたない。

第 14 条 改正 (Amendment)

この憲法の改正は、国際議会での秘密投票により 3 分の 2 の賛成票が得られ、かつ、活動中でガイドライン 409 および 410 で規定されているように国際的な事案に対する投票権を有するクラブの郵便投票により 3 分の 2 の賛成票を得られた場合に成立する。

*ガイドライン

1401 ガイドラインは、国際議会のどの会議に於いても、議決権を行使しうる出席国際議員数の単純過半数による賛成投票を以って改正することができる。

1402 国際議会は、提案した改正事項に対する賛否の応答の締切日を設定する。

1403 国際憲法改正の通知は、次の国際議会の遅くとも 90 日前までに、改正しようとする特定の条項または箇所を提示したものを書記長宛に書面にて提出されなければならない。それと共に改正の意図を述べたものも提出されなければならない。

1404 国際憲法の改正に繋がる動議は、異なる地域の国際議員によってそれぞれ提案、支持されなければならない。また、ガイドラインの改正案が他の条文と整合しているかまたは他の条文にどのような影響があるかについて、事前に国際憲法審査委員会にアドバイスを求める。国際議会開催中であれば出来れば国際憲法審査委員会あるいは国際憲法に精通した議員または国際憲法に精通した人からのアドバイスを受けて審査する。

1405 国際議会で秘密投票を実施する必要がある場合は、二重封印封筒システムまたは電子認証方式（インターネットベースで保護された選挙システム）で実施する。

1974年3月 本文 ワイズメンズクラブ国際憲法邦訳委員会訳

1982年3月 ガイドライン 文献サービス事業委員会訳

2019年6月 2018・19年改正部分 利根川恵子（東日本区）訳

2020年6月 2019・20年改正部分 利根川恵子（東日本区）訳

2021年7月 訳文一部修正 田中博之（東日本区）訳

2022年7月 2021年改正部分 田中博之（東日本区）訳

ワイズメンズクラブ国際協会

アジア太平洋地域憲法

第1条 名称 (NAME)

本組織は、ワイズメンズクラブ国際協会アジア太平洋地域と称する。

第2条 地域 (THE AREA)

第1項 登録住所 (REGISTERED ADDRESS)

本組織の登録住所は、ガイドラインに記載される。

第2項 境界 (BOUNDARIES)

アジア太平洋地域は、インドと韓国を除くアジア内の国と南太平洋諸国で構成される。ただし、地域内のいかなる区の新設や撤廃は、国際議会に権限があり、この場合、地域は、その決定にしたがって再編成される。

第3項 区 (REGIONS)

アジア太平洋地域は、オーストラリア、東日本、西日本、フィリピン、南東アジア、スリランカ、台湾およびワイズメンズクラブ国際協会の承認を得て追加される可能性のあるその他の区で構成される。

第3条 綱領と目的 (PURPOSE AND OBJECTIVES)

第1項 綱領 (PURPOSE)

ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々がともに働く、世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心を共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類の為よりよき世界を築くべく尽力するものである。

第2項 目的 (OBJECTIVES)

アジア太平洋地域の目的は、以下のとおりである。

- A. アジア太平洋地域全体のワイズメンズクラブの組織化と発展を奨励、促進、育成する。
- B. 全ての区の活動を調整し、支援する。
- C. あらゆるレベルの指導者の指導力育成に積極的に取り組み、組織し、調整する。
- D. アジア太平洋地域内の各区の紛争解決を含む（ただしこれに限定されない）全般的な監督を行う。
- E. アジア・太平洋 YMCA 同盟および地域の YMCA との良好な関係を促進する。

第4条 構成会員 (MEMBERSHIP)

第1項 クラブ (CLUBS)

地域は、これに加盟するワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブまたは Y サービスクラブをもって構成される。

第2項 定義 (DEFINITION)

各クラブの会員は、ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法で定められたとおりとする。

第5条 立法機関 (LEGISLATIVE AUTHORITY)

第1項 立法権 (LEGISLATIVE AUTHORITY)

アジア太平洋地域の立法権は、地域議会に帰属する。

第2項 地域議会 (AREA COUNCIL)

地域議会は、地域会長および地域内の会員を代表して各区から選出される理事で構成される。

第3項 地域議会の会議 (AREA COUNCIL MEETING)

地域議会は、正式に成立した会議を年に2回以上開かなければならない。地域議会は、地域議会の会議において、実現可能な形式でその業務を処理するものとする。投票は、地域会長の承認を得て、直接投票、郵便投票または電子媒体による投票が可能である。地域議会のその他の会議は、地域会長が招集するか、または議会のメンバーが要求し、議会のメンバーの少なくとも50%の承認を得て招集することができる。

第4項 議会の進行 (PROCEEDINGS OF MEETING)

- A. 地域会長は、すべての議会の会議において議長を務め、会長不在の場合は、次期地域会長または直前地域会長が議長を務める。
- B. 地域議会は、地域会長により、または地域会長の指示で地域書記により、招集する。議会の開催は、少なくとも30日前に告知されなければならない。

第5項 定足数 (QUORUM)

地域議会の50%+1名を定足数とする。定数に達しなかった場合、会議は、30分間休会するものとし、その後、地域会長の裁量により、決議を行うことなく再開することができる。

第6項 投票権 (RIGHT TO VOTE)

- A. 議員またはその代理人は、それぞれ1票の投票権を有する。議会の決定は、いかなる議会においても出席議員の過半数または電子投票または郵便投票での過半数の賛成による。
- B. 地域会長は、賛否同数の場合にのみ、その投票権を行使する。

第7項 職務上の構成員 (EX-OFFICIO MEMBERS)

次期地域会長、直前地域会長、地域書記および地域会計は、地域議会の職務上の構成員であり、地域議会の会議に出席するものとする。アジア太平洋地域選出の国際議会議員も、地域議会の職務上の構成員であり、地域議会の会議に出席する権利がある。地域会長は、地域事業主任およびYMCA リエゾンの代表を地域議会の会議に出席するよう招待することができる。

第8項 代理人 (PROXY)

- A. 理事が地域議会に出席できない場合、代理人の氏名を、事前に地域会長に書面または電子メールで提出すれば、次期理事、直前理事または理事によって任命された別の区代表が代理人として出席することができる。
- B. 区からの代表者が地域議会に出席できない場合、理事は、地域会長を投票代理人として指名することができる。

第6条 行政役員 (ADMINISTRATIVE OFFICERS)

第1項 執行役員 (EXECUTIVE OFFICERS)

- A. 本組織の執行役員は、地域会長、次期地域会長、直前地域会長、地域書記、地域会計とする。
- B. 地域会長は、国際議員としての任期中に1年間の任期を務めるものとする。
- C. 次期地域会長は、現地域会長の退任後、自動的に地域会長の職に就くものとする。

第2項 地域執行役員の任命 (APPOINTMENT OF AREA EXECUTIVE OFFICERS)

- A. 地域会長は、地域書記と地域会計を任命する。任期は、地域会長の任期と同じか、地域会長が決める、会長の任期よりも短い期間とする。彼らは、地域執行役員とも呼ばれる。
- B. 地域会長は、最初の地域議会で、情報を提供し承認を得るため、地域書記、地域会計、および地域事業主任の任命案を提出するものとする。

第7条 継承 (SUCCESSION)

第1項 継承 (SUCCESSION)

地域会長が死亡した場合または務めを果たせない場合、次期地域会長が地域会長の職を引き継ぐ。

第2項 代案 (OPTIONS)

次期地域会長がまだ選出されていない場合、選挙が実施されるまで、または国際憲法第4条第6項に従って任命されるまで、直前地域会長が地域会長職を引き継ぐ。

第3項 就任式 (INSTALLATION)

後任者の就任式は、国際会長がオンラインまたは対面で行う。

第8条 国際議会議員 (INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER)

第1項 選挙 (ELECTIONS)

地域は、国際憲法の規定に則って、国際議会議員 (ICM) を地域から選出する。

第2項 候補者の指名 (NOMINATIONS)

各クラブは、その地域を代表する国際議会議員の議席に1名の候補者を推薦することができる。候補者は、選挙期日の90日前迄に、所定の書式によって国際本部に提出されなければならない。この候補者は、国際議会により定められた資格要件を満たしていなければならない。地域は、国際議会の承認を得て、追加の地域独自の資格要件を定めることができる。

第3項 青年国際議会議員 (YOUNG INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER)

青年国際議会議員の資格は、国際議会が定める。青年国際議会議員の年齢は、26歳から39歳までとする。

第4項 選挙 (ELECTION PROCEDURES)

国際本部は、選挙期日45日前迄に、各クラブに対し、指名委員会が当該地域会長と協議のうえ下した決定に基づいて、役職1つについて多くとも3名までの候補者を提示するものとし、その中、1人は各クラブから最多数の指名票を得た者が含まれなければならない。活動中 (グッドスタンディング) のクラブは、その地域から選出される国際議会議員1名につき1票の投票権を有する。投票締切日迄に国際本部に到着した郵送またはオンライン投票で、役職ごとの最高得票者をもってその役職の当選者とされる。

第5項 兼任の禁止 (CONCURRENT POSITION)

国際議会議員および選挙で選ばれた役員 (理事と部長) は、地域内で他の選挙で選ばれる役職を兼任してはならない。

第9条 国際議会議員および次期地域会長選挙 (ELECTION OF INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER-ELECT AND AREA PRESIDENT ELECT)

第1項 次期国際議会議員 (INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER-ELECT)

次期国際議会議員の選挙は、ワイズメンズクラブ国際協会によって行われるものとする。最高得票者である候補者が次期国際議会議員となる。地域に国際議会議員が1人しかいない場合は、次期国際議会議員が、次期地域会長となる。

第2項 地域会長 (AREA PRESIDENT)

複数の次期国際議会議員が選出された場合、地域議会は、どの候補者が次期地域会長になるかを多数決で決定することができる。

第10条 財政 (FINANCE)

第1項 地域会費 (AREA DUES)

A. 地域議会は、各クラブ会員が地域の運営費を支援するために支払う、一人当たりの均一な財政負担（「地域会費」）を決定する。地域会費は、2月1日および8月1日現在の会員数に応じて、区によってクラブから徴収され、指定された期限までに地域会計に送金されなければならない。

B. 地域議会は、地域会長の勧告に基づき、会費を変更する権限を有する。

第2項 会計年度 (LEGISLATIVE YEAR)

会計年度は、立法上の年度と一致し、7月1日から6月30日までとする。

第3項 監査済み財務諸表 (AUDITED FINANCIAL STATEMENTS)

A. 地域会計は、適正な会計帳簿や記録および地域の銀行口座を管理する責任を負う執行役員である。

B. 地域会計は、監査用の年次財務諸表を作成する。財務諸表には以下が含まれなければならない。

(a) 当該期間の地域の財務取引を正しくかつ公正に示す収支計算書

(b) 収支計算書が作成された日付における地域の財政状態を正しくかつ公正に示す財政状況説明書

C. 地域会計は、監査済みの財務諸表を、第1回地域議会に提出し、地域議会の承認を得なければならない。監査済み財務諸表が最初の議会に間に合わなかった場合は、監査前の財務諸表を提出しなければならない。監査済み財務諸表が第1回地域議会に間に合わなかった場合、次の地域議会までに提出されなければならない。

D. 財務諸表は、地域議会に提出する前に、まず地域執行役員の承認を得なければならない。

第4項 経常予算 (OPERATING BUDGET)

A. 地域会長は、その年度の最初の地域議会において、経常予算を提出し、その承認を受け、その実施に責任を負わなければならない。

B. 地域会長は、必要に応じて電子媒体を用いて、予算の10%を超過する可能性のある単一項目の支出について、地域議会の承認を得なければならない。

第5項 会計監査人 (AUDITORS)

地域議会は、最初の地域議会で地域会長によって推薦された専門的な資格のある会計士を会計監査人として任命する。現職の会計監査人は、新立法上の年度の会計監査人として再任されることができる。

第6項 財政方針とガイドライン (FINANCIAL POLICIES AND GUIDELINES)

地域執行役員および関係者は、地域憲法ガイドラインに記載されている財政方針とガイドラインを遵守するものとする。

第11条 地域事務所 (AREA OFFICE)

地域議会は、国際憲法第8条の規定に基づき、地域の活動を推進、調整、維持するために、地域事務所を設置することができる。

第12条 地域大会 (AREA CONVENTIONS)

第1項 開催 (OCCURRENCE)

地域大会は、できる限り、隔年で奇数年に、実行可能な方法で開催されるものとする。

第2項 地域大会入札 (CONVENTION BIDS)

地域大会開催の入札は、2年前に地域議会に提出し、承認を得なければならない。

第3項 地域大会委員会 (AREA CONVENTION COMMITTEE "ACC")

地域議会は、地域大会の計画と実施において、大会実行委員会（以下「HCC」）と連絡を取り合い調整するために、地域大会委員会の委員長（委員長は、元地域会長が望ましい）と委員を任命する。

第4項 大会実行委員会 (HOST CONVENTION COMMITTEE)

地域大会の準備は、ACCの指導と監督の下、HCCが行うものとする。地域大会の準備と開催のプロセスは、国際大会マニュアルを参考にするものとする。HCCは、地域大会の予算と詳細を地域議会に提示し、承認を得るものとする。

第13条 行動規範 (CODE OF CONDUCT)

第1項 規範 (CODE)

A. クラブ会員は、本組織の原則と倫理を守り、妥協のない誠実な言動をとることが求められる。会員の行動は、地域、区、部、クラブの管理とガバナンスに反映されるべきである。

B. 選挙で選ばれたリーダーおよび任命されたリーダーは、地域議会または地域会長が招集した会議に優先的に出席することとする。

第2項 ガイダンス (GUIDANCE)

紛争が発生した場合は、ワイズメンズクラブ国際協会が設定した「紛争解決手順」に従って解決されるものとする。

第3項 権限 (AUTHORITY)

地域議会は、区トロイカと協議のうえ、本協会の良好な機能とイメージを確保するものとする。

第14条 解散 (DISSOLUTION)

第1項 解散 (DISSOLUTION)

地域は、30日前に書面で通知された特別地域議会で、投票権を持つ会員（クラブ）の75%の承認を得た推薦により、国際議

会の承認を得て、解散または他の地域と合併することができる。

第2項 基金の分配 (DISTRIBUTION OF FUNDS)

解散の際には、積立金および指定された基金を存続団体に移譲するものとする。

第15条 改正 (AMENDMENTS)

第1項 事前の告知 (NOTICE PERIOD REQUIRED)

本憲法の改正案は、各議員と地域内クラブ会長に最低30日前に書面で通知した上で、特別地域議会で投票されるものとする。ただし、1つまたは複数の区が、特に自然災害、ロックダウン、戦争、内乱などの不可抗力の状況にある場合には、上記の期限の制限をしてはならない。地域議会は、全員一致であれば、これより短期間の通知を承認することができる。

第2項 憲法の改正 (AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION)

本憲法は、正当に成立した会議において、または電子投票により、地域議会の3分の2の賛成票が得られ、さらに地域内の活動中(グッドスタンディング)のクラブの3分の2の賛成票を得られた場合に改正することができる。ただし、改正案の通知は、書面で地域議会の全議員に、議会の30日前までに提出されなければならない。さらに、その改正内容は、ワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。

第3項 憲法ガイドラインの改正

憲法ガイドラインは、地域議会の過半数の賛成票によって改定することができる。ただし、改正案を、議会の最低30日前までに、地域議会の全議員に書面で通知しなければならない。また、その改正内容がワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。さらに、1つまたは複数の区が、特に自然災害、ロックダウン、戦争、内乱などの不可抗力の状況にある場合には、上記の期限の制限をしてはならない。

1986年4月 改正； 1989年1月 改正； 1990年1月 改正
2004年1月 改正； 2006年7月 改正； 2008年7月 改正
2009年7月 改正； 2012年2月 改正； 2014年3月 改正
2019年9月 改正；
2021年8月地域内クラブ会長投票で改正承認
2021年11月発効

ワイズメンズクラブ国際協会

アジア太平洋地域憲法 ガイドライン

(ガイドラインの番号は、アジア太平洋地域憲法の条番号に対応している。)

ガイドライン 1. 名称と協力関係

- 101 本憲法は、国際憲法と矛盾してはならない。
- 102 モットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」である。
- 103 国際憲法の公式に採択された変更は、地域憲法を改訂するための正式な措置が取られるまでは、公布と同時に地域憲法を拘束するものとする。
- 104 ワイズメンズクラブには以下が含まれる： ワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブ、Y サービスクラブ
- 105 本組織は、アジア・太平洋 YMCA 同盟との協力関係を認識する。
- 106 本組織は、国際憲法第 III 条第 3 項に基づいて設立されたアジア太平洋地域のワイズメネットクラブを認識する。

ガイドライン 2. 地域

- 201 登録住所は、6/F Administration Building, 23 Waterloo Road, Kowloon, Hong Kong, SAR である。
- 202 アジア太平洋地域は、アジアと南太平洋の国々からなるが、インドと韓国を除く。
- 203 状況が許す限り、定義された境界内の特定のクラブは、(地域議会と関係区の同意を得て) 管理上の目的で、アジア太平洋地域の他の区と提携することができる。この提携への同意は、対象となるクラブの発展と成長を促進するために検討されるものであり、国際憲法第 11 条第 3 項に従うものとする。
- 204 オーストラリア区には、オーストラリアの領土と隣接する島々が含まれる。
- 205 東日本区には、日本の東部地域 (新潟県、長野県、静岡県を含む以東、北海道まで) と沖縄県が含まれる。
- 206 西日本区には、日本の西部地域 (富山県、岐阜県、愛知県を含み以西、九州まで) が含まれる。
- 207 フィリピン区には、フィリピンおよびその隣接する島々の領土が含まれる。
- 208 南東アジア区には、バングラデシュ、カンボジア、香港、インドネシア、ラオス、マカオ、マレーシア、ミャンマー、ネパール、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムの領土が含まれる。
- 209 スリランカ区には、スリランカとパキスタンの領土が含まれる。
- 210 台湾区には、台湾とその隣接する島々の領土が含まれる。
- 211 会員数がワイズメンズクラブ国際協会の定める会員数を常に下回っている区は、その会員数を増やすよう奨励される。それができなければ、地域議会は、国際議会に、その区を部に降格させ、所属することになる他の区によって管理されるよう勧告することができる。
- 212 区の定款およびガイドラインは、地域および国際協会の憲法と矛盾してはならない。これらの定款およびガイドラインまたはその改訂版は、承認のために国際議会に提出され、その写しが地域に送付されるものとする。これらの文書のコピーは、地域事務所に保管されるものとする。

ガイドライン 3. 目的

- 301 本協会の目的は、以下のとおりである。
- 世界中の加盟クラブの組織化と維持を奨励、促進、育成する。
 - すべての加盟クラブの活動を調整する。
 - あらゆるレベルの指導者のリーダーシップの開発を行い、組織し、調整する。
- 302 すべての加盟クラブの目的は、以下のとおりである。
- 第一に、YMCA のためのサービスクラブとして活動する。
 - その他の価値ある組織を支援する。
 - 市民的、国際的諸問題に対して、党派的な政治を避け、正義を追求する。
 - 宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的な問題について会員に情報を提供し、積極的に関与させる。
 - 良好な交友関係を深める。
 - 協会の国際、地域、区プロジェクトを支援する。

ガイドライン 4. 構成会員

- 401 地域の会員は、各クラブである。
- 402 地域の会費は、地域の運営資金を確保する目的で地域が設定する。

ガイドライン 5. 立法機関

- 501 立法上の年度は、7 月 1 日に始まり、6 月 30 日に終わるものとする。

- 502 地域議会の議事録は、議会開催後 30 日以内に議員に電子的に送信されるものとする。
- 503 アジア・太平洋 YMCA 同盟によって任命された YMCA リエゾン、議決権を有しない公式オブザーバーとして、地域議会の招待されるものとする。
- 504 地域憲法第 4 条のもとにある各クラブの会員は、地域議会のあらゆる会合に出席する権利を有するものとし、会合中に、議長長の承認を得て、議事について発言することが認められる。
- 505 地域会計は、各地域議会のために財務諸表を作成しなければならない。
- 506 投票は、対面、電子的、eメールまたはオンライン調査ツールを通じて行われて良い。
- 507 地域議会のメンバーは、グッドスタンディングクラブの会員でなければならない。
- 508 会費の支払い義務を果たしているクラブは、投票権を有するものとする。

ガイドライン 6. 行政役員

- 601 地域会長は、区理事と連絡を取り、アジア太平洋地域のメンバーに国際議会の最新動向を知らせなければならない。
- 602 地域ブリティッシュを発行し、アジア太平洋地域のウェブサイトでアクセスできるようにしなければならない。

ガイドライン 7. 継承

- 701 地域の持続可能性と成長を確保し、後継者育成のために、地域のリーダーは、あらゆるレベルのメンバーの間でリーダーシップ能力を育成し、開発する必要がある。リーダーは、役職に就くことを求められるので、選挙で選ばれる役職に指名された候補者は、誠実さと正直さ、ワイズメンズクラブ国際協会に対するひたむきさと献身、熱心さ、メンバーとの関係を築くことができること、優れたコミュニケーションスキル、流暢な英語力など、優れたリーダーシップの資質を備えていなければならない。その他の資質は、本ガイドラインの付録 I に列挙されている。
- 702 LTOD 地域事業主任は、地域役員 (AEO) と協議の上、RDE トレーニングやその他のリーダーシップトレーニングを開催する責任を負う。

ガイドライン 8. 国際議会議員

- 801 地域に割り当てられる国際議員の議席数は、他の地域と比較した地域の会員数の規模に応じて決まる。割り当ては、国際本部がドント式を用いて決定し、適切な地域の代表者数を決定する。

ガイドライン 10. 財政

- 1001 地域財務記録
地域の財務記録は、地域事務所コーディネーターが地域執行役員と協議の上、法人登録された地域事務所に保管するものとする。
- 1002 銀行の手配
地域議会によって承認された銀行口座は、地域の法人組織が登録されている国で維持されるものとする。地域会計は、年度ごとに任命される役員であり、銀行口座のある国に居住していない可能性があるため、公認署名者は、居住する、現職または元のリーダー 3 名以上に委ねられるものとする。地域会長および / または地域会計の書面による承認があれば、いずれか 2 名に口座を操作する権限が与えられるものとする。
- 1003 会計と財務報告書
地域会計は、会計記録が適切に保管されていることを監督、確認する責任があり、毎年 6 月 30 日時点の監査済みの財務諸表を作成し、地域議会に提出して承認を受ける責任がある。監査済みの財務諸表は、地域の財政状態および業績について、真実かつ公正な概観を示すものでなければならず、8 月 1 日までに地域議会メンバーに配布され、もしそれができない場合には第 2 回地域議会までに配布される。
- 1004 年次予算
次期地域会計は、次期地域会長および地域会計と協議の上、新会計年度の予算を作成する責任を負う。年次予算は、その期の最初の地域議会において承認を得るものとする。支出が妥当であり、地域の収入、すなわち年間経常収入の範囲内に収まるようにすることは、地域会計の責任である。
- 1005 収入
本地域の収入は、支払われるべき地域会費、国際本部からの資金、社会的企業からの収入、地域大会からの剰余金の分配、投資からの利益で構成される。当該年度の収入は、事務所の賃貸料、職員の人件費、旅費、一般事務費、監査費用、寄付金、研修のための補助金および助成金、その他の承認された経費を含む、通常の運営費に使用することができる。
- 1006 年会費
地域会費は、各会員を代表して、各区が支払うものとする。会費の金額は、地域議会が随時決定する。地域会費は、上期は 8 月 1 日、下期は 2 月 1 日の会員数に基づいて 2 期に分けて賦課され、支払う必要がある。現在の地域会費は、クラブ会員 1 名につき 1 期 3 ミドルとなっている。地域会費は、各期の請求書に記載された期限までに支払う必要がある。区内のクラブが地域会費およびその他の賦課金を速やかに支払うようにすることは、区理事の責任である。
- 1007 特別基金
特別な目的のために贈与されまたは積み立てられた基金は、適切に記述された指定勘定に記録される。指定勘定の年次監

査済み明細書は、財務諸表とともに提供されなければならない。

- 1008 自然災害緊急支援基金 (NDERF)
NDERF は、自然災害に見舞われた区への緊急支援を目的として、地域が維持する特別基金である。クラブ会員 1 人当たり 2 米ドルの拠出が区に義務づけられており、前期の地域会費と一緒に支払われる。基金からの支出は、NDERF の方針に従うものとし、NDERF 委員長と協議の上、地域トロイカの承認を得て支払われる。
- 1009 地域開発基金 (ADF)
a) 地域開発基金は、新しい地域へのエクステンション、会員維持、青少年育成、リーダーシップ開発および地域を強化する他の活動を支援するための資金の提供を目的としている。基金からの支出は、基金の方針に従うものとし、地域開発委員長と協議の上、地域トロイカの承認を得て支払われる。
b) ADF の収入は、会員の自発的な寄付と地域の年間の経常会計余剰金の 50% の移転を含む、地域議会によって承認された寄付から得られるものとする。
- 1010 支出
A. 地域役員の旅費
地域役員（会長、次期会長、直前会長、書記、会計）は、地域議会、地域 / 区大会、地域研修会、その他の公式行事への出席など、地域の業務を遂行する過程で発生する合理的な旅費の払い戻しを受けることができる。区大会出席のための宿泊費は、各区が負担する。払い戻しの金額は、予算上可能な財政状況に拠る。
B. 補助金
地域は、理事、次期理事、地域事業主任が地域によって招集された公式な会議や研修に出席する必要がある場合、補助金を支給する。補助金の額は、年度予算の財源に拠り、主催者から提供されない場合には、食事代も含まれるものとする。
C. 旅行保険
地域および区役員は、自ら旅行保険に加入することが期待されており、その費用は、地域からは払い戻されない。
D. 滞納している区
会員が支払うべき会費の 10% 以上を滞納している区やその役員に対しては、補助金や特別基金からの助成金などの形態を問わず、一切の資金援助は行われぬ。政府の規制により、区が地域に会費を送金できない場合、地域会長と地域会計の承認を得て、徴収した金額を区が保管することができる。区理事は、区に保管されている地域会費について、地域会計と地域会長に半年ごとの報告書を提出しなければならない。
- 1011 承認の限度額
地域会長は、1 回の取引につき 2,000 米ドルを限度として支出を承認する権限を有し、この限度を超える支出は、地域会計と協議の上、地域トロイカの共同承認を必要とする。
- 1012 投資資金
地域の積立金および特別基金の投資の監督は、地域議会によって設立されたファンド委員会に帰属するものとする。ファンド委員会は、地域役員と 4 名の区理事（うち 2 名は元地域理事）で構成される。
- 1013 会計監査人
地域議会によって承認された会計監査人は、資格のある会計士でなければならない。
- 1014 ガバナンス
良好なガバナンスのために慎重に行動することは、地域の財務管理を任せられたすべての役員の責任である。

ガイドライン 11. 地域事務所

- 1101 地域議会は、地域会長またはその代理人の監督の下、地域事務所の業務を管理する責任を負う地域事務所コーディネーターを雇用することができる。
- 1102 地域事務所コーディネーターが任命された場合、その任期は 3 年とし、地域議会の承認を得て再任命することができる。

ガイドライン 12. 地域大会

- 1201 地域大会は、可能な限り、各地域が定期的に持ち回りで主催するものとする。
- 1202 地域議会は、大会開催日の少なくとも 1 年前に、大会会場と暫定予算を承認しなければならない。
- 1203 大会実行委員会 (HCC) は、最大の参加者を集めるために、大会登録料をできる限り低く抑えるように努めなければならない。
- 1204 大会予算は、損益分岐点を目指し、最大でも収入の 10% を超えない余剰金を確保するものとする。大会開催により生じた剰余金（会員からの寄付金算入前）は、ホスト区と地域の間で 70/30 の割合で分配するものとする。
- 1205 地域大会委員会 (ACC) の委員長は、地域議会によって任命される。委員長は、HCC と協力して、プログラムの目的を含む一般的な基準とガイドラインが順守されるようにする。地域執行役員は、ACC の委員となる。

ガイドライン 13. 行動規範

- 1301 YMI のリーダーとクラブメンバーは、付録 II の「役員就任式辞」に記載されているように、YMI での務めを実行する際に、理想主義者であること、関心を持つこと、率先すること、労をいとわないことの資質を示すことが奨励されている。
- 1302 ワイズメンズクラブ国際協会の紛争解決手順に関する枠組み（付録 III）に従った紛争解決の訴えにおいて、トロイカが下した裁定に不服である紛争の当事者は、解決のために次の上位のフォーラムに訴える権利を有するものとする。トロイカとは、そ

それぞれのフォーラムにおいて、選挙で選ばれた現在、次期、直前の主席役員を指す。

- 1303 紛争の解決のためにワイズメンズクラブ国際協会の最上位のフォーラム（国際常任役員）に委ねられた場合、国際常任役員が下した裁定は、最終的かつ執行力があるものであり、訴えの当事者を拘束するものとする。

ガイドライン 15. 改正

- 1501 地域憲法ガイドラインは、正式に構成された地域議会の会合においてまたは電子メールによって、出席して投票した議員の単純過半数の賛成票によって改正することができる。
- 1502 クラブ会長は、いかなる地域憲法ガイドラインの変更に対して、投票する必要はない。
- 1503 地域憲法ガイドラインの変更をクラブ会長に通知することは、各区理事の責任である。
- 1504 クラブがグッドスタンディングであるとは、報告済みの会員数の 100% 分の区費、地域会費および国際会費を直近の過去 3 半期を通して支払ったクラブを意味する。

2021 年 11 月 1 日発効
2022 年 5 月 21 日改定 (1009)

国際議員に求められる資質

国際議員の候補者は、言語的、宗教的、文化的背景の異なる人からなる多様なグループの中で成功を取めることができる高度な資質を持っていなければなりません。候補者に望まれる資質は、以下のとおりです。

- A. 口頭とメールの両方でコミュニケーションをとる能力と意欲。コミュニケーションは、私たちの運動における最大の責任の一つであり、国際議員は、選挙前にこれらの能力を示さなければならないし、妥当な期間内にすべてのコミュニケーションに答えることを続けなければならない。
- B. ワイズダムでの経験 - クラブ、部、区レベルにおけるリーダーシップが証明されていること
- C. キリスト教精神的な目的への献身
- D. 英語でのコミュニケーション能力
- E. YMCA とその国際的なプログラムについての知識があること
- F. 概念的な思考力があり、理念、政策、組織の概念を形成することができること
- G. 創造的な能力 - 単に対応するだけでなく、アイデアを生み出すことができること
- H. 異文化理解 - 国際的な理解と関心
- I. 強い信念を持っていること。ただし、全体の利益のために時には妥協もすること
- J. ワイズダムの国際的強化、発展への関心
- K. 奉仕する意欲と能力 - 良い国際議員となるために必要な時間と努力を惜しまないこと
- L. 協調する意欲と能力 - 他の人と密接に連携して働くこと

ご覧のように、これらの資質は、非常に高度なため、あなたのクラブにとって適切な候補者を推薦することが難しいかもしれません。区理事や他のリーダーにアドバイスを求めてください。ただし、推薦する者を決めるのはクラブであることを忘れないでください。

最後に、推薦する前に、あなたが推薦する候補者は、当選した場合には喜んで奉仕する意思があることを確認しておかなければなりません。

ワイズメンズクラブ国際協会 役員就任式式辞

ワイズ運動において役員に選ばれることは名誉です。大いなる名誉です。他の団体において役員に選ばれることより、はるかに名誉なことです。他の団体では候補者が役職を求め、最も票を集めた者がその役職に就きますが、私たちの運動においては、ひとが役職を求めるのではなく、役職がそれに相応しいひとを求めることを、設立当初から不文律としているからです。

皆さんが選ばれたのは、票を得ることの能力に対してではなく、皆さんがそれぞれの役職に就くことの資格があると仲間が認めた証です。そして、私たちの運動において役員となるのには、誰にでも厳しい判断基準が適用されます。さまざまな資質が要求され、皆さんを役員に選んだ方々は、皆さんにそれらを期待しています。それらの資質を全て挙げることは、必要ありませんが、役員として最も大切な資質を、アルファベットの「I」で始まる以下の4つの言葉で言い表します。

第1は「**Idealism**」すなわち「**理想主義者であること**」です。

皆さんの仲間は、皆さんがワイズ運動の目的達成のために、また、私たちの育ての親であるYMCAの様々な活動に揺るぎない忠誠を誓うことにおいて、常に最も高い理想の手本を示すことを期待しています。

第2は「**Interest**」すなわち「**関心を持つこと**」です。

さまざまな関心事の中で、ワイズ運動発展への関心が最大のものであるべきです。2番目でも3番目でもありません。このことによって初めて、私たちの組織を最上のものにするという皆さんの義務を果たすことができるのです。一般会員がワイズメンを第一に考えることは重要ですが、すべての役員がそうすることが絶対に必要です。あなたが他のことによってワイズメンを二の次、三の次にしてしまうと、ワイズメンは二流、三流のものになってしまいます。

第3は「**Initiative**」すなわち「**率先すること**」です。

皆さんにはイニシアチブを発揮することが求められています。つまり、アイデアを練り、それを実行に移すこと、計画を立ててそれを遂行すること、単に提案に従うのではなく提案者となること、つまり、常に「何かを始め」そしてそれを成功裏に終わらせることです。

第4は「**Industry**」すなわち「**労をいとわぬこと**」です。

労をいとわず務めに励んで下さい。別の言葉で言えば、働くことです。仕事に大小はありません。皆さんの仲間は、皆さんが、ときにはレジャー、リクレーション、社交、ときには家庭や仕事を犠牲にしてもワイズ運動のために精励することを期待しています。このような飽くなき勤勉さによって私たちの運動は、今日にいたるまで高い水準に到達できているのです。

皆さんの仲間が、皆さんを選んだということは、皆さんがこれら4つの資質やそのほかの優れた点を持ち、任期を通じてそれらを示してくれるであろうという信頼を表したことです。だからこそ、皆さんが選ばれたことは崇高で名誉なことなのです。あなたが任期を終え、その信頼に応えることができたとき、その名誉は、どれほど高くなることでしょう。

リーダーシップの大切さについては、いかに強調しても強調しすぎることはありません。ビジネス、政府、そしてあらゆる種類の組織の発展は、特に私たちのようなボランティアによる理想主義運動の組織の進歩は、ほとんどすべてがリーダーシップにかかっています。しかし、リーダーだけでは成功は望めません。個々のワイズメンの協力を得なければなりません。しかし、この協力は、請い求めて得られるものではなく、努力の結果として得られるものです。これを得ることのできる最も確実な方法は、今述べたリーダーシップに関する資質を表し示すことです。

皆さんの仲間があなたに置く信頼は、極めて重いものです。この信頼にいかに応えていくかによってワイズ運動が進展するのか後退するのか、得るのか失うのか、おそらく、生きるのか死ぬのかさえ決定づけられます。

あなたが、能力の限りを尽くすこと、役職に必要な資質を表し示すこと、また、常に仲間のワイズメンからの信頼に応えていくことを仲間のワイズメンに厳粛に約束しますか？

もしそうであれば、右手を挙げて「約束します」と答えて下さい。

神の摂理があなたを助け、導き、知恵と力を与え、あなたへの信頼を十分に、そして忠実に果たすことができますように。

年月日

司式者

新役員

ワイズメンズクラブ国際協会 紛争解決手順

1. 名称、範囲

ワイズメンズクラブ国際協会（以下、YMI）における紛争を解決するための手順は、紛争解決手順と呼ばれる。この手順は、YMI の全体、すなわち加盟クラブとクラブメンバーに適用される。この手順は、国際議会での承認後に発効される。

2. 用語の定義（本手順においての用語の定義は、以下のとおりである。）

紛争：YMI のどのレベルにおいても、その目的、目標、ミッションステートメント、国際憲法に違反して発生するあらゆる紛争、違法行為、不誠実な行為は、本解決手順の目的上、紛争として扱われるものとする。

苦情：本手順に基づく苦情は、正式に署名された書面で、以下に記載された所定の機関（フォーラム）に苦情者が提出するものとする。苦情は、所定のフォーラム以外の他のフォーラムに提出してはならない。

苦情提出者：YMI の「グッドスタンディング」のクラブまたは「グッドスタンディング」のクラブの会員は、書面による苦情を提出することができる。

しかし、解決のための所定のフォーラムにのみ提出することができ、直接、国際協会に提出することはできない。

3. 解決のための機関

上記のような苦情は、以下に述べる階層的なフォーラムの順序に従って、解決のために提出されるものとする。

- (1) クラブレベルの紛争についてはクラブフォーラム
- (2) 部レベルの紛争については、部フォーラム
- (3) 区レベルの紛争については区フォーラム
- (4) 地域レベルの紛争については地域フォーラム

上記各フォーラムのトロイカが紛争を解決できない場合は、適切なヒアリングの後、次の上位フォーラムのトロイカに委ねるものとする。紛争が解決されず、地域会長トロイカによって国際協会に解決が委ねられた場合、国際執行役員（IEO）が決定を行い、その決定は、決定的かつ最終的なものであり、紛争当事者が他のフォーラムに異議を唱えることはできない。IEO および国際指名委員会は、地域会長トロイカの勧告に従う権利を常に有するものとする。

4. 裁定者

- (1) 上記の各フォーラムにおける紛争解決のための裁定者は、これらのフォーラムにおける「トロイカ」とする。
- (2) 国際フォーラムにおける裁定者は、国際執行役員とする。
- (3) YMI のいずれかの区内の 2 つ以上の部の間での紛争の場合、救済のために苦情を提出するフォーラムは区であり、紛争を起している部が存在する区のトロイカが解決のために、順序に従ってすべての紛争の裁定を行い、解決できない場合は、次の上位のフォーラムに進むものとする。

トロイカ：「トロイカ」とは、クラブ、部、区、地域の現職、次期、直前の会長、部長、理事を意味する。

5. 裁定手続き

- (1) 苦情は、その発生から 60 日以内に所定のフォーラムに書面で提出しなければならない。この定められた期間を過ぎて提出されたものは、時効とみなされ、解決のために受理されることはない。ただし、訴状の本文にその理由を記載し、トロイカが正式に署名した場合、特別な事情があれば訴状を受理することができる。
- (2) あらゆる紛争における適切な関係者は、公正な裁定のために、紛争に関わるすべての問題について聴取される機会を与えられるものとする。
- (3) 裁定の日々の経過は、各審問日に当事者の立会いのもと、当事者および裁定者が正式に署名の上、訴状本体に記録されなければならない。そのように行われなかった裁定は、無効である。
- (4) 紛争の当事者は、苦情を処理する関係フォーラムに事前に通知した上で、裁定者の立会いのもと、経過記録および関連文書を閲覧することができるものとする。
- (5) 本手順において、所定のフォーラム以外のフォーラムに苦情が申し立てられた場合、申し立てられた苦情を適切に処理するために、適切なフォーラムに送り返されなければならない。

6. 苦情の処理

- (1) 苦情の最終的な処理は、当該フォーラムに苦情が申し立てられてから 60 日以内に、裁定を交付して行われるものとする。裁定文のコピーは、紛争の関係者に正式に送達され、伝達されるものとする。

(2) 本手続きに基づく紛争解決のためのフォーラムの「トロイカ」が、その決定において全会一致ではない場合には、トロイカの過半数の決定が優先され、紛争解決のために、紛争当事者を拘束するものとする。

7. 控訴

上記のフォーラムでトロイカが下した裁定に不満を感じた紛争当事者は、その解決のために次の上位のフォーラムに訴えることができる。紛争がワイズメンズクラブ国際協会の最上位のフォーラムであるIEOに委ねられた場合、IEOによって下された評決は最終的かつ決定的なものであり、上訴当事者を拘束するものとする。それ以上の不服申し立てはできないものとする。

8. 遵守

最終的な裁定が下されるまで本手順に従わない場合または手順はが尽きる前に国内法廷に救済を求める場合は、国際憲法のガイドライン 308にある、役職からの除外手続きが行われる。

2016年改定

東日本区定款

前文

この定款は、ワイズメンズクラブ国際協会の憲法に基づき、東日本区および区内の各クラブの発展を願い、東日本区の組織と運営の基本を定めるものとして制定されました。

ワイズメンズクラブの活動の主体は、それぞれのクラブです。区および区内の各部は、各クラブがより豊かな活動を進めること、クラブ間の連帯、交流を深めることを支援するために存在しています。

私たちのモットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」です。このモットーのもと、私たちは、国、世代、性別、宗教等の違いを乗り越えて多様性を認め合い、YMCA および広く地域社会に貢献します。

世界のそして私たち東日本区の会員は、相互の絆を深め、愛と奉仕を通して、世界の平和と人類の幸福の実現に寄与することができるよう、絶えず努力を続けていきます。

第1条 名称・構成

第1項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「区」という。）と称し、英文では、The International Association of Y's Men's Clubs Japan East Region と記す。

第2項 区の地理的範囲は、東日本（新潟県、長野県、静岡県以東北海道までの全域）および沖縄県とする。

第3項 区は、ワイズメンズクラブ国際協会（以下「国際協会」という。）に加盟し、前項の地域内に所在するワイズメンズクラブ（以下「クラブ」という。）をもって構成される。

第4項 クラブは、区が設けたいずれかの部に属する。

第5項 区の主たる事務所は、日本国内におく。

第2条 モットー・綱領・目的

第1項 区のモットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」である。

第2項 区の綱領は、国際憲法に示されたイエス・キリストの愛と奉仕の実践を目指し、YMCA と共に、よりよい世界の実現のために努力することである。

第3項 区およびクラブの目的は、次のとおりである。

- (1) 区の目的は、区内各クラブが国際憲法の内容に基づき、敬愛の念をもって交わり、国際協会の綱領と目的を達成し、さらにこの運動を広く区内に拡張するために相互に協力することである。
- (2) クラブの目的は、次のとおりである。
 - a. YMCA のための奉仕クラブとして活動する。
 - b. 目的を共有する他の団体を支援する。
 - c. 市民的、国際的諸問題について、常に一党一派に偏らない正義を追求する。
 - d. 宗教、市民、社会、経済、国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。
 - e. 良い交友関係を深める。
 - f. 国際協会の国際、地域、区、部の事業を支援する。

第3条 クラブ・会員

第1項 クラブは、国際憲法および東日本区定款（以下「定款」という。）に基づいて定める会則によって活動し、かつ、部、区、アジア太平洋地域および国際協会に対する諸義務を忠実に果たすものとする。

第2項 クラブの会員は、性別・人種・信仰・出身国等を理由として会員の地位を拒まれることはない。

第3項 クラブの会員の種類は、次のとおりである。

(1) 正会員 成人でクラブの入会式を済ませた者。クラブの会員は、YMCA の会員になるものとする。

(2) 担当主事会員

a. 関係 YMCA の総主事から推薦を受け、クラブ会長（以下「会長」という。）が承認したクラブ担当主事

b. 日本 YMCA 同盟総主事から推薦を受け、区理事（以下「理事」という。）が承認した区担当主事

第4項 正会員のうち、常に例会その他の会合に出席することが不可能な者は、会長から理事に届け出て、その承認を経て広義会員となることができる。

第5項 正会員のうち、永年にわたり、その功績著しい者は、クラブ会則の定めるところによって、会長から理事に届け出て、その承認を経て功労会員となることができる。

第6項 クラブの会員構成は、同一業種に偏らず、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。

第7項 新たにクラブを結成し国際協会に加盟しようとするときは、第1項に定める会則を準備するとともに、5名以上の会員候補者を選定し、別に定める手続に従い、理事の推薦を経て国際協会の認証を受ける。

第 8 項 クラブは、部長を経て理事に解散届を提出し、区役員会（以下「役員会」という。）の承認を得ることによって、解散することができる。

第 9 項 クラブが次のいずれかに該当する場合、区役員会の決議によって解散させることができる。

- (1) 国際憲法、定款に定められている義務を履行しない場合、または、定めに反した行動を行なっている場合
- (2) ワイズメンズクラブ国際協会、区の名譽を著しく傷つける行為があった場合
- (3) その他、解散に値すべき事由があると区役員会が判断した場合

第 10 項 2 以上のクラブが合併する場合は、当該クラブ会長から部長を経て理事に届け出て、役員会の承認を受ける。

第 11 項 クラブ、部もしくは区は、その活動に協力し、または独自に活動する女性の組織として、ワイズメネット会（以下「メネット会」という。）を設けることができる。

- (2) メネット会の構成員は、ワイズメンのパートナーおよびその趣旨に賛同する女性とする。
- (3) メネット会は YMCA に奉仕するとともに、区および国際におけるプロジェクトに参画し、その目的遂行のための諸活動を行うことによりクラブ、部または区の発展に寄与するものとする。

第 12 項 クラブ、部または区は、その活動に共感する 15 歳から 30 歳までの青年で組織するユースクラブを設けることができる。

- (2) ユースクラブは、独自にまたはワイズメンと協働し必要な活動を行うとともに、ワイズメンズクラブの例会、部大会、区大会などに参加して意見を述べ、交流を深めるものとする。

第 4 条 部

第 1 項 2 以上のクラブが、活動をさらに効果的、効率的に行うために、部を設けることができる。

第 2 項 新たに部を発足させるときは、役員会の審議を経て、区代議員会（以下「代議員会」という。）の承認を受ける。

第 3 項 部に、部長を置く。

第 5 条 財政

第 1 項 区の財政は、各クラブが区半年報（以下「半年報」という。）の会員数に応じて負担する区費およびその他の収入を充てる。半年報に関する事項は、別に定める。

第 2 項 区は、資産の一部として東日本区ワイズ基金を保有する。その運営に関する事項は、別に定める。

第 3 項 区の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

第 6 条 代議員会

第 1 項 代議員会は、区における最高の立法機関である。

第 2 項 代議員会は、クラブを代表する代議員および部を代表する代議員によって構成する。

第 3 項 クラブを代表する代議員は、クラブ会長とする。

第 4 項 部を代表する代議員は、部長および人数割代議員とし、その任期は 7 月 1 日から 1 年とし、再任は妨げない。

第 5 項 人数割代議員の人数は、就任する年の 1 月半年報による部の会員数で、100 名まで 1 名、以降 100 名を増すごとに 1 名を加算する。人数割代議員のうち 1 名は直前部長とする。

第 6 項 代議員会は、年次代議員会 および臨時代議員会とする。

第 7 項 年次代議員会は、毎年 1 回、原則として 6 月に開催する。理事は、年次代議員会の開催に関し、開催日の 12 週間前までに文書によって公告し、開催日の 4 週間前までに代議員宛に議案書を添えて招集状を発送する。

第 8 項 クラブまたは部が議案を提出するときは、開催日の 8 週間前までに理事あて送付する。

第 9 項 年次代議員会において処理すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 一般年次報告および監査報告の承認
- (2) 中間決算報告および監査報告の承認
- (3) 前年度会計の決算報告および監査報告の承認
- (4) 次年度事業計画および次年度予算の承認
- (5) 次年度役員・監事、次々期理事および次年度の次々期理事の選出
- (6) 区大会のホストクラブおよび開催地の決定
- (7) 定款の改正
- (8) 区費の改定
- (9) 提出議案の審議および採決
- (10) その他の事項

第 10 項 臨時代議員会は、役員会の決議または代議員の過半数の請求によって開催する。

第 11 項 代議員会の議長は、直前部長の互選により選出された者が務める。

第 12 項 代議員会は、定数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。代議員は、委任状により他の代議員に委任することができる。

第 13 項 代議員会における議案の採否は、出席代議員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。

第 14 項 郵便または電子媒体による議案処理を必要とするときは、代議員会（年次・臨時を含む。）の承認を経て実施することができる。

第7条 区役員

- 第1項 区役員は、理事、次期理事、直前理事、書記、会計、部長および事業主任とする。
- 第2項 区役員は、毎年7月1日に就任し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 区役員会

- 第1項 役員会は、区の重要問題について審議し、執行する。
- 第2項 役員会は、原則として年3回以上開催するものとし、理事が議長を務める。理事は必要と認めるときは、役員以外の会員を列席させることができる。ただし、列席者は採決に加わることはできない。
- 第3項 役員会は、理事の招集によって開催する。また、役員の過半数の請求によって開催することができる。
- 第4項 役員会は、役員の3分の2以上の出席により成立する。役員は、委任状により他の役員に委任することができる。
- 第5項 役員会における採決は、出席役員の過半数をもって決し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることはできる。
- 第6項 役員会は、議事録を作成・保管し、会員から開示を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9条 常任役員会

- 第1項 常任役員は、理事、次期理事、直前理事、書記および会計とする。
- 第2項 理事は、緊急または役員会開催の間に発生した区の諸問題について審議し、執行するため、常任役員会を開催する。
- 第3項 常任役員会は、理事が議長を務める。審議は、会議によるほか、郵便または電子媒体によって行い、全員の合意によって決定する。
- 第4項 常任役員会は、議事録を作成し、保管する。

第10条 次期理事等の指名

- 第1項 次年度の理事、次期理事、次々期理事および監事の各候補者の指名は、区役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が行う。
- 第2項 指名委員会は、直前理事および部長をもって構成し、直前理事が委員長を務める。
- 第3項 指名委員会が行う候補者の指名数は、次のとおりとする。
 - (1) 次期理事1名
 - (2) 次年度の次期理事1名
 - (3) 次年度の次々期理事1名以上
 - (4) 次年度の監事は、原則として任期を2年とし、1年ごとに1名を指名する。
- 第4項 次年度の次々期理事候補者の指名に関する手順等は次のとおりとする。
 - (1) 指名委員会は、年次代議員会の前年12月末までに、各会長に自クラブまたは他クラブの会員の中から候補者1名の推薦を依頼する。
 - (2) 会長は、代議員会の12週間前までに候補者を推薦する書類を指名委員会に提出する。
 - (3) 次々期理事候補者は、原則として区役員の経験を有する者とする。
 - (4) 指名委員会で選考された候補者が2名以上の場合は、代議員会にて選挙を行い決定する。
 - (5) 各クラブから推薦のない場合は、指名委員会が適任者と思われる候補者を選考し、その指名を行う。
 - (6) 選挙に関する規定は別に定める。

第11条 理事の任務

- 第1項 理事は、区の代表者であり、区の運営責任者として行政および財政を統括・執行する。
- 第2項 理事は、アジア太平洋地域議会の議員となる。
- 第3項 理事は、区を代表して必要な文書に署名するほか、対外的任務を遂行する。
- 第4項 理事は、代議員会、役員会および常任役員会を招集し、役員会および常任役員会の議長を務める。
- 第5項 理事は、各クラブに代議員会の議案・議事録、国際・地域および区の重要事項ならびに情報を迅速・確実に伝達する。
- 第6項 理事は、代議員会において、一般年次報告を行うとともに所要事項の承認を受ける。
- 第7項 理事は、区大会を主宰する。
- 第8項 理事は、必要と認めるときは、委員会を新設・改廃することができる。ただし、常置委員会および事業委員会については、役員会の承認を必要とする。
- 第9項 理事は、書記、会計、事業主任、委員長、委員および部長を任命する。
- 第10項 理事は、区事務所を統括、運営する。区事務所の運営規定等は、別に定める。
- 第11項 理事は、任務を円滑に遂行するために、必要に応じて副書記、副会計を置くことができる。

第12条 次期理事の任務

- 第1項 次期理事は、理事を補佐し、区の状況を絶えず把握するとともに、理事が欠員または職務遂行不可能となり任務遂行を果たせなくなった場合は、理事の任務を代行する。

第2項 次期理事は、理事およびその他の役員の協力・助言を得て、年次代議員会に提出すべき次年度事業計画および予算案を作成する。

第13条 直前理事の任務

第1項 直前理事は、区の状況を絶えず把握するとともに、指名委員会委員長としての任務を遂行する。

第2項 直前理事は、前項のほか、理事の特命事項を遂行する。

第14条 書記の任務

第1項 書記は、区の運営について理事を補佐するとともに、区の事務全般について統括する。

第2項 書記の業務内容については、別に定める。

第15条 会計の任務

第1項 会計は、区の運営について理事を補佐するとともに、区の財務全般について統括する。

第2項 会計報告については、次のとおりとする。

(1) 代議員会において、会計報告（中間）を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。

(2) 年度終了後、原則として8週間以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事に提出する。

第3項 その他会計の業務内容については、別に定める。

第16条 事業主任の任務

第1項 区は、国際協会の推進する事業および理事が必要と認める事業を推進するために、事業主任を置く。事業主任は複数の事業を兼務することができる。

第2項 前項に定める事業については、別に定める。

第3項 事業主任は、部の事業主査と連携し、各部・各クラブの事業活動を啓発・促進するとともに、国際およびアジア太平洋地域のそれぞれの事業主任と連携する。

第17条 部長の任務

第1項 部長は、部評議会において選出され、理事が任命する。

第2項 部長は、理事の運営方針と指導の下に、部を代表し、部内外の状況を絶えず把握するとともに、部の運営責任者として行政および財政を掌理・執行する。

(2) 部長は、部内各クラブに対し適切な指導と助言を与え、各クラブおよび部の発展に努める。

第3項 部長は、区役員および第10条第2項の指名委員会委員としての任務を遂行する。

第4項 部長の処理すべき主な事項は、次のとおりである。

(1) 部書記、部会計、事業主査およびその他の部役員を任命する。

(2) 部の事業全般に関する事項を審議・議決するため、原則として年3回以上評議会を開催し、部長は議長を務める。

(3) 部内各クラブ相互の情報交換および親睦のため、年1回以上、部長が主宰する部大会を実施する。

(4) 部の活性化と会員のリーダーシップの開発と向上のために、部長は年1回以上部主催の研修会を実施する。

(5) 年1回以上、部内各クラブの例会または役員会に出席して、その状況を把握するとともに事業方針の浸透を図り、クラブ活動の一層の活性化に寄与するものとする。

(6) 部内の新クラブ設立および会員増強について積極的に関与・指導する。

(7) その他、部則の定めるところによる。

第18条 事業委員会・常置委員会・特別委員会・ワイズメネット委員会・専任委員の任務

第1項 区内に事業委員会、常置委員会、特別委員会、ワイズメネット委員会、専任委員を置くことができる。

第2項 事業委員会は、第16条の事業主任の任務を支援することを目的として、役員会の承認により設置される。

第3項 常置委員会は、区の中長期にわたる事項を管理・運営するために役員会の承認により設置される。

第4項 特別委員会は、理事の指示によるプロジェクトに関して、期間を定めて設置される。

第5項 ワイズメネット委員会は、区内のワイズメネット活動を推進するために設置される。

第6項 専任委員は、特定の専門的業務を担当する。

第7項 本条に定める委員会および専任委員に関するその他の事項は、別に定める。

第19条 監事の任務

第1項 監事は、代議員会、役員会、常任役員会に出席することができ、必要な勧告、報告、意見、助言を行う。

第2項 監事は、行政監事および財政監事の2名とし、それぞれの担当に関する監査を年度終了後、原則として8週間以内に実施し、その結果を区報、理事通信等で代議員と会員に報告する。

第3項 行政監事は、第11条の理事の任務が正常に執行され、区における内部統制システムが機能しているかを確認する。

第4項 財政監事は、財政において公正な処理・処置が行われているかを確認する。

第5項 監事は、他方の監査も副担当として実施し、監査報告書は連名で署名する。

第6項 監事の選任は、指名委員会が推薦し、代議員会の承認を得るものとする。監事の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
また、監事は専任委員および委員会委員を含む他の区役職を兼務できない。

第20条 区担当主事・クラブ担当主事

第1項 区に、日本YMCA同盟との緊密な連絡・調整を図るため、区担当主事を置く。

第2項 区担当主事は、日本YMCA同盟総主事が推薦し、理事が委嘱する。

第3項 区担当主事は、理事の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。

第4項 各クラブに、関係YMCAとの連絡・調整を図るため、担当主事を置くことができる。担当主事は、関係YMCAの総主事が推薦し、会長が委嘱する。

第21条 区大会

第1項 区大会（以下「大会」という。）は、当該年度理事が主宰し、原則として、毎年1回、6月に開催する。

第2項 大会の目的は、参加する各クラブおよび会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯と協力を一層深めることにある。

第3項 大会運営の中心的役割を担うクラブ（以下「ホストクラブ」という。）は、大会開催のための実行委員会を設け、当該年度理事の指導の下に大会を運営する。

第4項 ホストクラブは、大会参加費および区が負担する大会支援金により開催費用を賄うことを原則とし、大会終了後当該年度理事に対し、速やかにその収支報告をする。収支の取扱いについては、役員会において別途協議し決定するものとする。

第5項 その他、大会の運営については、別に定める。

第22条 改正

定款は、年次代議員会を含む連続して2回の異なる年度の代議員会の議決を経、国際議会の承認を得て改正することができる。

第23条 分割・合併・解散

第1項 区は、年次代議員会を含む連続して2回の異なる年度の代議員会の議決により分割・合併および解散することができる。
ただし、国際議会の承認を必要とする。

第2項 解散時において、区が所有する資産の取扱いは、代議員会の議決による。

第24条 付則

第1項 この改定定款は、2018年7月1日から施行する。

第2項 この定款を実施運用するため、別に施行細則を定めることができる。

第3項 施行細則は、代議員会または役員会の承認を経て制定または改廃することができる。

1997年6月7日制定

1997年7月1日発効

2003年7月1日改正

2018年7月1日改正

東日本区定款施行細則

第1条 総則

第1項 東日本区定款（以下「定款」という。）第24条第2項により東日本区定款施行細則（以下「細則」という。）を以下のとおり定める。

第2項 定款第4条第1項により、東日本区（以下「区」という。）に北海道部、北東部、関東東部、東新部、あずさ部、湘南・沖縄部および富士山部を設ける。

第2条 半年報（定款第5条）

第1項 定款第5条第1項に定める半年報は、区の現況を把握するための基礎資料であり、東日本区費（以下「区費」という。）等の算定基準になる。

第2項 半年報は、各クラブの会長が前期7月1日、後期1月1日現在の会員状況をとりまとめ作成の上、部長を経て区書記宛に提出する。

第3条 会費（定款第5条）

第1項 クラブは、区費15,000円（1名）（国際会費、アジア太平洋地域会費および大会負担金を含む。）を前条に定める半年報に基づき算出の上、前期は8月15日、後期は2月15日までにそれぞれ一括して区会計に納入する

第2項 前項の区費は、次年度区予算に計上する。

第3項 クラブ担当主事の区費は年額4,000円とする。

第4条 新規加盟クラブおよび入会者の事務手続きなど（定款第3条）

第1項 定款第3条第7項に基づき新たに国際協会に加盟するクラブ（以下「新規加盟クラブ」という。）は国際加盟費と入会金を、また新たな入会者（以下「入会者」という。）のあったクラブは入会金をそれぞれ区会計に納入しなければならない。

第2項 入会金は、次年度区予算案として代議員会に提出のうえ決定する。

第3項 新規加盟クラブは加盟時に区費の半期分（国際会費、アジア太平洋地域会費を含む。）を、また入会者のあったクラブは入会時に入会者分の区費の半期分をそれぞれ免除される。

第4項 区は新規加盟クラブに万国旗、鐘並びにギャベルを、また入会者には会員バッジ、ランチョンバッジ等の入会キットを贈る。

第5条 事業主任の事業（定款第16条）

第1項 定款第16条第2項により、同条第1項に定める事業は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) ASF（アレキサンダー奨学基金） | (13) TC（トラベルコーディネーター） |
| (2) BF（ビルディングフェロウシップ） | (14) TOF（タイム・オブ・ファスト） |
| (3) CS（地域社会奉仕） | (15) YES（ワイズ・エクステンション・サポート） |
| (4) DBC（国内兄弟クラブ） | (16) YIA（若者の参画・活動） |
| (5) EF（エンダウメント基金） | (17) YMCA サービス（YMCA への奉仕） |
| (6) EMC（クラブ拡張・会員増強・維持啓発） | (18) 広報（PR） |
| (7) HTW（ヒールザワールド） | (19) 情報（IT） |
| (8) IBC（国際兄弟クラブ） | (20) ヒストリアン（史料保存委員）項目 |
| (9) iGo（アイゴー） | (21) 物品 |
| (10) JEF（東日本区ワイズ基金） | (22) ワイズメネット |
| (11) LT（リーダーシップトレーニング） | |
| (12) STEP（ワイズメン子弟短期交流） | |

第2項 定款第16条第1項に定める事業主任は次の通りとする。

- (1) 地域奉仕・YMCA サービス事業主任
- (2) 会員増強事業主任
- (3) 国際・交流事業主任
- (4) ユース事業主任

第3項 事業主任は第1項に定める事業を次の通り分担する。

事業主任名	担当事業
地域奉仕・YMCA サービス事業主任	ASF、CS、HIV/AIDS、YMCA サービス、環境
会員増強事業主任	EMC
国際・交流事業主任	BF、EF、DBC、RBM、TOF、YES、HTW
ユース事業主任	STEP、YIA、YVLF、iGo

第6条 委員会（定款18条）

第1項 定款第11条第8項により理事が必要と認めるときは、役員会の承認を経て新たに委員会を設け、またこれを廃止することができる。

第2項 定款第18条第7項による委員会は次のとおりとする。なお、事業委員会の委員長は、事業主任が当たるものとする。

- (1) 常置委員会（ハンドブック「東日本区常置委員会規則」参照）
 - a. 文献・組織検討委員会
 - b. LT委員会
 - c. 東日本区ワイズ基金運営委員会
 - d. 東日本区奈良傳賞選考委員会
- (2) 事業委員会（ハンドブック「東日本区事業委員会規則」参照）
 - a. 地域奉仕・YMCAサービス事業委員会
 - b. EMC事業委員会
 - c. 国際・交流事業委員会
 - d. ユース事業委員会
- (3) 東日本区ワイズメネット委員会（ハンドブック「東日本区ワイズメネット委員会規則」参照）
- (4) 特別委員会
 - a. 東日本区大震災支援対策本部
 - b. 東日本区事務所人事委員会
 - c. 東日本区定款改訂委員会
 - d. 法人推進委員会
- (5) 東・西日本区合同委員会
 - a. 翻訳・通訳グループ
 - b. ワイズ・YMCAパートナーシップ委員会

第7条 専任委員（定款第18条）

定款第18条第7項に基づき次の専任委員をおく。

各専任委員の職務等については、ハンドブック「専任委員規則」に基づくものとする。

- (1) ヒストリアン
- (2) ITアドバイザー
- (3) トラベルコーディネーター
- (4) 広報・伝達（PR）専任委員

第8条 書記の業務（定款第14条）

第1項 定款第14条第2項に基づき、書記の業務内容について以下のとおり定める。

第2項 書記は、理事の指示により、区の通信・伝達に関する事務を取り扱う。

第3項 処理すべき主な事項は次のとおりである。

- (1) 代議員会、役員会の議事録を作成し、理事の要請があったときは、印刷配布する。
- (2) 区内外の情報を各クラブに浸透させ、区およびクラブ相互の理解を深めるため、年2回以上東日本区報を発行し、会員に配布する。
- (3) 国際協会に対し、定められた方式に基づく定期報告書を作成する。
- (4) 会員をはじめ区・部・クラブの役員・委員およびワイズメネットの名簿を常に整備する。
- (5) 区の必要文書を常に整備保管し、これを後任者に引き継ぐ。
- (6) その他、理事の特命事項を処理する。

第9条 会計の業務（定款第15条）

第1項 定款第15条第3項に基づき、会計の業務内容について以下のとおり定める。

第2項 会計は、理事の指示により、区の会計を統括し、記帳に関する事務を取り扱う。

第3項 処理すべき主な事項は次のとおりである。

- (1) 区の経常会計および特別資金会計の全般を把握し、定められた勘定方式に従い記帳整理する。
- (2) 国際会費、アジア太平洋地域会費その他の分担金等を定められた方式に基づき遅滞なく送金する。
- (3) 代議員会において、会計報告（中間）を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。
- (4) 次年度予算案作成に当たり、次期理事に協力する。
- (5) 年度終了後、原則として8週間以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事（直前理事）に提出する。
- (6) その他、理事の特命事項を処理する。

第10条 区大会ホストクラブの選定と経費支援等（定款第11条、第21条）

第1項 理事は役員会の中に次々期大会ホストクラブ選定委員会を設け、その選定を行う。

第2項 次期大会のホストクラブ（以下「ホストクラブ」という。）は指定期限までに理事に対し、大会プログラム、予算書および大会準備予定表を提出してその承認を得るとともに、準備の進捗状況を絶えず報告し理事の了承と指示を仰ぐ。

第3項 区は大会支援金（会員一人当たり500円）をホストクラブに交付するほか、大会準備金として50万円を貸与する。

第4項 区は大会終了後の収支報告については、ホストクラブの意見を可能な限り尊重する。

第5項 東日本区大会時に発生する区会計負担の費用は以下の表の通りとする。

項 目	区会計負担	個人負担
1. 区役員会	会場費、設備費	宿、食
2. 代議員会	同上	宿、食
3. 来賓		
国際会長（夫妻）	登、宿	交
国際書記長（夫妻）	登、宿	交
西日本区理事（夫妻）	登、宿、交	
エリア会長（夫妻）	登、宿、国内交	
同盟総主事（夫妻）	登、宿、交	
BF代表	登、宿、国内交	
東日本区奈良傳賞受賞者（夫妻）	登、宿、交	
4. 担当主事会	会場費、設備費	交、食
5. ネットの会	同上	交、食
6. ユースの会	同上	交、食

※「登」は登録費、「宿」は宿泊費、「交」は交通費、「食」は食事代を示す。

《注記事項》

- (1) 会場費、設備費については大会会計より一括立替え払い後、区会計より大会会計に支払う。
- (2) 区会計が負担すべき来賓の費用で本人が立替えた費用（主に交通費等）については、本人の請求に基づき区会計より本人に支払う。
- (3) 来賓とは原則的には招待状を出した方とする。ただし、国際会長（夫妻）、国際書記長（夫妻）はその限りではない。なお、来賓にかかる上記以外の費用は原則として大会負担とする。
- (4) 来賓のエクスカージョン費用は国内交通費とみなす。
- (5) 上記表の項目以外の費用負担が生じる場合は、大会ホストクラブは事前に東日本区と協議して決める。

第11条 メーキャップと出席率の算定

第1項 例会に欠席したクラブ会員は、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に以下に掲げる会合に出席したことをメーキャップカードなどによりクラブ会長に申告したときは、クラブ例会に出席したものとみなすことができる。

- (1) 自クラブの第 2 例会またはクラブ会長が年度計画により行う会合
- (2) 区内外のクラブの例会または特別例会
- (3) 区大会または理事の招集する会合
- (4) 部大会または部長の招集する会合
- (5) 国際大会、アジア太平洋地域大会またはこれらに準ずる会合
- (6) YMCA が実施する行事、事業委員会または特別な会合で例会と重なった場合

第 2 項 メーキャップは原則として所定のメーキャップカードによるが、クラブ会長またはクラブ会員が周知している場合は自己申告が可能である。

第 3 項 出席率は出席した会員数を広義会員および功労会員を除いた会員数で除し、小数点以下第 3 位を四捨五入して百分率で表す。

(例) 会員数 23 人でメーキャップを含めた例会出席者数が 19 人の場合 $19/23 = 0.826 \rightarrow 0.83 \times 100$ で、出席率は 83% です。

第 4 項 ワイズに関する例会並びに会合についてのパソコン等の媒体を介したりリモート参加は、その会に出席したものとみなす。

第 12 条 会員の休会

第 1 項 会員がクラブに留まることを希望するが、正当な理由により、長期にわたりクラブ例会および諸活動に参加できないときは、次の扱いとする。

- (1) クラブ会長は理事の承認を経て休会させることができる。
- (2) 休会期間は最長 3 年とする。
- (3) 休会会員は東日本区の事務手続き上は、退会と同様な扱いとなり、半年報の会員数には計上されない。
- (4) 休会会員は退会と同様な扱いとなるため、区費などの義務は免除される。
- (5) 休会会員はロースターにクラブ会員として掲載されるが、氏名欄の上欄に「休会会員」と表示する。
- (6) 休会会員がクラブに復帰する場合は理事に報告し、次の半年報の会員数に計上する。その場合、東日本区の事務手続き上は、再入会扱いになるが入会金は免除される。

第 13 条 区事務所（定款第 11 条）

第 1 項 定款第 11 条第 10 項に基づき、以下のとおり定める。

第 2 項 定款第 1 条第 5 項により設置する事務所は、東京都新宿区四谷本塩町 2-11 日本 YMCA 同盟会館内におく。

第 3 項 区事務所には事務所長および職員をおく。

第 4 項 区事務所は西日本区および国際との連絡業務ならびに文書の整理、保管業務に従事し、もって区の円滑な事務運営に資するものとする。

第 5 項 区事務所および事務職員の役割・業務内容は、「東日本区事務所運営内規」の定めによる。

第 6 項 区事務所に勤務する事務所長および職員の人事に関しては、「東日本区事務所人事委員会規則」による。

第 14 条 次期理事等の指名選挙（定款第 10 条第 4 項 6 号）

第 1 項 定款第 10 条第 4 項 6 号（次期理事の指名）選挙に関する規定は、別に定めるに基づき、次のとおりとする。

第 2 項 複数の候補者が出た場合は、議案として提出する。

第 3 項 選挙方法に関する動議を行う。

第 15 条 改廃

この細則は、東日本区代議員会または役員会の承認を経て改廃することができる。

1999 年 6 月 21 日発効
2003 年 7 月 1 日発効
2005 年 7 月 1 日改定
2010 年 7 月 1 日改定
2011 年 7 月 1 日改定
2012 年 7 月 1 日改定
2013 年 7 月 1 日改定
2015 年 7 月 1 日改定
2018 年 7 月 1 日改定
2019 年 7 月 1 日改定
2021 年 6 月 11 日改定

一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区定款

第1章 総則

第1条 名称

この法人は、一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区と称する。

第2条 主たる事務所

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区四谷本塩町2-11日本YMCA同盟会館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

この法人は、ワイズメンズクラブ国際協会のモットー「強い義務感を持つ義務はすべての権利に伴う」のもと、国、世代、性別、宗教の違いを乗り越えて多様性を認め合い、YMCA、地域社会および平和な世界の実現に貢献することを目的とする。

第4条 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

第1項 YMCA に対する奉仕事業

第2項 地域社会奉仕事業

第3項 会員の拡張・増強・相互の交流・維持啓発事業

第4項 会員相互の交流事業

第5項 ワイズメンズクラブ国際協会が行う事業

第6項 青少年育成事業

第7項 前各項に附帯する一切の業務

第3章 会員

第5条 会員

この法人の会員は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区に属する団体および個人から選定することとし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第6条 入会

第1項 会員として入会しようとする団体および個人は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

第2項 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを申込みのあった団体および個人に通知する。

第7条 会費

団体である会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第8条 任意退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

第1項 この定款その他の規則に違反したとき。

第2項 法人の名誉を傷付け又は目的に反する行為をしたとき。第3項 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 会員資格の喪失

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。第1項 全会員が同意したとき。

第2項 会員が死亡又は解散したとき。

第4章 会員総会

第11条 構成

第1項 会員総会は、全会員をもって構成する。

第2項 会員総会をもって一般法人法の社員総会とする。

第12条 権限

会員総会は、法令又はこの定款で定められた事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 法人の分割・合併および解散
- (7) 法人の継続
- (8) 一般年次報告および監査報告の承認
- (9) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (10) 事業計画および予算の承認
- (11) 会費の改定
- (12) 提出議案の審議および採決
- (13) 前各号に関連するその他の事項

第13条 開催

第1項 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第2項 会員総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。

第14条 招集

第1項 会員総会は一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第2項 全会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第3項 理事長は、前項の規定により請求があったときは、4週間以内に会員総会を招集しなければならない。

第4項 会員総会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

第15条 議長

会員総会の議長は、その会員総会に出席した会員により選出される者がこれに当たる。

第16条 議決権

第1項 会員総会における議決権は、1会員につき1個とする。

第2項 会員は委任状により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第17条 決議

第1項 会員総会の決議は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第2項 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 法人の分割・合併および解散
- (7) 法人の継続

第18条 議事録

会員総会の議事については、一般法人法の定めるところにより議事録を作成し、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2人が、これに署名又は記名押印する。

第5章 役員

第19条 役員の設置

第1項 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上

(2) 監事 2名

第2項 理事のうち1名を理事長とし、一般法人法上の代表理事とする。

第20条 役員を選任

第1項 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

第2項 理事長は、理事会の決議によって定める。

第3項 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第4項 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

第21条 理事の職務及び権限

第1項 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

第2項 理事長は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

第3項 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が選定した業務執行理事において、予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

第22条 監事の職務及び権限

第1項 監事は会員総会、理事会等に出席し必要があると認めるときは意見を述べることができる。

第2項 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

第3項 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第4項 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第23条 役員任期

第1項 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第2項 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第3項 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4項 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条 役員解任

会員総会の決議によって理事および監事は解任することができる。

第25条 報酬等

役員は、無報酬とする。ただし、理事会で定めるところにより、職務遂行に要した費用の請求をすることができる。

第6章 理事会

第26条 構成

第1項 当法人に理事会を置く。

第2項 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第27条 権限

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。第1項 業務執行の決定

第2項 理事の職務の執行の監督第3項 理事長の選定及び解職

第28条 開催

第1項 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

第2項 理事会は、理事総数の3分の2以上および監事全員の出席がなければ開会することはできない。

第3項 通常理事会は、年4回以上開催する。

第4項 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

第29条 招集

第1項 理事会は、理事長が招集する。

第2項 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

第30条 議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

第31条 決議

第1項 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

第2項 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第32条 議事録

第1項 理事会の議事については、一般法人法の定めるところにより議事録を作成する。第2項 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

第33条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第34条 事業計画及び収支予算

第1項 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第2項 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第35条 事業報告及び決算

第1項 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、(2)(3)の書類についてはその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

第2項 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第36条 剰余金の不分配

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

第37条 定款の変更

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第38条 解散

この法人は、会員総会における決議その他法令に定める事由によって解散する。

第39条 残余財産の帰属

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益財団法人日本YMCA同盟に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第40条 公告の方法

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

第41条 委任等

第1項 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第2項 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

第42条 最初の事業年度

この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年6月30日までとする。

第43条 設立時の役員

当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	板村哲也 小山久恵 利根川恵子 大久保知宏 小原史奈子 伊藤幾夫 御園生好子
設立時代表理事	板村哲也
設立時監事	辻剛 漆畑義彦

第44条 設立時社員の氏名又は名称及び住所

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

板村哲也	東京都小金井市東町5丁目28番2号
大久保知宏	栃木県宇都宮市埴田5丁目1番13号ライオンズマンション八幡山公園104

以上 一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区のためにこの定款を作成し、設立時社員板村哲也及び同大久保知宏が次に記名押印する

令和3年6月12日

設立時社員 板村哲也

設立時社員 大久保知宏

一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「当法人」という。）における会計処理に関する基本を定めたものであり、事業活動を合理的かつ適正に遂行し、当法人の経営状況を明らかにすることを目的とする。

(会計基準)

第2条 当法人の会計処理については、法令、定款および本規程の定めるところによるものとする。

(会計区分)

第3条 当法人の会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 経常会計
 - (2) 特別資金会計
 - (3) 法人税法に規定する収益事業に該当する会計
- 2 前項第1号および第2号の会計区分については、会計を担当する理事（以下「会計担当理事」という）が必要に応じて事業区分を設けることができる。

(事業年度)

第4条 当法人の事業年度は、定款33条の定めにより毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計担当理事)

第5条 会計担当理事は、予算の執行にあたり全般を管理する直接的責任を理事長に対して負うものとする。

(帳簿書類の保存および処分)

第6条 決算報告書・監査報告書・会計帳簿類・証憑書類・その他の書類の保存期間は7年とする。なお、決算報告書・監査報告書は電子的データで永久保存する。

- 2 前項の保存期間は、会計年度末（6月30日）から起算する。

第2章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第7条 当法人の財政状態、正味財産の増減を的確に把握するため、貸借対照表・財産目録・正味財産増減計算書に区分し、必要な勘定科目を設ける。

(会計帳簿)

第8条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳
 - (2) 補助簿
 - ① 現金出納帳
 - ② 預金出納帳
 - ③ 固定資産台帳
 - ④ その他必要な補助簿として会計担当理事が定めるもの
- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

(会計伝票)

第9条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は次のとおりとする。
- (1) 入金伝票

- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、証憑書類に基づいて起票し、その証憑書類を添付する。

(証憑(しょうひょう))

第10条 証憑(証拠)とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 稟議書
- (4) 検収書または納品書
- (5) 受領書、支払申請書
- (6) 各種計算書
- (7) 契約書、覚書、その他の証書
- (8) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第11条 総勘定元帳(決算書)は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票またはその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

(検算照合)

第12条 会計担当理事は、毎月末において、補助簿の合計および残高について、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第13条 会計帳簿は、事業年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第14条 収支予算は、各事業年度の事業計画を明確な計数をもって表示し、事業の効率的な運営をはかることを目的とする。

(収支予算の期間および種類)

第15条 収支予算の期間は、第4条に規定する事業年度と同一とする。

- 2 収支予算の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 収支予算書
 - (2) その他必要書類

(収支予算の承認)

第16条 収支予算は、当法人の定款の定めるところに従い、理事長が作成し、理事会承認を経て、会員総会の承認を受けなければならない。

(収支予算の編成)

第17条 会計担当理事は、事業計画書原案に基づき収支予算書原案を事業年度開始前に理事長に提出しなければならない。

(収支予算の補正)

第18条 理事長は、やむを得ない理由により予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成し、理事会と会員総会の承認を受けなければならない。

(収支予算の執行)

第19条 収支予算を執行する際は、別表決裁権限表に掲げる者の決裁を受けなければならない。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金、預金および振替貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書等直ちに現金化できるものをいう。

(金銭等の保管)

第 21 条 区事務所長は、次の金銭等の管理をしなければならない。

- (1) 現金ならびに預金および振替貯金の通帳または預金証書
- (2) 小口現金を扱うために金融機関と取引するためのカードおよびネットバンキングで振込データを作成するためのID番号とパスワード

(印鑑の保管)

第 22 条 会計担当理事は、預金および振替貯金の通帳または預金証書登録印鑑の管理をしなければならない。

(金銭の支払い)

第 23 条 金銭の支払いについては、受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

(支払方法)

第 24 条 金銭の支払方法は、原則として複数者の承認による銀行振込によるものとする。ただし、小口払いその他これによりがたい場合はこの限りではない。

(小口現金)

第 25 条 区事務所長は、日々の現金支払いに充てるため、小口現金を置くことができる。

- 2 小口現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最小額にとどめるものとする。

(残高の照合)

第 26 条 区事務所長は、月次で預貯金の残高を預金出納帳と照合しなければならない。

第5章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 27 条 この規程において固定資産とは、耐用年数が1年超で、かつ、取得価額が 30 万円以上の使用目的の資産をいい、基本財産、特定資産およびその他固定資産に区別する。

- (1) 基本財産
理事会が基本財産として決議した財産をいう。
- (2) 特定資産
特定の目的のために用途等に制約を課した資産をいう。
- (3) その他固定資産
基本財産または特定資産以外の固定資産をいう。

(固定資産の管理)

第 28 条 区事務所長は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況および移動等について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

(現物の照合)

第 29 条 区事務所長は、固定資産を常に良好な状態において管理し、各事業年度において1回以上、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て固定資産台帳の整備を行わなければならない。

第6章 決算

(決算の目的)

第 30 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の財政状態、正味財産増減の状況を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 31 条 決算は、月次決算と年度末決算に区分し、その期間はつぎのとおりとする。

- (1) 月次決算 毎月 1 日からその月の末日まで
- (2) 中間決算 7 月 1 日から 3 月末日まで
- (3) 年度末決算 第 4 条に規定する会計年度

(月次決算)

第32条 会計担当理事は、毎月末日をもって月次残高試算表を作成しなければならない。

(中間・年度末決算)

第33条 会計担当理事は、中間決算時および毎事業年度終了時、次の書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (3) 財産目録
 - (4) 固定資産台帳
- 2 理事長は、前項に定める書類について監事の監査を受け、理事会の承認を経て会員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第7章 その他

(規程の改廃)

第34条 この規程は、理事会の承認を経て改廃することができる。

(附則)

第35条 この規程は令和3年7月10日から施行する。

金銭出納管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区経理規程に基づき、金銭出納の管理を適切に行い、法人資産の安全な保管と効率的な運用を目的とする。

(金銭の範囲)

第2条 この規則において金銭とは、現金及び金融機関に対する預貯金をいい、現金には国内通貨、外国通貨、受取小切手、郵便為替証書、郵便貯金払出証書を含むものとする。

(出納業務の担当)

第3条 金銭の出納及び保管業務は区事務所で行う。
2 金銭の出納業務は、区事務所長がこれを行う。

(印章の保管及び使用)

第4条 銀行届出印は、会計担当理事が保管し押印する。

第5条 この規則における認証の手続は、使用する経理システムによるものとする。

(疑義解釈)

第6条 この規則の運用若しくは解釈に疑義がある場合の解釈又はこの規則で定めていない事項で金銭の出納、保管に関する事項については、会計担当理事の助言を得て理事長が決定する。

第2章 金銭の収納

(収納手続)

第7条 金銭を収納したときの手続は以下の手順による。

区事務所長は、金銭を収納したとき（銀行振込による入金を含む。）は、直ちに入金入力を行う。

①領収証の発行を要する場合は、区事務所長は領収証用紙に必要事項を記入する。

②会計担当理事は、月に一度以上、入金入力結果と収納した金銭又は送金通知等と照合して入金入力を認証する。

③区事務所長は、速やかに金銭を金融機関に預け入れる。

(入金の確認)

第8条 区事務所長は銀行振込による入金を確認するため、毎業務日に金融機関から入出金情報入手する。

第3章 金銭の支払

(振込支払手続)

第9条 会計担当理事は、区事務所長の作成した振込み依頼データを詳細に照合、点検してネットバンキング上で認証する。

(給与の支払)

第10条 当月給与の支払日は、毎月5日とする。ただし、5日が区事務所休業日に当たる時は直前の業務日とする。

(交通費等の支払)

第11条 交通費、旅費、宿泊費等で法人の会員、役員等に支払うべき金銭は、その支払が法人内の各規定上、正当である事を会計担当理事が承認したものに限り支払う。これらを支払うための仮払金の支払も同様とする。

(設備の購入、投資のための支払)

第12条 設備の購入、有価証券の購入、借入金の返済、貸付金の実行等定例的でない支払はすべて理事会の決議、議案書等の正当な承認機関により正当に承認されたものがなければ支払をしてはならない。

第4章 小口現金

(小口現金)

第13条 小口現金を設けることができる。

- 2 小口現金の設置に当たってその基準額、補充回数並びにこれらの変更は会計担当理事が定める。
- 3 小口現金の用途は、原則として役職員の給料、旅費(旅費日当を含む。)、交通費、通信費、交際費並びに消耗品費等とする。
- 4 小口現金による支払額の上限は1件について15万円とし、これを超える場合は旅費、交通費等であっても本規則の支払手続きにより支払う。

(小口現金の責任者)

第14条 区事務所長をその小口現金の責任者とする。

(小口現金支払の承認)

第15条 小口現金の支払は、領収証と引換えに支払い、証憑は保管する。

(小口現金の精算と補充)

第16条 区事務所長は、すべての収納と支払を記録した「小口現金出納帳」を作成し、会計担当理事に報告する。
2 小口現金の補充は、会計担当理事が行う。

(小口現金の管理)

第17条 区事務所長は、定期的あるいは随時に手持ちの現金および小口現金口座を実査確認し、前項の出納帳と照合しなければならない。

第5章 保管及び照合

(現金残高の照合)

第18条 区事務所長は、日々の金銭出納業務終了後直ちに手持ち現金残高を実査し、金種別現金残高表を作成する。

(現金過不足)

第19条 現金過不足が発生した場合は、直ちにその原因を調査し、なお不明な場合は「現金過不足」として会計担当理事の承認を得て雑収入、雑費として処理する。

(金庫の利用)

第20条 事務所内に置く金庫には次のものを収納する。

- ①現金
- ②預金通帳、預金証書

- ③重要契約書類
 - ④その他会計担当理事が必要と認める書類
- 2 金庫の鍵は区事務所長が保管する。

第6章 補 則

(規則の改廃)

第 21 条 この規則の改廃は、会計担当理事が起案して理事会が決定する。

(郵便切手等の扱い)

第 22 条 郵便切手、収入印紙、商品券、回数乗車券、各種プリペイドカードは、金券として管理し、その受払いはそれぞれの担当者が正確に記録しなければならない。

附 則

この規則は、2021年7月10日から施行する。

決裁権限表

1. 経費予算の執行と管理に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
外国送金 事業費振込 部事業費 ユース事業費 区事業費 役員活動費 小口現金（25万円） 事務所家賃 所長給与 予算執行時に1件50万円以上	関係書類 関係書類 議案書	区事務所長 区事務所長 会計担当理事			会計担当理事 会計担当理事 区事務所長 常任理事会*

2. 資産の取得、修繕補修、除却・売却に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
1. 資産の取得（情報関係は、別記） (1) 土地・建物（売買契約承認を含む） 1件300万円以上 1件100万円以上300万円未満 1件100万円未満 (2) 什器備品、用品に関する支出 1件300万円以上 1件100万円以上300万円未満 1件20万円以上100万円未満 1件20万円未満	議案書 議案書 議案書 議案書 議案書 議案書 議案書	会計担当理事 区事務所長 区事務所長 会計担当理事 区事務所長 区事務所長 区事務所長	常任理事会 会計担当理事 会計担当理事 常任理事会 会計担当理事 会計担当理事	理事会 常任理事会 理事会 常任理事会	会員総会 理事会 常任理事会* 会員総会 理事会 常任理事会* 会計担当理事
2. 資産の修繕補修 1件300万円以上 1件100万円以上300万円未満 1件20万円以上100万円未満 1件20万円未満	議案書 議案書 議案書 議案書	会計担当理事 区事務所長 区事務所長 区事務所長	常任理事会 会計担当理事 会計担当理事	理事会 常任理事会	会員総会 理事会 常任理事会* 会計担当理事
3. 資産の除却・売却 簿価300万円以上 簿価100万円以上300万円未満 簿価20万円以上100万円未満 簿価20万円未満	議案書 議案書 議案書 議案書	会計担当理事 区事務所長 区事務所長 区事務所長	常任理事会 会計担当理事 会計担当理事	理事会 常任理事会	会員総会 理事会 常任理事会* 会計担当理事
4. 資産の移動 重要なもの その他のもの	関係書類 関係書類	区事務所長 区事務所長	会計担当理事 会計担当理事	常任理事会	理事会 常任理事会*

3. 資産の賃貸借に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
1. 土地・建物の賃貸借契約の締結 （借上社宅の賃貸借契約は除く） 1件月額1百万円以上 1件月額1百万円未満	議案書 議案書	会計担当理事 会計担当理事	常任理事会	理事会 常任理事会	会員総会 理事会 常任理事会*
2. 土地・建物の賃貸借契約の更新・変更・解約		会計担当理事			常任理事会*
3. 建物施設等の警備保障契約の締結・更新・解約		会計担当理事			常任理事会*

4. 経理に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
1. 税務申告書の承認	申告書	会計担当理事		常任理事会	理事会
2. 各種税金の納付	納付書	区事務所長			会計担当理事
3. 資金の調達及び運用 1件300万円以上 1件300万円未満	議案書	会計担当理事 会計担当理事	常任理事会	理事会 常任理事会	会員総会 理事会
4. 新規金融機関との新設及び解消 借入も含む 預金取引のみ	議案書	会計担当理事 会計担当理事		常任理事会	理事会 常任理事会*
5. 有価証券の取得・売却（簿価） 1件300万円以上 1件300万円未満	議案書	会計担当理事 会計担当理事	常任理事会	理事会 常任理事会	会員総会 理事会

*常任理事会が決裁した場合は、必ず理事会に報告するものとする。

ワイズメンズ国際協会東日本区文書管理規程

目的

第1条

本規程は、ワイズメンズクラブ東日本区（以下「区」という）文書の作成、保存、管理に必要な基準を定め、適正かつ円滑な文書の保存、管理を図ることを目的とする。

適用範囲

第2条

本規程は、業務を遂行する過程で作成または入手した書類、規程、棄議書、契約書、注文書、報告書、図表、伝票、帳簿、その他業務に必要な一切の記録で、一定期間の保存を要するものに対して適用するものとする。記録は紙によるものに限らず、一切の電磁的記録も含むものとする。

帰属

第3条

業務を遂行する過程で作成した文書は区に帰属する。
帰属文書は、許可なく持ち出してはならない。

主管

第4条

文書の主管は、事務所とする。

文書作成

第5条

文書作成にあたっては、別途作成する「文書作成の手引き」を参照するものとする。

保存義務

第6条

法令、定款、委員会規則、すべての会議議事録、その他の定めにより一定期間保存を義務付けられた文書、及びに各部門が業務を遂行するために必要な文書（以下「保存対象となる文書」）は、これを保存しなければならない。

整理・保存

第7条

- 1 会議体、主管、管理者において、業務を遂行するために必要な文書は、常時、確実に保存され、必要時は直ちにこれを取り寄せることができ、業務に支障がないように努めなければならない。
- 2 管理者は、必要な文書を分類、整理し、区の指定する方法に従い、整理し、保存しなければならない。そのためのサーバーを置くものとする。

文書保存の管理責任者

第8条

文書保存の管理責任者（以下「管理責任者」）は、事務所長をもって充てる。

文書保存管理台帳

第9条

- 1 管理責任者は、第9条に定める保存期間が10年以上の文書については、文書保存管理台帳（以下「管理台帳」）を作成し、これを管理しなければならない。
- 2 保存対象となる文書で、システム上で管理できるものについては、当該データをもって管理台帳とする。

保存期間

第10条

- 1 区は法令、定款、委員会規則等（以下「法令等」）に基づく期間、文書を保存しなければならない。法令等に保存期間の定めなき文書については、類似文書に準ずるものとし、管理責任者の判断に従う。
- 2 保存期間を異にする関連文書を同時に保存する場合は、期間の長いものに従う。
- 3 文書の分類の判断について、疑義のあるものは管理責任者の判断に従う。

4 各文書等の保存期間は次のとおりとする。

- ①永久保存 定款、登記関係、会計監査、官公庁への提出書類及び認可書・許可書
- ②10年保存 代議員会議事録（会社法318条）、役員会議事録（会社法371条）、常任役員会議事録、委員会議事録、契約書、計算書類（会社法435条）、会計帳簿（会社法432条）
- ③7年保存 仕訳帳や現金出納帳、固定資産台帳等取引に関する会計帳簿・書類（法人税法施行規則56条）、証憑書類
- ④3年保存 会員名簿、入会・退会の書類、外部団体への寄付や賛助に関する書類

保存期間の算定

第11条

文書の保存期間の起算日については、文書の作成、または取得した時期の属する年度の翌年度の初日から起算する。

保存期間の短縮、延長

第12条

保存期間を経過した文書、もしくは保存期間内の文書であっても、その保存期間に疑義のあるものは管理責任者の判断に従い、廃棄またはさらに期間を定めて保存する。

保存場所

第13条

- 1 文書は組織としての管理が適切に行い得る専用の場所に保存する。
- 2 前項に定める「組織としての管理が適切に行い得る専用の場所」とは、事務室および書庫（文書の管理が適切に行い得る専用の場所であると文書管理者が認めた場所）をいう。

完全削除および廃棄の原則

第14条

保存期間を経過した文書は、機密の漏洩および悪用を防ぐため、書面の場合には原則として焼却または裁断、電磁的記録の場合にはファイルフォルダーからの完全削除により廃棄する。

改廃

第15条

本規程の改廃は、区役員会の決議により行うことができる。

附則

本規程は、2022年7月1日より実施する

1. 東日本区常置委員会規則

文献・組織検討委員会

名 称

第1条 この委員会は、東日本区文献・組織検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

目 的

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 東日本区の活動の指針となる規則、規定、マニュアル、ハンドブック、式文および各委員会からの要請によるその他文献の改訂および監修
- (2) 国際憲法とアジア太平洋地域運営に関するガイドラインに関わる規約、文献、マニュアル等に関する事項
- (3) 理事の指示する文献関連の事項
- (4) 理事の指示する組織検討関連の事項
- (5) 組織に関連する討議・提案

位 置

第3条 委員会は、東日本区定款施行細則第6条第2項に基づき常置委員会として設ける。

構 成

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 理事の任命による委員長1名及び委員長が推薦し理事が任命する数名の委員で構成する。
- (2) 理事の承認を経て小委員会を設けることができる。

任 期

第5条 委員会委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1年とする。ただし、委員長は連続して3期、委員については連続5期までの再任を妨げない。
- (2) 年度途中で就任する委員の任期は、選任された当該年度末までとする。

改 廃

第6条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改訂または廃止することができる。

付 則

第7条 この規則は、2012年7月1日から施行する。

2012年4月15日 制定 2012年7月1日 施行 2018年4月8日 改訂

LT委員会

名 称

第1条 この委員会は、LT委員会（以下「委員会」という。）と称する。

目的・事業

第2条 委員会の目的と事業内容は、次のとおりである。

- (1) 委員会は、東日本区における会員のリーダーシップの開発、向上を図ることを目的とする。
- (2) 前記の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ① 東日本区主催の研修の企画、実施
 - ② 部、クラブ主催の研修に関する支援
 - ③ 研修に関するマニュアルおよび資料類の作成、改訂、発行
 - ④ 理事の指示する事項

位 置

第3条 委員会は、東日本区定款施行細則第6条第2項に基づき常置委員会として設

構成

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 理事が任命する委員長および委員長が推薦し、理事が任命する数名の委員により構成する。
- (2) 理事の承認を経て小委員会を設けることができる。

任期

第5条 委員会委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1年とする。ただし、委員長は連続して3期、委員については連続5期までの再任を妨げない。
- (2) 年度途中で就任する委員の任期は、選任された当該年度末までとする。

改廃

第6条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

付則

第7条 この規則は、2007年7月1日から施行する。

2007年4月15日 制定 2007年7月1日 施行

東日本区ワイズ基金規則

設置

第1条 ワイズメンズクラブ国際協会東日本区は、東日本区ワイズ基金（略称：JEF）を置き、この基金の管理、運営のために区定款第5条第2項に基づき、東日本区ワイズ基金委員会を設ける。

目的

第2条 この基金は、ワイズメンズクラブ活動に関わる人々が、感謝の気持ちを表す機会として、献金し積み立てるもので、区が資産の一部として保有し、ワイズダムの安定的かつ継続的な組織と事業の発展に資することを目的とする。

事業

第3条 基金は、前条の目的を達成するために、次の事業に活用する。

- (1) 区の組織強化の支援
- (2) 国際交流活動の支援
- (3) YMCA の支援
- (4) その他、基金の目的達成のための支援

基金の構成

第4条 基金は、献金者の献金とその運用益で構成する。

第5条 基金は、経常会計と分け特別会計として処理する。

事業年度

第6条 基金の事業年度は、区の会計年度と同様とする。

委員会の構成

第7条 委員会は、区役員会において選任された6名以内の委員および東日本区理事（以下「理事」という。）、東日本区会計（以下「区会計」という。）の職責委員2名で構成される。委員の内、2名は、直前理事を除く理事経験者とする。

第2項 委員長は、職責委員を除く委員から互選される。

委員の任期

第8条 委員の任期は、1年とする。再任は妨げないが、委員長は、連続して3期、委員は連続して5期を限度とする。

第2項 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、選任された当該年度末までとする。

委員会の任務

第9条 委員会は、次の任務を行う。

- (1) 基金の管理・運用・保全

- (2) 基金支出の審査
- (3) 基金の募金活動
- (4) 基金の理解を深める
- (5) 献金者の記録と保管
- (6) 委員の引継ぎ

委員会の責任

第10条 委員会は、区会計と連携して、基金の適正な運用に努める。

第2項 基金の出納業務は、理事の指示により、区会計が担当する。

第3項 会員等からの献金は、原則として金融機関への振り込みによって行う。

第4項 委員会は、必要により残高証明書の提出を求める。

第5項 区会計は、決算報告書（中間を含む）を作成し、委員会の監査を受けたのち、区監事の監査を受ける。

委員会の招集

第11条 委員会の招集は、委員長が行い、議長は、委員長が務める。

第2項 委員長が指名する書記が議事録を作成し、区事務所に保管する。

第3項 会員から議事録の開示を求められたときは、委員長は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

基金の支出

第12条 基金の支出は、区役員会の議決を経て理事が委員会に申請する。理事は、件名、理由、期待される効果、所要資金、時期等を記入した申請書を提出しなければならない。

第2項 委員会は、理事からの申請書を審議の上、その可否についての意見を記載して理事に提出する。

第3項 審議は、職責委員を除く全委員一致の決議を必要とする。

第4項 否決または条件付き承認の場合、区役員会は再度検討して再申請することができる。

第5項 300万円以上の金額については、上記の手続きのうえ、区代議員会において審議、決する。

第6項 委員会は、承認した申請書を理事に回付し、理事は区会計に支出の手続きを指示する。

第7項 理事は、支出された事業について、適宜委員会に経過報告をする。

基金の運用

第13条 基金の運用は、元本が保証された預貯金等に限る。

基金の促進

第14条 委員会は、基金について、目的、運営方針および寄付の要請等、積極的な広報活動を実施し、基金の総合的な促進、理解を深めることに努める。

第2項 委員会は、年度の寄付金目標を設定して、理事、区役員会等に報告するとともに、推進を要請する。

献金者への謝意

第15条 委員長は、委員会を代表して、献金者に対し、謝意を表する。その方法は、別途委員会で定める。

第2項 委員会は、会員・クラブ等から献金があったときは、「奉仕帳」に献金者の氏名、その理由等を記し、永久保存する。

広報・促進経費

第16条 委員会の必要とする広報・促進経費は、委員会が決定し、基金から支出する。

改 廃

第17条 この規則は、区代議員会の承認を得ることによって改正または廃棄することが出来る。

付 則

第18条 この規則は、2016年7月1日から施行する。東日本区ワイズ基金運営委員会規則は2016年6月30日をもって廃棄する。

2016年7月1日 制定 2018年4月8日 改訂 2020年4月12日 改訂

奈良傳賞選考委員会規則

前 文

東日本区は、日本ワイズダム生みの親とも云うべき奈良傳氏の偉業を記念し、ここに東日本区奈良傳賞（Tsutae Nara Memorial Award）を創設して、長年にわたりワイズダムの発展に尽力し、その功績が広く認められた会員を顕彰する。

第1条 奈良傳賞受賞者の条件

受賞者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1 ワイズメンズクラブ及びYMCAの会員歴が30年以上を経過し、60歳以上の会員で、その働きがワイズメンの模範とするに相応しいものであること。
- 2 前号に準ずる会員で、特に受賞するに相応しいと認められる者。
- 3 理事、国際役員（国際会長・アジア太平洋地域会長）経験者でないこと。

第2条 奈良傳賞選考委員会

第1項 奈良傳賞選考委員会（以下「委員会」という。）は、元理事を含む3名の委員および職責委員として東日本区理事（以下「理事」という。）をもって構成し、委員長に理事が就任する。

第2項 委員は、東日本区役員会の承認を経て理事が任命する。

第3項 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 受賞者の選考

第1項 受賞者の選考は、委員会が行う。

第2項 委員会は、各クラブから推薦のあった者で第1条の規定に該当する者の中から5月15日までに決定する。

第3項 受賞者は毎年度1名を原則とし、最大2名までとする。

第4項 理事は、受賞者に選考結果を連絡し受賞および東日本区大会への出席の確認をする。

第4条 表彰

理事は東日本区大会において受賞者を発表し、東日本区奈良傳賞（Tsutae Nara Memorial Award）を授与する。

第5条 受賞者への対応

東日本区は、受賞者本人及びその配偶者の東日本区大会登録費、宿泊費および交通費を負担する。

第6条 改 廃

この規則は、東日本区役員会の承認を得ることにより改正または廃止することが出来る。

第7条 付 則

この規定は2001年7月1日から施行する。

この規則は2020年4月12日から施行する。

2. 東日本区事業委員会規則

総 則

第1条 この規則は、東日本区における以下の事業委員会（以下「委員会」という。）の運営について定めるものである。

- ①地域奉仕・YMCA サービス事業委員会 ②EMC 事業委員会 ③国際・交流事業委員会 ④ユース事業委員会

目 的

第2条 委員会は、当該事業主任の職務遂行を支援し、東日本区の当該事業の活動を継続的にかつ活発に推進することを目的とする。

位 置

第3条 委員会は、東日本区定款施行細則第6条第2項に基づき事業委員会として設ける。

構成

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度における当該事業の事業主任を委員長とし、委員長が推薦し、理事が任命する数名の委員により構成する。
- (2) 理事の承認を経て小委員会を設けることができる。

任期

第5条 委員会委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1年とする。ただし、連続3期までの再任を妨げない。
- (2) 年度途中で就任する委員の任期は、選任された当該年度末までとする。

委員会の開催

第6条 第2条の目的を達成するため、年度内に2回以上、委員会を開催する。

改廃

第7条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

付則

第8条 この規則は、2007年7月1日から施行する。

2007年4月15日 制定 2007年7月1日 施行 2018年4月8日 改訂

3. 東日本区ワイズメネット委員会規則

第1条 名称

この委員会は、東日本区ワイズメネット委員会（以下「委員会」という）と称する。

第2条 目的

第1項 委員会は、ワイズ運動の支援および独自の社会奉仕事業のために、東日本区内の部またはクラブに設置されたワイズメネット会（以下「メネット会」という。）と協働し、ワイズメネット活動を推進する。また、国際メネット事業主任と連携し、東日本区内のメネット活動の国際的な貢献を図る。

第2項 委員会は次の事項を行う。

- (1) 東日本区内のメネット独自のプロジェクトの企画、実施
- (2) 国際メネット事業主任のもとで決められた国際事業への、東日本区としての参加、協力の検討、実施
- (3) メネット間の親睦、事業報告のため、年1回以上「東日本区ワイズメネットのつどい」の開催
- (4) 東日本区大会における「ワイズメネットアワー」の開催
- (5) 情報交換、情報提供のため、「Notes & News」の発行
- (6) その他、理事の指示する事項

第3条 位置

委員会は、東日本区定款施行細則第6条第2項に基づく委員会として設ける。

第4条 構成

第1項 理事の任命による委員長1名および委員長が推薦し、理事が任命する数名の委員により構成する。

第2項 委員長および委員は、メネット会のメンバーであることが望ましい。

第3項 理事の承認を経て、小委員会を設けることができる。

第5条 任期

第1項 委員の任期は1年とする。ただし、委員長は連続して3期、委員については連続5期までの再任を妨げない。

第2項 年度途中で就任する委員の任期は、選任された当該年度末までとする。

第6条 改廃

この規則は、東日本区役員会の承認を得ることにより改正または廃止することができる。

第7条 付則

この規則は、2017年7月1日から施行する。

2004年5月1日 覚書として定める

2009年9月1日 改訂 2017年4月9日 改訂

4. 専任委員規則

ヒストリアン

名 称

第1条 本専任委員は、ヒストリアンと称する。

目 的

第2条 ヒストリアンは、東日本区の出来事を把握してその活動を歴史として整備することを目的とする。

位 置

第3条 ヒストリアンは、東日本区定款施行細則第7条第1項に基づき設けられる。

任 期

第4条 ヒストリアンの任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期途中で選任される委員の任期は、選任当該任期末までとする。
3. ヒストリアンは、必要に応じてヒストリアンの業務を補佐する者を選任することができる。

職 務

第5条 ヒストリアンは次の職務を担うものとする。

- ① ワイズ活動史などの作成に協力する。
- ② 文献などの資料に基づき、東日本区ワイズ運動をまとめ後世に伝える。
- ③ 文献などの整理、保管状況を確認し、不備があれば補充整理するものとする。
- ④ 5年毎に資料を検証し、年表などの中間資料を作成・整理する。
- ⑤ その他、理事より特別に委託された職務を遂行する。

その他

第6条 この規則に定めのない事項は、ヒストリアンと常任役員会及び東日本区事務所長と協議する。

改 廃

第7条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

付 則

第8条 この規則は、2013年7月1日から施行する。

IT アドバイザー

名 称

第1条 本専任委員は、IT アドバイザーと称する。

目 的

第2条 IT アドバイザーは、東日本区におけるIT の活用を推進、支援することを目的とする。

位 置

第3条 IT アドバイザーは、東日本区定款施行細則第7条第1項に基づき設けられる。

任 期

第4条 IT アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。
3. IT アドバイザーは、必要に応じてIT アドバイザーの業務を補佐する者を選任することができる。

職 務

第5条 IT アドバイザーは次の職務を担うものとする。

- ① 東日本区ウェブサイトの管理、運営
- ② 東日本区内メーリングリストの管理、運営
- ③ 東日本区内各部・クラブ・メンバーのIT に関するアドバイス、支援

- ④ その他、理事から特別に委託された業務

その他

第6条 この規則に定めのない事項は、IT アドバイザーと常任役員会において協議する。

改 廃

第7条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

付 則

第8条 この規則は、2013年7月1日から施行する。

トラベルコーディネーター

名 称

第1条 本専任委員は、トラベルコーディネーター（以下 TC）と称する。

目 的

第2条 TC は、BF 代表の受け入れにあたって、国際・アジア太平洋地域・西日本区 TC と連携を密にし、入国から出国まで適切に対応することを主たる目的とする。

位 置

第3条 TC は、定款施行細則第7条第1項に基づき設けられる。

任 期

第4条 TC の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

職 務

第5条 TC は、次の業務を担うものとする。

- ① 国際議会の議事録に基づき ITC、ATC 等の指示により、東日本区で受け入れる BF 代表の情報を事前に把握し、区内に情報の伝達を行う。
- ② 入国にビザが必要な場合は、ビザ取得に必要な書式を整え、BF 代表に送付する。
- ③ BF 代表来訪日程と BF 代表のプロフィールを各部長に通知し、ホストクラブの選定を依頼する。
- ④ 区内の旅程を作成し、エリア TC 及び BF 代表に通知する。
- ⑤ 部またはクラブ間の出迎え・見送りの調整を行い、齟齬の無いように手配する。
- ⑥ BF 代表が区内滞在中は、常にその所在を把握し、トラブルが発生した場合は対応窓口となり、必要な援助・助言を提供する。
- ⑦ BF 代表の訪問先が、東西両区にまたがるときは、西日本区 TC と受け入れ・受け渡しの詳細を調整し、交通機関の予約等必要な手配を行う。
- ⑧ BF 代表の経費処理について疑義が生じた場合、必要に応じて部・クラブに対し国際で定められた BF ポリシーに基づいて対応する。

その他

第6条 この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。

改 廃

第7条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

付 則

第8条 この規則は、2013年7月1日から施行する。

2018年4月8日 改訂

広報・伝達（PR）専任委員

総 則

第1条 この規則は、ワイズメンズクラブ東日本区広報・伝達（PR）専任委員（以下 PR 委員という）の役割等について定める。広報とは東日本区内外への情報、伝達とは東日本区内の会員への情報である。

目 的

第2条 PR 委員が作成する情報は、ワイズメンズクラブ国際協会・アジア太平洋地域・東日本区および YMCA 等関連団体の動きを、東日本区常任役員のをうけて、通常の文書情報に加えてウェブサイトによって補完するように、タイムリーにワイズメンズクラブ東日本区の会員に伝達すると共に東日本区外へ情報を公開し、ワイズメンズクラブ活動の増進を図ることを目的とする。

人選と任命

第3条 理事、会計、書記および場合によっては東日本区事務所と密な連携をとり得る人を選ぶ。ウェブページ作成の技術的なものは IT アドバイザーが担い、PR 委員はこの技術は必要でない。PR 委員は書記又は副書記のいずれかの兼務が望ましく、両者が兼務できない場合はこれ以外の適任者を選ぶこととし、任命に当たっては、理事はこのことを充分考慮するものとする。

役割概要

第4条 東日本区理事、会計、書記、副書記の意を受けて、広報する内容を判断、IT アドバイザーにつなぐ役割を担う。ただし、印刷した文書による広報・伝達は含まない。

役割詳細

第5条 PR 委員の役割詳細を次に列記する。

- (1) 書記または副書記の何れかが兼務の場合以外は、常任役員会に陪席する。
- (2) 第2条の内容を IT アドバイザーにつなぐ。この方法は IT アドバイザーと相談して行う。
- (3) 別途規定するウェブページ公開規定に合致した内容であることの判定と添削を行う。
- (4) 事業主任等に関連するものについても、事業主任から IT アドバイザーに内容が伝わるように手配すると共に、ウェブページ公開規定によって必要に応じて修正する。

東日本区理事、会計、書記、副書記の役割

第6条 東日本区理事、会計、書記、副書記は広報・伝達（PR）専任委員規則第2条の目的に沿う内容のものをウェブページの内容とするよう PR 委員と協議して決める。

広報・伝達のタイミング

第7条 広報・伝達のタイミングは PR 委員に一任する。

その他

第8条 規則に定められていない事項については、常任役員会で協議して決定する。

改 廃

第9条 この規則は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

付 則

第10条 この規則は 2013 年 7 月 1 日から施行する。 2018 年 4 月 8 日 改訂

*ガイドライン

第5条(2)は、例えば次のような内容です。

- (1) 第2条の内容について、東日本区ウェブページに公開する情報を適時に文書ファイルおよび／または画像ファイルを IT アドバイザーに E メール添付ファイル等で送る。
- (2) 上の情報の内、東日本区会員外に開示してはならない情報は、会員のみで通知するパスワードで保護したページとすることを IT アドバイザーに伝える。
- (3) 上記の IT アドバイザーへ送る情報の文書は原則として Ms Word で送る。写真は IT アドバイザーと相談の上、ウェブページに掲載および E メールに添付可能なファイルサイズとピクセルサイズに処理して添付ファイル等で IT アドバイザーへ送る。
- (4) 必要に応じて東日本区メーリングリスト（以下 ML と言う）および／または東西日本区メーリングリスト（以下 ML YsCom という）を利用して会員に通知する。（但し、現在の一般への ML YsCom は西日本区を含んでいることを考えて利用すること。）印刷した文書の作成と送付は PR 委員の役割に含まない。

5. 東日本区事務所人事委員会規則

第1条 目的

この規則は、東日本区事務所（以下「区事務所」という）に勤務する事務所長および職員（以下「事務職員」という）の採用、昇任、処分その他の事務職員の人事に関し、その公正を期すため東日本区事務所人事委員会（以下「人事委員会」という）の職務、組織その他人事委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定義

第1項 この規則において、「事務所長」、「職員」とは東日本区定款施行細則第13条第3項に定める者をいう。

第2項 この委員会は、東日本区定款施行細則第13条第6項の定めにより設置される。

第3条 職務

人事委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

1. 事務職員の採用および昇任に係る選考ならびにこれらに関すること。
2. 事務職員の解雇および懲戒の審査に関すること。
3. 事務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件および厚生制度の調査および研究に関すること。
4. 前各号に規定するもののほか、理事の指示に基づきその権限に属せられた事項に関すること。

第4条 構成

第1項 人事委員会は、次の5名をもって構成する。

理事、次期理事、直前理事、書記、会計

第2項 委員長は、次期理事が務める。

第5条 議事

第1項 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

第2項 会議は、委員の3分の2以上の出席で成立し、決議は出席委員の3分の2の賛成をもって決する。

第6条 人事委員会の招集・解散

人事委員会は、事務所長の選任が必要となったとき委員長が招集し、その選任が終了したとき解散する。

第7条 人事委員会の開催

第1項 人事委員会は、委員長の要請により随時開催できる。

第2項 人事委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に列席させる事ができる。

第3項 人事委員会の開催時には、委員長は委員の中から書記を指名して議事録を作成し、保管する。

第8条 事務所長

第1項 事務所長の採用に関する事項は、次のとおりとする。

第2項 事務所長の候補者は、公募または、推薦により募集することができる。公募または推薦で候補者が出ない場合は人事委員会で別案を採用する。

第3項 委員会は、立候補届または推薦書で書類選考の上、候補者と人事委員会または委任された委員が面談面接を行い、候補者を人選する。

第4項 選出した候補者を理事に報告し、理事は、区役員会で承認を受け任命する。

第5項 職員は、事務所長の推薦に基づき、人事委員会が決定し、理事が任命する。結果を区役員会に報告する。

第9条 事務所長資格要件

事務所長は、原則として次の資質を有する者が望ましい。

1. ワイズメン運動に対する一定の経験・知識・理解があり、活動的な東日本区ワイズメンであること。
2. YMCA 運動に対する一定の知識・理解があり、YMCA 会員であること。
3. 英語による意思疎通の能力があり、ワイズメン運動の国際関係に明るいこと。ただし英語の能力は、職員を含めての能力とする。
4. 業務概要を理解しており、事務、会計能力を有すること。ただし会計の能力は、職員を含めての能力とする。
5. 任期中、継続が可能なこと。

第10条 事務職員任期

第1項 事務職員の任期は、原則として1年とする。

第2項 期間満了の日から6か月前までに人事委員会は、本人の意向を確認し、支障のない場合は、さらに1年毎に延長し、最長5年間とすることができる。

第3項 事務職員の定年は、75 歳とする。ただし、年齢が75 歳を超えている場合でも、必要に応じて1年に限り延長することができる。

第11条 解任・解約

第1項 事務職員が違法行為を行うなど、事務職員としての適性を著しく損なう時、または、業務の遂行が困難な状況になった時、理事は、人事委員会および常任役員会の議を経て、当該職員を解任することができる。後日、区役員会への報告を行う。

第2項 東日本区および事務職員は契約期間中であっても、6か月前の予告期間をもって契約を解約することができる。

第12条 業務

区事務所および事務職員の役割・業務内容は、「東日本区事務所運営内規」の定めによる。

第13条 報酬

第1項 理事は、常任役員会において事務職員に提示する報酬額を決定する。

第2項 最終的には、事務職員と理事の間にて取り交わされる業務と報酬を「書面」によって双方合意のうえ決定する。

第14条 改訂・廃止

第1項 疑義

この規則に疑義が生じた場合は、人事委員会の議を経て、理事に答申する。

第2項 改訂・廃止

この規則は、区役員会の議決により、改訂または廃止することができる。

第3項 付則

この規則は、2012年11月10日から施行する。

2013年4月14日改訂 2015年4月12日改訂 2018年4月8日改訂

6. Change! 2022 推進委員会規則

第1条 名称

この委員会は、Change! 2022 推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2条 目的

第1項 この委員会は、2022年をゴールとする Change! 2022 を推進し、その目標を達成することを目的とする。

第2項 ゴール（目標）とは、2022年12月末までに東日本区の会員数を1,246名とすることである。2022年は、ワイズメンズクラブ国際協会の創立100周年にあたることもあり、国際協会、西日本区とも呼応して、東日本区を挙げて目標達成に取り組むこととする。

第3項 Change!2022を推進し、その目的を達成するために理事の指導のもと、部長およびEMC事業委員長と相互に協力して取り組むものとする。

第4項 この規則を実施運用するため、予算、組織について、委員会にて別に施行細則を定める。

第3条 位置

第1項 委員会は、東日本区定款 第11条 第8項および第18条第4項に基づき期間を定めた特別委員会として設置する。

第2項 委員会は、EMC事業委員会の下部組織と位置付ける。

第3項 委員会の下にE担当およびMC担当を置く。

第4条 構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

第1項 理事の任命による委員長1名、EMC事業委員3名および委員長が推薦し理事が任命する委員で構成する。

第2項 委員会委員は、E担当およびMC担当を兼ねるものとする。さらにE担当に各部エクステンション委員会委員長を、MC担当に各部会員増強事業主査を加えるものとする。

第3項 委員会に書記、会計を置く。

第5条 任期

委員会設置期間および委員長・委員の任期は、次のとおりとする。

第1項 委員会の設置期間は、2022年12月末までとする。

第2項 委員長および委員の任期は、2022年12月末までとする。

第3項 理事およびEMC事業委員長は、それぞれの任期終了後は、委員として残る。

第4項 各部事業主査委員の任期は、原則として単年度とする。

第6条 改 廃

この規則は、東日本区の役員会の承認を得ることにより改訂または廃止することができる。

第7条 付 則

この規則は、2019年7月1日から施行する。

2019年7月1日制定 2019年7月1日施行

Change! 2022 推進委員会規則施行細則

第1条 総 則

第1項 Change! 2022 推進委員会規則（以下「規則」という。）第2条 第4項により Change! 2022 推進委員会規則施行細則（以下「細則」という。）を以下のとおり定める。

第2条 予 算

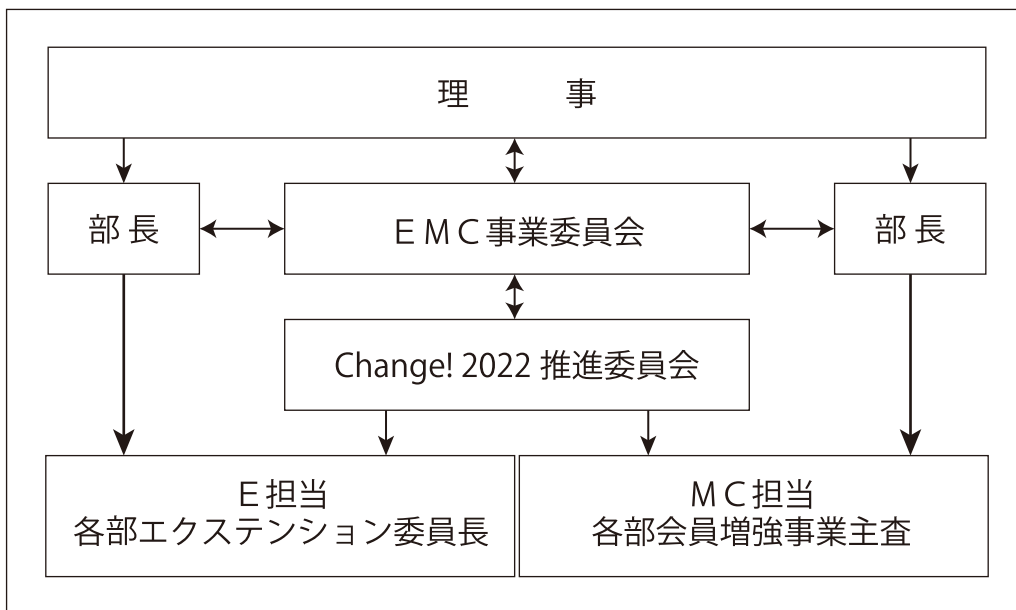
第1項 委員会の活動のために、2022年12月末までを対象として、概算500万円程度の予算とする。当面は、東日本区ワイズ基金からの支援金280万円をもって対応する。

第2項 主な使途は、各クラブを対象とするFacebook作成費、広告費、部活動費補助、旅費、事務費、その他とする。なお、委員会出席のための旅費は、東日本区経常会計から支出する。

第3項 各年度終了後、速やかに東日本区監事の監査を受け、決算報告を行う。監査にあたっては、委員会会計は、帳簿、証憑書類（残高証明書等）、預貯金通帳（取引明細照会）を提出する。

第3条 組 織

委員会を中心とした組織は、図のとおりとする。



第4条 改 廃

この細則は、委員会の承認を経て改廃することができる。

2019年7月1日制定 2019年7月1日施行

法人推進委員会規則

前文

- (1) 任意団体であるワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「東日本区」という）は、2020－2021年度に一般社団法人とする法人格を取得した。
- (2) 東日本区法人化準備委員会（宮内友弥委員長）は、取得にあたり「一般社団法人定款」を定め、役員会、2020－2021年度年次代議員会に諮った。しかし、代議員会での採決はかなり票が割れた。（賛成 29 票、反対 13、保留 7 であった。反対・保留票は明確な反対理由があるというよりはクラブレベルでの理解が不十分でバラつきがあり時期尚早ではないかという意見などが多かったと思われる。）
- (3) 従って、東日本区に属する全てのクラブメンバーが十分な理解を得られるよう、今後も引き続き懇切丁寧な説明、啓発、アドバイス等々を行う努力をし、法人化への対応が区全体として本来の目的を達成できる正しい軌道に乗るよう努力をしなければならない。同時に、これまで説明してきた「法人化のメリット」の具体的な実現に努めなくてはならない。
- (4) 上記の目的を達成するために、理事直属の特別委員会「法人推進委員会」を設置する。

名称

第1条 この委員会は、法人推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

目的・任務

第2条 委員会は、東日本区のクラブメンバーに対して法人化の意義の理解徹底およびメリットの具体化の実現に取り組む。同時に一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「一社東日本区」という）の運営体制、事業方針、行動計画等を検討し、それらに関する規定、規則、マニュアル、手順などについて作成の方向性を示すことを目的とする。

位置

第3条 委員会は、東日本区定款第 11 条第 8 項および第 18 条第 4 項に基づき特別委員会として設置する。

構成・任命

第4条 委員会の委員構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は各年度の直前理事とする。委員は委員長の推薦により理事が任命する最大 20 名を限度とする委員で構成する。
- (2) 職責委員は、東日本区の直前理事、次期理事、書記、事務所長とする。
- (3) 理事は必要と認めるときは副委員長を任命することができる。
- (4) 事情により委員長・委員に欠員が発生した場合の補充については、別途理事と委員長の判断に委ねるものとする。

設置期間・任期

第5条 委員会の設置期間、委員の任期は原則として、2024 年 6 月末までとする。但し、必要であればさらに延長することができる。

委員会の開催および形式

第6条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 開催形式は、対面式、ZOOM 会議、ハイブリッド形式、その他とする。
- (2) 開催頻度は、原則として毎月開催とする。

出張旅費

第7条 委員への出張旅費の支給については、原則として東日本区の「旅費規定」に準ずるものとする。

改廃

第8条 この規則は、委員会の承認を得ることにより改正または廃止することができる。

付則

第9条 この規則は、2022 年 2 月 1 日から施行する。

2022 年 2 月 1 日制定・施行

旅費規定

目的

第1条 この規定は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区の業務遂行のために国内および国外に出張する場合の旅費の取り扱いおよび手続きに関する事項を定めることを目的とする。

定義

第2条 本規定において、「居住地」とは、出張者の主たる住所をいう。

旅費の支給

第3条 旅費は別表1で定める支給区分により支給する。

- 1 旅費は、居住地の最寄駅から目的地の最寄駅までの距離が片道 71 km 以上の場合に、実費額の 70% を支給する。ただし 100 円未満は切り捨てとする。
- 2 片道距離の計算は、両最寄り駅間を旅費計算ソフトで算出して行う。
- 3 飛行機を利用する場合は、シーズン毎または早割等の様々な料金があるが、計算はそのときの料金で行い 70% を支給する。
- 4 空港まで高速バス等を使用する場合、高速バス代金も支給対象とする。
- 5 鉄道の駅が近くに無い場合は、出張者と東日本区事務所とで相談して判断する。
- 6 鉄道の実費額は、普通乗車券および自由席特急券の額とする。
- 7 本条の前項までに該当しない特例的なケースについては、理事が必要と認めるときに限り、常任役員会の決議を経て、その都度支給の是非および支給額等を決定する。
- 8 次の会合に対する旅費の支給は行わない。
例会への公式訪問、クラブ周年行事、区大会、東日本区メンバー全員を対象とする会合、YMCA 同盟から要請がない YMCA 同盟主催の会合

国外出張

第4条 国外出張旅費は別表2で定める支給区分により支給する。

出張の経路等

第5条 出張の経路、その利用交通機関および乗車券類は、経済性を重視して選ぶことを原則とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでないが、事前に理事の承認を得るものとする。

自動車による出張

第6条 事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ理事の許可を受けなければならない。

- 1 燃料代については、走行距離に応じ支給するが、金額については別途協議する。
- 2 有料道路通行料は ETC 料金を基準とし、駐車料はそれを証明する領収証を提出した場合、総額の 70% を支給する。ただし 100 円未満は切り捨てとする。
- 3 ETC を使用せずに有料道路を利用した場合は、該当区間の領収証を提出することでその 70% を支給する。

出張中の災害

第7条 出張中、災害に遭い、または傷病のため滞在または入院等が必要となった場合の費用は本人負担とする。

死亡者の遺族の旅費

第8条 出張中、出張者が死亡した場合、その遺族が死亡地に赴くときの遺族の旅費については、その都度常任役員会にて協議する。

支払い証明書の提出義務

第9条 出張者が業務上止むを得ない支出をし、その精算を行なう場合は、領収証等支払いを証明する書類を提出し、理事の承認を得なければならない。

- 1 止むを得ない事情で領収証等が入手できない場合、別表3の明細欄に詳細を記載することでこれに代えることができる。
- 2 なお理由なく支払いを証明するものを提出しない場合は、原則支給しない。

出張申請

第10条 出張者は、あらかじめ理事に連絡し、その承認を受けなければならない。

- 1 別表1の役職者が会合を行う場合、会合に出席する各委員の出張に関しては、前項は適用しない。
- 2 理事本人出張の場合は、事前に他の常任役員に連絡を行う。

旅費の精算

第11条 出張者が、前条の承認を受けたときには、原則出張後5日以内に旅費の精算をしなければならない。

- 1 旅費の申請は別表3の旅費申請書に必要事項を記入し、必要書類と共に東日本区事務所に提出して行う。

その他

第12条 本規定に記載のない事項および本規定に疑義が生じた場合は、その都度常任役員会で協議して対処する。

- 1 別表1の役職者が会合を行う場合、その主催者は必ず出席予定者名簿を開催日の5日前までに東日本区事務所に提出すること。
- 2 別表1および第3条第2項に該当する役職者は、事前に居住地から東日本区事務所までの経済性を重視した経路とその金額を別表4に記入して提出する。
- 3 別表3の提出は、東日本区事務所が事前に経路・距離を把握している場合はこの限りではない。
- 4 別表4は東日本区事務所での会合（支給区分）の他、別の開催地での旅費計算・確認の参考資料とする。

改廃

第13条 この規定は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

附則

この規定は 2013 年 11 月 16 日から施行する。

1997年7月1日 制定 2000年4月8日 改正 2003年7月1日 修正 2005年7月1日 修正
2013年10月1日 修正 2013年12月20日 修正 2018年4月8日 改訂

別表 1 国内出張旅費規程

役 職	支 給 区 分								
	区代議員会	常任役員会	区 役 員 会	委 員 会	部 大 会	東日本区 主催の次期 役員研修会	クラブ設立総会 国際加盟 認証状伝達式	YMCA 同盟会合	西日本区 打合せ
理 事	○	○	○	○	○	○	○	○	○
次期理事	○	○	○	ⓑ	ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○
直前理事	○	○	○	ⓑ	ⓑ		Ⓐ	Ⓐ	○
区 書 記	○	○	○	ⓑ	ⓑ	○			○
副書記	○	○	○	ⓑ	ⓑ	○			○
区 会 計	○	○	○	ⓑ	ⓑ	○			○
副会計	○	○	○	ⓑ	ⓑ	○			○
事業主任	○		○	ⓑ	ⓑ	ⓑ			ⓑ
部 長	○		○			ⓑ			
監 事	○	○	○						
代 議 員	○								
各委員長	ⓑ	ⓑ	ⓑ	○	ⓑ	ⓑ			ⓑ
専任委員	ⓑ		ⓑ	○		ⓑ			
各委員会委員				○					
国際役員	ⓑ		ⓑ	○		ⓑ			
事務所職員	○	○	○	○		○	ⓑ	ⓑ	○

※Ⓐは、理事が出席できず代理出席の時。ⓑは、理事が出席を要請したとき支給する。

○は、旅費支給対象（代議員会は、開催地により異なる場合がある。）を示す。

〈注記事項〉

- ①東日本区大会に併催される区代議員会は支給対象外とする。
- ②弔慰訪問に関しては、「弔慰規程」に準じ、支給区分は「YMCA 同盟」を適用する。
- ③YMCA 関係会議等で旅費等がYMCAから支給される場合は、別表1は適用しない。
- ④別表1の区分で役職者が役職上重複して出張する場合は、1名分のみの支給とする。
- ⑤事務職員の旅費は、別途契約の業務委託契約および東日本区事務所内規より本規程が優先される。

別表 2 国外出張旅費規程

支 給 区 分	理事または次期理事	通 訊 者
航空運賃	アジア太平洋地域会計支出を除く実費	東日本区支出
前泊費用	アジア太平洋地域会計支出を除く実費	東日本区支出
会議中の宿泊費	アジア太平洋地域会計支出を除く実費	アジア太平洋地域会計支出を除く実費
後泊費用	アジア太平洋地域会計支出を除く実費	東日本区支出

〈注記事項〉

- ①国外出張に該当するもの
 - Ⓐアジア太平洋地域年央会議（理事依頼によらない次期理事出席の場合は、全額自己負担）
 - ⓑRDEトレーニング
- ※別表2に未記載の費用は原則自己負担
- ②前泊・後泊費用は会議の時刻や航空便の関係等やむを得ない場合に限り支給する。

CS・Yサ・ASF 資金運用規定

名 称

第1条 この資金は、コミュニティー・サービス、YMCA サービス及びアレキサンダー奨学基金と称し、CS・Yサ・ASF 資金と略称する。

目 的

第2条 この規定は、東日本区（以下「区」という。）が推進する地域社会奉仕事業、YMCA サービス事業及びYMCA が行う主事研修等並びに国際 ASF 事業等に対する支援等に際し、前条に定める資金の円滑・適正な運用を図るために必要な事項を定めるものである。

資 金

第3条 この資金は、お年玉付き年賀はがき当選切手の収益金を主としたワイズメンズクラブ（以下「クラブ」という。）からの自主的な献金、その他の収入をもって賄う。

運用の基準

第4条 この資金は、次の事業により運用する。

- A 区が推進するCS 事業への支援
- B 日本 YMCA 同盟（以下「同盟」という。）及び各地 YMCA のプログラムへの支援
- C 国際 ASF 事業への献金
- D クラブ又はYMCA に関わる天災、戦災その他の緊急救援活動への支援
- E 区と同盟が協働して行う事業への支援

申 請

第5条 この資金の支援を受けようとするときは、「CS・Yサ・ASF 資金支援申請書」（以下「申請書」という。様式1）に所定事項を記入の上、理事に提出する。

支 出

第6条 申請書が提出されたときは、常任役員及び地域奉仕・YMCA サービス事業主任（以下「事業主任」という。）において審議し、支出の可否及び金額を決定する。

記帳整理等

第7条 この資金は、区会計が記帳整理し、その運用については事業主任が把握する。

報 告

第8条 この支援を受けたときは、当該事業終了後速やかに「CS・Yサ・ASF 資金支援報告書」（様式2）を作成の上、事業主任を経て理事に提出する。

- 2 事業主任は、その結果を区役員会に報告する。

改 正

第9条 この規定は、区役員会の承認を経て改正することができる。

付 則

第10条 この規定は、2004年11月8日から施行する。

2018年4月8日 改訂

東日本大震災支援活動補助金規定

目 的

第1条 本規定は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区の「東日本大震災支援活動補助金」（以下「本補助金」という）を適正に管理するため、本補助金の運用および管理に関する事項を定める。

総 則

第2条 本補助金の主な財源は東日本大震災支援募金とし、その運用および管理は理事の監督の下、東日本区会計が東日本区事務所と協力して行う。

2 本規定は、2011年5月ワイズメンズクラブ国際協会東日本区・東日本大震災支援対策本部（以下「対策本部」という）が定めた「各クラブでの東日本大震災支援活動への東日本区支援要領」を改訂したものである。

支払条件

第3条 部、クラブ（以下「団体」という）等、または東日本区が実施する東日本大震災支援活動（以下「支援活動」という）に対し、申請に基づき補助を行う。

2 団体が実施する支援活動に要した旅費と宿泊費の最大半額を補助する。ただし、補助額は、対策本部と東日本区会計が、東日本大震災支援募金の残額、支援活動内容の適正、規模などを考慮し決定する。

3 個人の支援活動および支援物資を送付・搬送するだけの支援活動は対象外とする。

4 団体が実施する支援活動の支給対象者（以下「支給対象者」という）は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区のワイズメン、メネット、コメントおよび支援活動に必要な参加者とする。

5 支給対象者は支援活動に参加し、何らかの役割を果たさなければならない。

6 本補助金申請を行う団体は、事前に別表1の書式で理事または対策本部に事前申請を行い、承認を得る。

7 団体が実施する支援活動の補助金申請は団体の代表者または会計担当が、東日本区理事に対し、活動終了後1か月以内に行う。

8 申請は、次の書類を提出して行う。

- ① 申請書（別表2）
- ② 領収書等の証憑類（原本を提出できない場合はコピー可）
- ③ 報告書（記録）、写真、資料等

9 前項の申請を受けた理事は、東日本区会計とともに、支援活動が適正に実施されたことを確認の上、補助額を決定し支払うものとする。その際、円単位未満は切り捨てとする。

監 査

第4条 各年度終了後、東日本区監事の監査を速やかに受ける。

2 監査にあたり東日本区会計は帳簿、各活動の事前承認書・報告書・証憑類、預貯金通帳を提出する。

3 預貯金通帳、金融機関届出印の管理は「東日本区会計マニュアル」に準じる。

補助金の限度額

第5条 事前申請時、1回の支払額が20万円を超えると予想される場合は、理事および対策本部と協議する。

改 廃

第6条 本規定は、東日本区役員会の承認を経ることにより改正または廃止することができる。

附 則

この規則は2013年12月12日から施行する。

2013年12月12日 制定 2017年3月29日 改訂

東日本区災害等緊急支援基金要項

設置

第1条 ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「東日本区」という。）に、東日本区災害等緊急支援基金（以下「基金」という。）を置く。

目的

第2条 基金は、東日本区が地域社会からの信頼と期待に応えるため、災害時救援活動および社会連携活動に資することを目的とする。

事業の種類

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 災害等支援事業
- (2) その他目的の達成に必要な支援事業

基金使用

第4条 前条の事業に供する基金は、国内外の自然災害、人的援助の支援のために寄付および募金を行い使途に充当するものとする。

2 基金に対して拠出された寄付および募金の使途は、その募集となった目的に支援することを原則とする。

3 基金の支出および使途については、東日本区 WEB サイトに公表する。

4 事前に必要に応じて使途を変更する旨周知したものについては、変更後に東日本区 WEB サイトに公表する。

基金の構成

第5条 基金は、寄附金および募金をもって構成する。

運営委員会

第6条 基金に関する重要事項を審議するため、東日本区災害等緊急支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

審議事項

第7条 運営委員会は、基金に関し次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 支援事業に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 寄附及び募金の受入れに関する事項
- (4) 寄附者及び募金者への謝意表明、使途を変更する旨に関する事項
- (5) その他基金の運営に関する事項

組織

第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東日本区理事
 - (2) 次期理事
 - (3) 直前理事
 - (4) 東日本区書記
 - (5) 東日本区会計
 - (6) 東日本区事務所長
 - (7) 東日本区理事は、必要に応じて広くかつ高い識見を有する者1名を委嘱することが出来る。
- 2 前項第5号に掲げる委員は、東日本区理事が委嘱する。
- 3 第1項第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会に委員長を置き、東日本区理事をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

会議

第9条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

事業年度

第 10 条 基金の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わるものとする。

事務

第 11 条 基金に関する事務は、東日本区事務所において処理する。

寄付金・募金の基金への受入れ及び管理

第 12 条 寄付金および募金の基金への受入れおよび管理は、運営委員会が行う。

雑則

第 13 条 この要項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て、東日本区理事が実施する。

改廃

第 14 条 この要項は、東日本区役員会の承認を得ることにより改正又は廃止することができる。

付 則

この要項は、2022 年 7 月 1 日から実施する。

BF 代表応募資格と応募手続き

1. BF 代表とは

BF (Building Fellowship) は、ワイズメンズクラブ国際協会以最も古くから行われている国際プログラムのひとつであり、使用済み切手の換金あるいは現金の拠出によって国際協会に集められた献金を、クラブ間の交流を深め、ワイズ運動のリーダー養成のために用いる制度である。BF 代表 (BF Delegate) とは、この制度からの補助を受けて、他地域のクラブを訪問したり、国際大会、地域大会、区大会等に出席したりして国際理解を深め、国際親善を図り、ワイズ運動のリーダーになろうとする者のことである。なお、BF については、これまで「Brotherhood Fund」が正式名称であったが、2022 年 5 月の国際議会において「Building Fellowship」に改称され、制度、規定も改訂された。

2. BF 代表の種類

BF 代表には、会員一般向けのものとして BF 文化交流代表および BF 大会代表の 2 種類がある。(他にも次期理事サミット参加者への交通費補助、新クラブ育成のためのトレーニングに赴くための交通費補助等、対象者が限られる BF 代表もあるが、詳細は、国際協会発行の BF ポリシー、BF マニュアルを参照願う。

BF 文化交流代表は、10 日間以上 30 日間以内、訪問先のトラベルコーディネーターが企画する旅程にしたがって、他の地域のクラブを訪問し、日程が合えば国際大会、地域大会または区大会に参加する。旅行費用の 75%(最大 2,400 スイスフラン)が国際協会から支給される。帰国後は、国際協会に所定の報告書を提出し、また訪問で得られた経験、知見をクラブ・部・区内で積極的にシェアすることが義務付けられている。

BF 大会代表は、国際大会、地域大会または他国の区大会に参加する。旅費等の一部が国際協会から支給される。支給額は、応募者数、応募者の所属する国・地域と大会開催地の距離、その他の事情を考慮して、各地域に割り当てられた予算の中で地域会長が決定する。報告書の提出義務などはない。

3. BF 代表の応募資格

BF 代表の旅行は、観光旅行ではなく、ワイズ運動の親善大使としてワイズ運動の発展に貢献するための旅行であること、また、過去の業績、役職への報償ではなく、将来への投資であることを認識しなくてはならない。BF 文化交流代表、BF 大会代表に応募する資格は、次のとおりである。

- (1) ワイズ運動への高い関心、リーダーとなる可能性を有していること
- (2) 所属するクラブが、国際協会への義務 (半年報の提出・国際会費の納入など) を完全に果たしていること
- (3) 所属するクラブが、前年度に、80 スイスフラン (約 1 万円) 以上の BF 献金または使用済み切手換金による BF 献金を 20 スイスフラン (約 2,600 円) 以上行っていること
- (4) 英語もしくは訪問国の言語で十分な会話ができること
- (5) 過去、国際議員、国際執行役員を務めたことのない者。また、区理事等、トップリーダーに在職中の応募は、相応しくない。
- (6) 正規のワイズメネットクラブの会員、ワイズ運動に関わっている YMCA 職員も BF 代表への応募ができる。

4. BF 代表応募の手続きと選考

- (1) 次年度の BF 代表の募集要項が国際協会から 3 月中旬頃に告知され、国際・交流事業主任によって区内に周知される。
- (2) BF 代表に応募しようとする者は、5 月 1 日までに応募者本人が国際協会のウェブサイトを通じてエントリーする。
- (3) 区理事、応募者所属のクラブ会長は、BF Recommendation Form (推薦状) を国際協会のウェブサイトを通じて提出する。これは、任意であるが、応募者が BF 代表に相応しいと判断した場合は、提出することが望ましい。
- (4) 代表の選考は、国際協会の BFEC (BF 支出委員会) が行う。
(詳細は、国際協会発行の BF ポリシー、BF マニュアルの最新版を参照)

2001 年 7 月 1 日 作成 2004 年 7 月 1 日 改訂 2018 年 7 月 1 日 改訂
2022 年 7 月 1 日 改訂

議事進行についての指針

会議は、その参加者により進められます。定足数遵守の原則、多数決の原則、少数意見尊重の原則を重んじ、一人ひとりがお互いの気持ちを大切に、相互理解、相互協力をして、会議の秩序保持に努め、ワイズメンズクラブの発展に繋がることを心がけましょう。

1. 目的

この「東日本区・議事進行についての指針」（以下「議事進行指針」という）は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「東日本区」という）における会議の議事進行方法を示すものである。内規およびその他規則に定めるもののほかは、この議事進行指針により進める。

2. 招集

- (1) 会議の招集は、原則としてその会議の長が行う。
- (2) 会議の招集は、文書等により、日時、場所、目的、議題等必要な事項を記載し、定款に定めのあるものについてはそれにより公示あるいは連絡をする。その他については、会議開催の15日前までに関係者に連絡する。

3. 議長

議長について定めのある会議以外の会議にあつては、原則としてその会の長が議長となる。

議長がやむを得ず欠席の場合は、代理議長を立てる。

議長の役割

- (1) 開会の宣言
- (2) 会議の成立確認の宣言
- (3) 書記及び議事録署名人の指名
- (4) 議事次第の作成と宣言
- (5) 提案理由の説明者の指名
- (6) 質問及び意見陳述の許可と禁止
- (7) 議決・採決（賛否同数の決裁）
- (8) 不穏な発言・行為の取り消し命令
- (9) その他
- (10) 閉会の宣言

4. 書記

書記は会議において次のことを心がける。

- (1) 会議の記録
- (2) 議事についての資料の準備
- (3) 議長より命ぜられた事項の処理
- (4) 出席者、定足数、採決の確認
- (5) 議長が提案理由説明者の場合は、その議題のみ議長になる。
- (6) 議事録、採決の正確な記録

5. 成立

議事については、各会議に必要な構成員が満たされなければ、開会・議決することはできない。また、要請を受けての列席者は議決に加わることはできない。

6. 議案

- (1) 会議の議案は、議長及び会議の議決権を有する者が提出する。
- (2) 否決された議案またはこれと同趣旨の議案は、原則として否決のときから6カ月間を経過するか、または次年度にならなければ再提出することは出来ない。

7. 議案順序

議案の審議は、議長提出議案、構成員提出議案、臨時に提出される議案の順序によって審議する。ただし、議長は議場に諮ってこれを変更することができる。

- (1) 議案の協議事項について提案者は提案理由を説明する。
- (2) 議案以外の提案があった場合は、議長は構成員に諮り、賛同者があれば賛否を取り、賛成多数により議案とする。

8. 動議・賛同者（セカンド）

- (1) 先決議案に関する動議、または議事進行に関する動議に限り、賛同者があればその議案の終了前、いつでもこれを提出し討議することができる。
- (2) 修正の動議は、討論の際でなければ提出できない（賛同者がなければならない）。

9. 発言

発言に当たっては次のことを守るよう心がける。

- (1) 発言はすべて議長の許可を得る。
- (2) 議長の許可なく相互間で直接討議しない。
- (3) 発言は質問、意見に限らず議案、審議事項内容から外れない。
- (4) 発言は意見か、質問か、動議であるかをはっきりさせる。
- (5) 発言は礼節を欠かない。
- (6) 議案提出者及びそれまで発言しなかった者は、優先して発言できる。
- (7) 発言終了を待って発言を求める。
- (8) 発言は議長の要請がある場合を除き、一議案につき一人2回通算10分以内を心がける。
- (9) 議事進行は、議長の判断に従う、もしこれに異論あるときは正式議事進行の動議として提出する。

10. 採決

- (1) 採決は出席者の過半数とし、賛否同数のときは議長が決する。
- (2) 採決は拍手、挙手、起立いずれかの方法による。ただし、会議構成員から投票によることの動議が提出され、賛同者があるときは、記名または無記名の投票による。

11. 会議の公開

会議は公開し、傍聴参加することもできる。ただし、傍聴者には議決・発言権はない。

12. この議事進行指針について修正がある場合は、常任役員会で協議する。

※この議事進行指針は、2009年にLT委員会で協議されたものである。

動議に対するマニュアル

会議の席上に出された動議については、次の順序をもって採決します。

1. まず議長に対し発言を求めます。
2. 発言者は、「動議」とし口頭または重要事項については文書で提案します。
3. これを受けて議長は「この動議を支持される方がありますか？」と「賛同者（セカンド）」を問います。
A=『賛同者（セカンド）なし』の場合 議長は、この「動議」は却下します。と言います。
B=『賛同者（セカンド）あり』の場合 議長は、支持されたことを発表し、動議を復唱して意見を求めます。
 - 賛同者（セカンド）があれば動議は必ず議題としなければなりません。
 - 必要があれば議長が提案者に説明してもらいます。
 - もし、動議の提案者が発言を求めた場合は、提案者は最初に発言が認められます。
 - 発言者は、「長く論じてはならない」、「主題から脱線してはならない」、「言葉による暴力をしてはならない」を守りましょう。
4. 議長が質疑に付します。
5. 採決、議長は「意見がなければ、この動議の採決をしたいと思います。」と言います。
6. 議長は、動議を復唱し、「賛成の方」、「反対の方」、「棄権の方」の件数を確認します。
7. 議長は、「ただいまの採決の結果、出席議決権者何人中、賛成○票、反対○票、棄権○票、よって、この動議は○○となりました。」と発表します。

<動議の優先順位>

◇動議の優先順位は、優先>次順 となります。

原案>主要動議>修正動議>委員会等へ付託動議>期限付延期動議>討議打ち切り動議>休憩動議>延会動議>閉会動議>

◇議長は、優先する動議の協議中に他の動議が出された場合は、却下しても良いのです。

動議の説明

- ① 主要動議…議案そのもの、行動や審議に対する提案動議
- ② 修正動議…議案の一部、字句の修正等の提案、修正案は提出原案より先に採決します。
- ③ 委員会等へ付託動議…内容により再検討、あるいは原案の提出をもとめる動議
- ④ 期限付延期動議…資料、提出原案の説明不足等による審議を延期しようとする動議
- ⑤ 討議打ち切り動議…討議が尽きず時間が迫っていたような場合、討議の打ち切りを提案する動議
- ⑥ 休憩動議…緊急動議で会議の運営上にたいする動議、議案に直接関係しません。
- ⑦ 延会動議…時間がなく審議が尽きない場合の動議
- ⑧ 閉会動議…審議はしない、採決のみをおこないます。

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 事務所個人情報保護方針

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区事務所（以下、「事務所」とする）は、個人情報の保護を重要な社会的責務と認識し、下記の個人情報保護方針を定め、個人情報の取扱い、管理、維持に努めて参ります。

1. 個人情報の収集、利用・提供

個人情報の収集、利用および提供にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、適切な取扱いを実施致します。

2. 安全対策の実施

事務所は、個人情報について、厳格な管理を行うために最適な体制を維持し、合理的な安全管理措置を講じることにより、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防ならびに是正策を徹底します。

3. 継続的改善の実施

事務所は、個人情報保護のための個人情報管理規則を策定し、実施、維持するとともに、これを定期的に見直し、継続的な改善に努めます。

4. 法令・規範の遵守

事務所は、個人情報の取扱いにおいて当該個人情報の保護に適用される法令およびその他の規範を遵守します。

2020年4月12日
ワイズメンズクラブ国際協会東日本区事務所

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 事務所個人情報保護規則

第1条 趣旨

本規則は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区事務所（以下「事務所」という。）が有する個人情報につき、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区事務所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

第2条 定義

本規則における用語の定義は、次のように定める。

- (1) 個人情報
生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 本人
個人情報によって識別される特定の個人
- (3) 従業者
事務所で、個人情報の取扱いに従事する者（役員、監事を含む）

- (4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム
事務所が保有する個人情報を保護するための事務所の仕組みのすべて
- (5) 個人情報管理責任者
ワイズメンズクラブ国際協会東日本区理事
- (6) 個人情報監査責任者
ワイズメンズクラブ国際協会東日本区監事
- (7) 利用
事務所において個人情報を処理すること
- (8) 提供
事務所以外の者に、事務所の保有する個人情報を利用可能にすること

第3条 対象者

従業者とする。個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この標準の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第4条 個人情報取得の原則

個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

第5条 特定の機微な個人情報の取得の禁止

特定の機微な個人情報は取得してはならない。

第6条 取得の手続き

業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報管理責任者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合の措置

本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報管理責任者またはその代理人の氏名または職名、所属および連絡先
- (2) 個人情報の取得および利用の目的
- (3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性および個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (4) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には、その旨
- (5) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、および当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (6) 個人情報の開示を求める権利、および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、ならびに当該権利を行使するための具体的な手続き

第8条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置

本人以外から間接的に個人情報を取得する場合、前項の(1)ないし(4)および(6)の事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

- (1) 前項(3)に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

第9条 個人情報の移送・送信の原則

個人情報の移送・送信は、東日本区役員会によって具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

第10条 個人情報の利用の原則

個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

第11条 個人情報の目的外利用

利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条(1)(4)(6)の事項を書面またはこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報管理責任者の承認を得なければなら

ない。

第 12 条 個人情報の共同利用

個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報管理責任者の承認を得るものとする。

第 13 条 個人情報の取扱いの委託

個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報管理責任者の承認を得るものとする。

第 14 条 個人情報の第三者提供の原則

個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第 7 条 (1) (4) (6) の事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報管理責任者の承認を得るものとする。

第 15 条 個人情報の管理の原則

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

第 16 条 (個人情報の安全管理対策)

個人情報管理責任者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩など)に対して、東日本区役員会に報告し、東日本区役員会の指示により必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

第 17 条 (自己情報に関する権利)

本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

第 18 条 (自己情報の利用または提供の拒否)

本人から自己の情報について利用または第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りではない。

第 19 条 消去・廃棄の手続

個人情報の消去および廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

- 2 個人情報を消去および廃棄する場合は、個人情報管理責任者の承認を得るものとする。

第 20 条 個人情報管理責任者

個人情報管理責任者は、東日本区役員会の指示、本規則に定めるところに基づき、管理の責任を負うものとする。

第 21 条 教育

個人情報管理責任者は、個人情報の保護の重要性を理解させるために、継続的かつ定期的に教育を行うものとする。

第 22 条 作業責任者

個人情報管理責任者は、個人情報を取り扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。

第 23 条 監査

東日本区役員会は、個人情報監査責任者に対して、事務所内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

- 2 個人情報監査責任者は監査計画を作成し実施するものとする。
- 3 個人情報監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、東日本区役員会に対して報告を行うものとする。
- 4 東日本区役員会は、事務所内における個人情報の管理につき個人情報コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報管理責任者および関係者に対し、是正指示を行うものとする。
- 5 是正指示を受けた者は、速やかに適正な是正措置を講じ、その内容を個人情報監査責任者に報告するものとする。
- 6 個人情報監査責任者は、是正措置を評価し、東日本区役員会および個人情報管理責任者に対して報告するものとする。

第 24 条 報告義務

個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報管

理責任者に報告するものとする。

2 個人情報管理責任者は、報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、東日本区役員会に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。

第 25 条 苦情および相談

個人情報管理責任者は、相談窓口を設置し、個人情報および個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情および相談を受け付けて対応するものとする。

第 26 条 改廃

この規則は、東日本区役員会の承認を得ることにより改正または廃止することができる。

第 27 条 付則

この規則は、2020 年4月 12 日から施行する。

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）使用ガイドライン

2020年2月に開催した Change! 2022 シンポジウムで私たちは次のように宣言を採択いたしました。

「私たちは、ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法および東日本区の定款に示されたモットーとクラブの目的に賛同し、誇りと喜びをもって、ワイズメンズクラブの会員となり、活動を行っています。そして、この活動がこれからも継続、発展していくことを願っています。

しかし、ここ数年、残念なことに、会員の高齢化、減少の傾向が強まっており、活動の停滞も見られます。

このような状況に歯止めをかけ、これから将来もより活発で豊かな活動を継続、発展していくためには、私たちは今、行動に移すことが必要であると認識し次のアクションを起こすことを宣言します。

- ・私たちワイズ一人ひとりが現状に対する危機感を共有し
- ・知恵を出し合い、変えるべきことは勇気を持って変革し
- ・新しい取り組みについても謙虚に耳を傾け
- ・柔軟でしなやかな発想を持って、現状を打開するための努力を惜しまず
- ・必ずや、2022年までに目標の会員1246名を達成する」

この表明にある新しい取り組みとして、私たちはソーシャル・ネットワーク・サービス（以下「SNS」という）を活用して情報発信することとしました。SNSは、社会への情報発信であることから、その情報の扱い方については配慮が必要であり、下記のとおりガイドラインを定め運用することとします。

A. SNSを区、部、クラブのそれぞれ自身の名前（公式アカウント）で使用する場合

1. 公式アカウントの責任者（理事、部長、クラブ会長）を明確にして、責任者も加わった委員会を構成し、その委員会の決定で運用してください。
2. 区、部、クラブ、YMCAの行事をSNSを通じて広報する場合は、それぞれのウェブサイトはその行事の情報が掲載されている場合、そのコピーまたはリンクにより発信してください。
3. 区、部、クラブの情報をそれぞれのウェブサイトにも先んじて発信する場合、本ガイドラインを遵守し、ワイズメンズクラブの活動を正しく広報することを心がけてください。なお、YMCA主催のプログラムやイベント情報の発信は、YMCAの情報発信に先んじて発信することを禁止します。
4. いかなる場合でも公式アカウントから個人情報を発信することを禁止します。
5. 画像を掲載する場合、個人と特定できる画像は必ず事前に承認を得たものを使用してください。
6. 前項の承認は、その本人だけではなく、その行事の主権ならびに共催者（YMCAなど）の承認も合わせて得るようにしてください。
7. 情報発信の際、不特定多数の人が見られることを想定した言葉遣いを意識してください。
8. 前項同様、SNSは社会に開かれた窓です。発信した情報に対する社会からの意見等に対しては、多様性を理解し第1項の委員会にて検討し真摯に対応してください。
9. 公式アカウントからのワイズメンズ以外の他者の情報に対するアクション（いいね、コメント、シェア、リツイート等）は第1項の委員会審議を経てから行ってください。

B. SNSを個人の名前（個人アカウント）で使用する場合

1. ワイズメンズクラブメンバーであることを個人アカウントで明示している場合、区、部、クラブ、YMCAの情報発信は上記Aのガイドラインに準じます。
2. ワイズメンズクラブメンバーの明示の有無に関わらず、「法令を守る」「個人情報は公開しない」「他の人の意見を尊重する」「正確な情報発信」「個人で責任を負う」を意識してください。

2020年4月12日制定

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 Change! 2022 推進委員会

- ワイズ用語
- 英和対照略語集
- マニュアルパンフレット一覧

ワイズ用語

ASF = Alexander Scholarship Fund

ワイズメンズクラブ創始者ポール・ウィリアム・アレキサンダーを記念して設置された国際協会の基金。将来 YMCA 主事になろうとする青年への財的援助を主たる目的に設置された。現在では、YMCA スタッフのトレーニングや YMCA の財政的支援などにも用いられている。

東日本区では CS 資金と合わせて「CS・Y サ・ASF 資金」として運営し、地域社会奉仕事業、YMCA サービス事業、および YMCA が行う主事研修等に用いられている。区内で集められた ASF 献金の合計の 30% が国際協会に ASF 献金として送金される。

BF = Building Fellowship

クラブ間の交流を深め、ワイズ運動のリーダーを養成するための国際協会の制度。

全世界のワイズメンズクラブ会員の参加によって、使用済郵便切手を集め整理して、切手市場で換金する方法が主力だったが、次第に現金による拋出が増えてきた。切手を有利に換金するために奉仕する専門家をフィラテリスト、また、この基金の支出面を決定する国際協会の委員会を BFEC (BF エクスペンディチュアコミッティー) という。

2022 年 5 月の国際議会において、これまでの Brotherhood Fund から Building Fellowship に名称が変更された。

BF 国際表彰 = BF Awards

国際協会が表彰する BF に関する賞は、以下のとおり。

<クラブ表彰>

前年度獲得したポイント数に応じて、BF ブロンズ賞 (2 ポイント以上)、BF シルバー賞 (5 ポイント以上)、BF ゴールド賞 (10 ポイント以上)、BF プラチナ賞 (20 ポイント以上) が授与される。ポイントは、以下の基準で付与される。

BF 代表派遣：2 ポイント

BF 代表受け入れ：4 ポイント

現金献金：40 スイスフラン毎に 1 ポイント

使用済み切手換金による献金：10 スイスフラン毎に 1 ポイント

<区表彰>

アルフ・レイノルズ賞：前年度に最も多額の BF 献金を行った区に授与される。

アニー・ベル賞：前年度に使用済み切手換金による最も多額の献金を行った区に授与される。

BF 代表 = BF Delegate

BF 制度から旅費が支給され、ある地域 (区) から他地域 (区) を公式訪問する代表者。

BF 文化代表は、公募によって選ばれるが、文化代表に応募するには、所属クラブが規定額以上の BF 献金 (80 スイスフラン：約 1 万円) を前年度に拋出していなければならない。また、訪問先の TC (トラベルコーディネーター) が作る日程に従い、10 日間以上 30 日間以内の旅程を全うし、帰国後は、報告書の提出、報告会の開催が求められる。国際、地域大会への費用の一部が支給される大会代表もある。IYC 参加者への補助金、カーボンオフセットプロジェクトへの助成金等もこの制度から支給される。(BF 代表応募資格と応募手続きの項を参照)

CS = Community Service

地域社会・隣人への奉仕活動。

各クラブは、地域のニーズや支援する YMCA の活動に同対応した独自の CS 活動を行うとともに、国際協会、アジア太平洋地域、区・部の CS 活動に積極的に参画する。

CS 資金 = CS Fund

国際社会 / 地域社会への奉仕、支援のための日本のワイズメンズクラブ独自の資金 (基金)。

区 CS 事業のひとつの柱として国内外からの援助要請に応じて役立てられている。資金源は、お年玉付年賀はがき / 年賀切手の当せんお年玉切手シートや現金の寄付による。(ASF の項を参照)

DBC = Domestic Brother Clubs

国内兄弟クラブ。IBC (国際兄弟クラブ) にならった国内間の兄弟クラブの制度で、日本、台湾等の一部の国、区で行われている。日本区の東・西日本区への分割により、東・西クラブでの締結が奨励されている。

締結は、両区の理事が締結書にサインすることにより正式に認められる。

EMC = Extension and Membership Conservation

E は、クラブ拡張（新クラブ設立）、MC は、会員の維持（啓発、退会防止）と増強（新会員獲得）の意。

EF = Endowment Fund (エンダウメントファンド)

国際協会の財政的な安定およびワイズダム発展のための基金。

個人/クラブが特定の人を記念して献辞とともに 120 スイスフラン以上の寄付を行うか、個人/クラブとして寄付のみを行うかの 2 種類がある。前者は、国際本部に永久保管されている「ゴールデnbック」に献辞が記載される。後者は、一定金額以上の寄付を行った場合、献金額に応じて以下の称号が与えられ、「ゴールデnbック」に氏名が記載される。

50 スイスフラン以上の献金（個人）：エンダウメントフレンド

120 スイスフラン以上の献金（個人）：ポール・ウィリアム・アレキサンダー・フェロー

2 回目の 120 スイスフラン以上の献金（個人）：ダブル・ポール・ウィリアム・アレキサンダー・フェロー

1,000 スイスフラン以上の献金（個人）：オナーロール

1,000 スイスフラン以上の献金（クラブ）：オナーロールクラブ

IT アドバイザー = Information Technology Advisor

情報技術アドバイザー。

東日本区では「情報技術」に関して専門的なアドバイスを担当し、区のウェブサイトや区内のメーリングシステムの構築、維持など IT に関するサポートを行っている。

IBC = International Brother Clubs

国際兄弟クラブ。

クラブが外国のクラブと兄弟クラブ締結を行い、永続的な交流を続けること。また、その相手クラブのことも指す。新たに IBC 関係を結ぼうとするクラブ同士は、十分な事前準備を行った上で、締結書を交わす。

締結は、IBC 国際事業主任が締結書にサインすることにより正式に認められる。

IBC トライアングル = International Brother Clubs Triangle

3 クラブが相互に IBC を締結すること。

IBC クワドラングル = International Brother Clubs Quadrangle

4 クラブが相互に IBC を締結すること。

ID = International Director (ワイズメネット国際主任)

国際協会におけるワイズメネットの代表者。

iGo = Internships for Global Outreach (アイゴー：「世界に手を伸ばすためのインターン制度」)

青年の成長を目的として、YMCA やワイズメンズクラブ会員で事業を行っている者が、ユースに国際的なインターン（職業体験）の場を提供するプログラム。申請時に 18 歳から 29 歳の者が対象。2020-21 年度に廃止された YEPP の後継プログラム。

JEF = Japan East Y's Men's Fund

東日本区ワイズ基金。

東日本区ワイズ運動の安定的かつ継続的發展を支えるため、個人、クラブが記念すべき出来事、行事、慶弔事の折等に、基金に寄付を行う。寄付者氏名とその理由は、「奉仕帳」に記帳、永久保管される。

LT = Leadership Training

会員のリーダーシップの開発、向上を目的に行う研修またはこれを推進する事業の名称。

東日本区では、LT 委員会が設置され、区主催の部役員、クラブ役員の研修の企画/実施、研修教材の整備/提供、部主催の研修会等の支援を行っている。

国際協会での正式名称は、LTOD (Leadership Training and Organisation Development)。

NDERF = Natural Disaster Emergency Relief Fund (NDERF (自然災害緊急支援基金))

アジア太平洋地域において、地震、台風等の大きな自然災害が発生した際の緊急支援を行うことを目的とした基金。毎年、アジア太平洋地域内の各区は、メンバーひとり当たり 2 米ドルを前期の地域会費と併せて、アジア太平洋地域会計に送付する。各理事からの要請に基づき、アジア太平洋地域常任役員会の決定によって支援金が支給される。

SDS = Special Development Support (特別発展支援金)

国際協会の EF (エンダウメントファンド) の運用益の一部を原資として、各区におけるエクステンション活動等に対して、その費用の一部が各区から国際本部への申請によって支給される制度。

STEP = Short Term Youth Exchange Program

ユース海外短期交流プログラム。

3～11週間の短期海外訪問制度。18～25歳のワイズの子弟（または、3年以上、ワイズメンズクラブ、ワイズユースクラブ、YMCAの何れかの会員経験を有する者）が応募対象者。海外のワイズ家庭に滞在し、現地のユースとの交流や異文化を体験する。

応募は、希望派遣期間の半年以上前に、クラブを通じて、ユース事業主任へ申請書類を提出する。

TOF = Time of Fast

タイム・オブ・ファスト（Time of Fast：断食の時）の略称で、「ティー・オー・エフ」と発音する。クラブ例会での食事を抜き、その金額相当分を国際協会に献金する。

献金は、世界中のYMCA、ワイズメンズクラブから募集して国際協会が選定する、SDGsに関連する発展途上国を主たる対象とする地域支援プロジェクトに用いられる。

国際協会、東日本区では2月を強調月間とし、クラブ例会だけではなく、2月に開催される、区、部の会合でも食事を抜いたり、簡素なものにしたりしてその分を献金するよう努めている。

TC = Travel Coordinator

来訪するBF代表の旅行日程を立案し、旅行中の世話や受け入れ/調整を行う専任委員。

UGP = Unified Global Project（統一国際プロジェクト）

ワイズメンズクラブの認識度のアップを願って、始められた国際レベルの統一事業で、2005年度からはHIV/AIDS関連事業を展開した。国際協会での取り組みが終わった2010年度以降も東日本区では継続して取り組んでいる。2020/21年度からは、Heal the World（世界を癒そう）が統一事業に選定されている。

Week4Waste = Week for Waste（「ゴミのための週」）

国際協会によって2020-21年度に開始された、ワイズメンズクラブと地域社会を結びつけ、よりクリーンな地球を目指して統一的に行動するCS事業のキャンペーン。活動の多くは、毎年4月22日のアースデイ（地球の日）のある4月と、世界最大の市民運動のひとつであるワールドクリーンアップデイ（毎年9月中旬）に合わせて行われる。

YEEP = Youth Educational Exchange Program

ワイズメンズクラブ会員の子弟の高校留学生交換事業。

2020-21年度に廃止された。

YES = Y's Extension Support

新クラブ設立の活動を支援するためのアジア太平洋地域の基金。各区から地域に拠出された献金は、地域内の各クラブの設立支援資金および地域レベルのエクステンション活動に用いられる。

YIA = Youth Involvement and Activities

若者のワイズメンズクラブ活動への参画、活動。

ワイズメンズクラブが行う様々な行事に、多くの若者達を巻き込む活動の奨励、ワイズユースクラブの育成、ユースコンボケーションの実施等を行う。

Y3 = ワイスリー

ワイズメンズクラブの活動に共感する高校生以上の若者によるユースクラブ。YMCA、Y's Men、Youthの3つのYを表している東・西日本区だけの組織である。2021-2022年度現在、「Y3字都宮」が活動を行っている。

YMCA = Young Men's Christian Association

ワイズメンズクラブが支援、奉仕の対象としている社会教育団体。世界120か国・地域に6,500万人(2021-2022年度現在)の会員を持つ世界最古、最大のNGOと言われている。

1844年ロンドンでジョージ・ウィリアムズら青年によって創設され、全世界に広がり、世界YMCA同盟を結成している。青少年の育成を運動の中心とするが、社会の必要に応じて、平和活動、地域社会支援、社会的弱者救済等にも取り組んでいる。

YMCA サービス = YMCA Service

YMCAに対する奉仕を立案、実行するワイズメンズクラブの事業。

東日本区事業の中のひとつであり、YMCA指導者育成のための財的支援を目的とするASF（アレキサンダー奨学基金）もYMCAサービス事業のひとつである。クラブは、区のサービス事業とともに、各クラブの関係YMCAへの奉仕と協力を推進する。

YMCA の歌 = YMCA Song

日本の YMCA の公式歌。ワイズの会合等でも歌われる。

1953 年、日本 YMCA 同盟が 50 周年を記念して公募し、同盟主事の淵田多穂理の応募作品が入選し、津川主一が作曲した。

アジア太平洋地域 = Asia Pacific Area

ワイズ運動の国際行政区分 8 地域のひとつ。

2022 年 7 月現在、東日本区、西日本区、台湾区、フィリピン区、南東アジア区（香港、マカオ、シンガポール、マレーシア、タイ、ミャンマー、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、インドネシア）、スリランカ区（スリランカ、パキスタン）、オーストラリア区の 7 区（Region）から成る。

いざ立て = ONCE MORE WE STAND

ワイズメンズクラブ国際協会の公式歌。

クラブ、部、区、地域、国際など、ワイズの会合の冒頭で歌われる。英語では“Y’s Men’s Hymn”と呼ばれる。フィンランドの作曲家、シベリウス（1869～1957）の交響詩「フィンランディア」の曲に、ワイズメンズクラブの創始者 P・W・アレキサンダーが作詞した。原題は、ONCE MORE WE STAND である。日本では 1962 年に淵田多穂理が訳詞した。

「祈りの輪」の日

世界中のワイズメンズクラブ会員が「共に祈る時」を持つ日。

12 月 8 日は、ワイズメンズクラブの創始者 P・W・アレキサンダーの誕生日。この日を記念して世界中のワイズメンズクラブ会員が、それぞれの国の午後 8 時に「共に祈る時」を持って地球上を輪でつなぐことを願うことから「祈りの輪」と言う。

ウエルネス = Wellness

創造的健康生活を送ろうという運動。

人間が個人的にも社会的にも健全な生活を送るため、現代人を取り巻くストレス、運動不足、環境破壊などを意識して立ち向かい、こころ、からだ、人間関係のすべてにわたって、あるべき姿を追求する。複数の都市 YMCA にはウエルネスセンターが設置され、地域に対して継続してウエルネスの普及に取り組んでいる。

エクステンション・ビヨンド・ボーダーズ = Extension Beyond Borders (EBB)

区、国の枠組みを超えて、新クラブを設立すること。国際協会は、この取り組みを推奨している。東日本区での例として、東京武蔵野多摩クラブがモンゴル・ウランバートルクラブをスポンサーとして設立したことが挙げられる。EBB を行ったクラブに対しては国際協会から賞（Extension Beyond Borders Award : EBBA）が授与される。

エリア = Area

国際ワイズ運動を進める行政区分。

世界を地理的に 8 つの地域に分割している。アフリカ、アジア太平洋、韓国、カナダ/カリブ海諸国、ヨーロッパ、インド、ラテンアメリカ、米国の 8 地域である。各地域は、国際議員選出の母体となり、地域行政は、その地域から選出された国際議員の中から選ばれた地域会長（AP）が運営に当たる。

エルマー・クロウ賞 = Elmer Crowe Award

任期年度中に特に傑出した働きをした部長に与えられる国際賞。

任期半ばで倒れた、カナダの元理事エルマー・クロウを記念して創設された。区理事が評価基準に基づいて、候補者を地域会長に推薦し、国際会長が最終決定する。

会員異動報告書

クラブの会員の入会（新入会、転入会、再入会）や退会（退会、転出会）、変更などの異動があった場合に会長の責任において、所属部の部長および部会員増強事業主査（写し：東日本区事務所）に提出する書類。

監事（区） = Auditor

区運営に関して、区役員に適切な助言、督励を行う者。

区の指名委員会によって指名され、代議員会で承認されて 2 年間の任に就く。行政監事 1 名、財政監事 1 名が選任され、それぞれの分野での監査を行い、他方の分野も副担当として実施する。

キリスト教精神 = Christian Spirit

イエス・キリストが全生涯をもって示した博愛、奉仕、自己犠牲の精神。

国際憲法のガイドライン 201 には、「イエス・キリストの教えは、ワイズメン全体の意志決定のための、クラブならびに国際協会の運営のための、さらにワイズメン個人の日々の生活のための、ガイドライン（指針）となるものである。」と定められている。

国際協会、各地域ではキリスト教精神を広めるため、キリスト教強調 (Christian Emphasis: CE) 事業主任が選任され、キリスト教精神の維持、拡大を担っている。

ギャベル = Gavel

点鐘を行うとき、鐘をたたく木槌。

休会

病気や一定期間の仕事の都合等の正当な理由で、長期にわたり、クラブの例会や諸活動に出席できない者は、クラブ会長が申請し、理事の承認を得て、最長3年間、休会とすることができる。ただし、病気の快復等で再び例会等に出席できるようになった場合に復帰する意思がある者に限る。休会は、退会と同じ扱いであるが、ロースターに氏名が掲載され、また、復帰の際の入会金が免除される。東日本区独自の制度。

協力関係の原則 = Principles of Partnership

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会がより良きパートナーとなるべく、両者の協力関係の原則が1981年に締結された。各地域、各区等のレベルでも同様の締結が進んでいる。

区 = Region

地域 (エリア) を構成する区分。東日本区は、アジア太平洋地域の構成員。

区の目的は、「区内の各クラブが国際憲法の精神に基づき、敬愛の念を持って交わり、国際協会の綱領と目的を達成し、さらにこの運動を広く区内に拡張するために相互に協力すること」(東日本区定款第2条第3項)を進めることである。

区事務所 = Regional Office

区の運営に関する事務を処理する事務所。

区事務所は、区書記、会計等の理事スタッフと協力し、区運営のサポートを行う。事務所運営のために事務所所長等の職員を置く。東日本区事務所は、日本 YMCA 同盟会館内に置かれている。

区事業主任 = Regional Service Director (RSD)

区理事のスタッフとして、事業ごとに置かれる区役員。

国際、地域の事業主任の指導のもと、理事の意向を受けて、当該事業活動の計画立案、実施の責任を持ち、各部の事業主査をリードし、その事業活動を支援する。また、活動状況、成果を区内および地域、国際へ報告する。

区大会 = Regional Convention

毎年各区で開催される大会。

東日本区は、原則として6月の第1土日に区理事が主宰し、開催する。大会は、クラブおよび会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯、協力関係、親睦を深めることを目的とする。区大会は、立候補によって選ばれたホストクラブが実行委員会 (ホストコミッティー) を組織し、理事の指導のもと準備、運営、実施に当たる。

区担当主事 (東日本区) = YMCA Liaison Secretary to Japan East Region

YMCA とワイズメンズクラブの区レベルでの連携を行う日本 YMCA 同盟主事。

日本 YMCA 同盟総主事が同盟主事の中から任命する。東日本区役員会を始め、種々の会合、区大会等に出席し、YMCA とワイズメンズクラブとの関係が円滑に推進されるように努める。

区報、部報 = Regional Bulletin, District Bulletin

区、部の公式の会報で、メンバーに対する情報提供、活動の記録等を目的として発行、配布される。東日本区においては東日本区定款施行細則で年2回以上の発行が定められおり、各部においては部則等の規定に則って発行される。

区役員 = Regional Officers

区役員会を構成する役員。

理事、次期理事、直前理事、区書記、区会計、部長、区事業主任が区役員である。

区役員会には、監事、委員会委員長、専任委員、事務所職員等も列席する。

クラブ = Club

ワイズメンズクラブ運動を構成する最小単位でかつ運動の基盤となる組織。クラブは、最低3名の会員から成り、新たにクラブを設立する際は、5名以上の会員が必要である。

クラブ担当主事 = Related Secretary

YMCA とクラブとの連携を行う YMCA の主事。

クラブが支援する都市 YMCA の総主事が任命する。クラブ会員としてクラブに加わり、連絡役のみならずクラブ活動にも参加する。

グッドスタンディング = Good standing

直近 3 半期の会費（国際会費、地域会費、区会費）を支払ったクラブを国際協会ではグッドスタンディング（良好な状態のクラブ）クラブと呼ぶ。会員数には無関係である。

ゲスト = Guest

例会などでワイズ関係（ワイズメン、ワイズメネット、コメント、ワイズユースクラブメンバー）以外の知人、友人、ゲストスピーカー、入会候補者としての参加者などをゲストと呼ぶ。

広義会員 = Members-at-large

クラブ会員の内、常に例会その他の会合に出席することが不可能な者は、クラブ会長が理事に届け出て、理事の承認を受けると広義会員となることのできる東日本区の制度。広義会員は、例会出席義務を免かれる。

国際協会の広義会員は、ワイズの無い地域に住む者が、特定のクラブではなく区に所属する制度であり、東日本区の制度とは別の制度である。

広報 = Public Relations (PR)

「組織以外の多くの人に広く情報を伝える」(Public Information) と「人のつながりを強める」(Public Relations) こと。ワイズ内外にタイムリーに情報発信し、ワイズ活動の活性化、社会的認知度の向上に資する。

功労会員 = Senior Service Member

クラブのために長年尽くして来た会員が、クラブの決議により理事に届け出て功労会員となる。例会出席義務を免除される。

国際会長 = International President (IP)

ワイズメンズクラブ国際組織の最高責任者。国際議会の議長を務める。

推薦制で任期は 1 年。就任の 2 年前に投票権を持つ全世界のクラブ会長の投票で選ばれ、次の 1 年、次期国際会長となる。国際会長の取り組みとして最も強調したいことを「国際会長主題」として掲げる。

国際議会 = International Council (IC)

ワイズメンズクラブ国際協会の立法機関。

国際憲法の改訂を始め、国際協会の予算の決定、諸事業、規定の新設/改廃、国際大会開催地の決定など、国際ワイズ活動のすべての重要案件を審議する。各地域から会員人数割りで選出される 15 名の（国際）議員によって構成される。毎年 7 月または 8 月に国際議会が開かれ、1 月または 2 月に年央会議（ミッドイヤーミーティング）が開かれる。

国際議員 = International Council Members (ICM)

国際議会構成員。世界の全 8 地域から会員数に応じてドント方式で選出される 13 名の国際議員と輪番で 2 地域から選出される 2 名の青年議員（26 歳から 39 歳）議員の合計 15 名からなる。何れも当該地域の各クラブからの投票で選出される。任期は 2 年で再選は認められていない。

(ワイズメンズクラブ) 国際協会 = The International Association of Y' s Men' s Clubs / Y' s Men International

世界のワイズメンズクラブを構成員として設立されている国際組織。

国際協会の立法機関は、国際議会、行政機関は、執行役員会と各地域会長である。

国際憲法 = International Constitution

ワイズメンズクラブの活動基盤を定めたもの。

東日本区定款の綱領や目的も国際憲法に基づいて定められている。国際協会の標語 (Motto) 「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」も、この中に明記されている。

国際執行役員 (会) = International Executive Officers (IEO)

国際会長、次期国際会長、直前国際会長、国際会計を国際執行役員と呼び、4 者で国際執行役員会を構成する。国際執行役員会には、有給スタッフである国際書記長も陪席し、日常必要な決済事項を合議によって処理する。東日本区の常任役員 (会) に当たる。

国際投票 = International Voting

毎年通常、12 月から 1 月にかけて、次々期国際会長、次期国際会計（3 年に 1 度）、地域選出国際議会議員の選出および国際憲法の改訂（改訂事項がある場合）についての国際投票が行われる。

投票権があるのは、グッドスタンディングクラブ（「グッドスタンディング」の項を参照）でかつ直近3半期の会員数が15名以上のクラブである。ただし、会員数の基準を満たしていない場合、直近3半期の会員数が5名以上で、12月31日現在でチャーター後25年を経過しているクラブは、区理事からの国際本部への申請によって投票権を得ることができる。投票は、各クラブを代表する者（クラブ会長または事前に登録したその他のクラブメンバー）が国際協会のウェブサイトを通じて実施する。

国際本部 = International Headquarters (IHQ)

国際協会事務局、国際書記局ともいう。国際書記長以下有給スタッフが、全世界の役員、委員、区理事、クラブ会長などへの事務連絡や実務を行っている。事務所は、スイス・ジュネーブに置かれている。サテライトオフィスがチェンマイ（タイ）に置かれている。

国際聖句

ワイズメンズクラブ会員の精神的基盤をなすもので、新約聖書「ヨハネによる福音書第17章21節」。

国際大会 = International Convention (IC)

2年ごとに開催される国際協会レベルの大会。全世界のワイズメンズクラブ会員が一堂に会し、式典、研修、親睦等のプログラムが展開される。開催地（ホスト区）は、立候補制で国際大会委員会（ICC）の下に、ホスト区内に大会実行委員会（HCC=ホストコンベンションコミッティ）が組織され、大会全般の準備と実行に当たる。

国際連合・経済社会理事会・特殊諮問資格＝

Special Consultative Status with the Economic and Social Council of the United Nations
2006年にワイズメンズクラブ国際協会が取得した、国際連合・経済社会理事会が認めるNGO（非政府組織）の資格のひとつ。特定の分野において、国際連合が採択した行動計画、プログラムおよび宣言を実施、推進する。国際連合およびその補助機関の特定の会合への出席、検討事項に関する意見を述べるができる。

コメント = Y'slings

日本でのワイズメンズクラブ会員の子弟の呼称。国際での呼称は、ワイズリングズ。

ゴールデンプック = Golden Book

エンダウメントファンドへの献辞、寄付者名が記録される台帳。革表紙の製本で永久保存される。東日本区の「東日本区ワイズ基金」（JEF）の「奉仕帳」に当たる。

出席率 = The Percentage of Member's Attendance

クラブ会員の例会出席率。（東日本区定款施行細則第11条参照）

常任役員（会） = Regional Executive Officers

区の理事、次期理事、直前理事、書記、会計。この5者で常任役員会を構成する。常任役員会は、日常必要な決済事項を合議によって処理する。

主題 = Theme

国際会長、アジア太平洋地域会長、区理事、部長、クラブ会長が掲げる中心テーマで、それぞれの任期年度に使用する。

スローガン = Slogan

主題を展開、補足する副題。サブテーマ（Sub-Theme）とも言う。

スポンサークラブ = Sponsor Club

新クラブ設立のイニシアティブをとるクラブ。設立、チャーター後も、新クラブを支援する。

スマイル = Smile

クラブ活動資金、基金作りのための自由献金。例会で、会員が最近身近に起きた嬉しいことなどを記念して献金する。クラブによっては「ニコニコ」、「ドライブ」、「ロバ」などとも呼んでいる。

世界 YMCA 同盟 = World Alliance of YMCAs

世界各国のYMCAの協力と運動推進を図るための連合体。本部はスイス・ジュネーブにある。略称は、WAY。World YMCAと称することもある。

設立総会

新クラブの発足に際し、新クラブメンバーによりクラブ名称、会則、事業方針、予算などを決議し、また、申請書類への署名を行う会合。日本のワイズメンズクラブ独特のもの。
設立総会を終えると、クラブとしての活動が始まるが、チャーターナイトまでは、「ワイズメンズクラブ」として公式には認められていないため、その間は「(仮)〇〇ワイズメンズクラブ」等と称することが通例となっている。

戦略 2032 = Strategy 2032

創立 100 周年を機に、2022 年に制定されたワイズズメンズクラブ国際協会 (YMI) の中長期計画。YMI が 2032 年にはどのような組織になっているかの目標およびそのための戦略をまとめたもの。YMI は、公平で持続可能な世界を築くために、互いに刺激し合い、協力し合って、親睦と地域社会への影響力において卓越した組織となること、健康、環境、教育に重点を置いて奉仕活動を行っていくこと等が謳われている。
2016 年に制定された「2022 年とその先に向けて」(Towards 2022 & Beyond) および 2019 年に制定された「チャレンジ 22」(Challenge 22) の後継計画である。

代議員 = Regional Council Members

東日本区のクラブ会長、部長および部の会員人数割りによって選出された会員。任期は、7 月 1 日から 1 年。ただし、再任を妨げない。議長は、直前部長の互選で選任される。
東日本区の立法機関である代議員会の構成員である。年次代議員会は、通常東日本区大会に合わせて開催される。部人数割代議員は部内会員数 100 名につき 1 名 (100 名未満の場合は 1 名) の割合で選出する。内 1 名は、直前部長。

チャーター = Charter

新設クラブに対して国際協会が加盟を認証すること、または加盟認証状。加盟認証状に記載されている「Charter Presentation Date」が公式のチャーター年月日である。

チャーターメンバー = Charter Member

新クラブ発足時の設立会員。国際協会加盟手続きの際、申請書に署名した会員。

チャーターナイト = Charter Presentation Ceremony

国際協会加盟認証を受ける新クラブが、近隣クラブおよび地域社会に披露する会。
本来は晩餐会なので通称“チャーターナイト”という。この会では国際協会加盟認証状の伝達式、チャーターバッジ着装、メンバー紹介などが行われる。

地域事務所 = Area Office

地域の運営を円滑に進めるための事務所。
専任スタッフを置き、地域会長指導のもと、各区への事務連絡、事務処理等を行う。アジア太平洋地域は、香港に地域事務所を置いている。

点鐘

クラブ例会、区役員会等の公式会合の時に、開会宣言 / 閉会宣言を行う主宰者が厳粛にギャベル (木槌) で鐘を打ち鳴らすこと。

トロイカ = Troika

組織の各レベルで、トップをその前任者と後任者が支え、また、組織運営の継続性を確保する体制。ロシア語の 3 頭立ての馬車が語源。
区は理事、次期理事、直前理事、部は部長、次期部長、直前部長、クラブは会長、次期会長、直前会長からなる。

ドライバー = Driver

ワイズ運動、特に例会の推進役。クラブによってはマーシャル、クラブサービスと呼んでいる。直訳は“強く動機づける人”、“運動推進役”。献金を促したり例会を盛り上げたりする役割を担う。

西日本区 = Japan West Region

富山県、岐阜県、愛知県以西 (沖縄県を除く) を領域とする区。1997 年に旧日本区の分割によって、東日本区と同時に誕生した。

日本 YMCA 同盟 = The National Council of YMCAs of Japan

日本の YMCA 運動の推進、都市 YMCA と学生 YMCA への支援、調整、助言活動を行う組織。事務所を東京都新宿区四谷本塩町 2-11 に置く。1903 年に設立され、世界 YMCA 同盟とアジア・太平洋 YMCA 同盟に加盟し、世界 YMCA

同盟を始め海外 YMCA との連絡を担う。全国のスタッフの国内研修、主事養成と認証、ワイズメンズクラブとの連携、調整、御殿場にある研修施設、国際青少年センター YMCA 東山荘の運営も行っている。

バナー = Banner

クラブ、部、区の旗。クラブ例会、部大会、区大会など公式会合時に掲げる。

ボランティア賞 = Harry M. Ballantyne Award of Merit

国際協会の発展に貢献したメンバーに対して、毎年、国際協会が授賞する賞。1922年の国際協会設立時から担当主事として活躍した、Harry M. Ballantyne カナダ YMCA 主事を記念して 1957年に創設された。正式名称は、ハリー・M・バラントイン賞。

これまでの日本人受賞者は、次の各氏。()内は受賞年：奈良傳(1966)、鈴木謙介(1982)、竹内敏朗(1987)、田中真(1995)、三井万壽雄(2002)、今村一之(2006)、奈良信(2010)、藤井寛敏(2018)

半年報 = Semiannual Report

クラブが会員の入/退会による変化を東日本区へ提出(クラブ→部長→会員増強事業主任)する報告書。

7月1日付と1月1日付の年2回一定の書式で報告する。7月1日付人数が国際会費、アジア太平洋地域会費、区費算定の基礎となる。

東日本区 = Japan East Region

世界に44ある区(2022年7月現在)(行政単位)のひとつ。

新潟県、長野県、静岡県以東と沖縄県を領域とする。1997年7月に旧日本区を東西に分けた形で、東日本区、西日本区として誕生した。その活動は、東日本区定款に基づき、区理事がこれを統括する。区事務所は、日本 YMCA 同盟会館内に置かれている。

東日本区ウェブサイト

ワイズメンズクラブ、東日本区の紹介、区内のニュース、クラブ案内、区報、各種マニュアル、書式等が掲載されている東日本区の公式ウェブサイト。URLは、<https://www.ys-east.or.jp/>

<参考> 国際協会ウェブサイト：<https://www.ysmen.org/>

アジア太平洋地域ウェブサイト：<http://www.ysmenap.org/>

西日本区ウェブサイト：<http://www.ys-west.or.jp/>

東日本区定款 = Regional Constitution of Japan East Region

ワイズメンズクラブ国際協会の憲法に基づき、東日本区のモットー、綱領、目的、組織、運営の基本などを定めたもの。

東日本区奈良傳賞 = Japan East Region Tsutae Nara Memorial Award

ワイズダム発展に尽力し、その功績が認められた会員に与えられる賞。

日本のワイズ運動の創始者である奈良傳氏の偉業を記念して制定された賞で、長年ワイズダム発展に尽力し、その功績が認められ、奈良傳賞受賞者選考委員会の議を経て選ばれた会員が、東日本区大会で表彰される。

東日本区メーリングリスト

年度毎に、「全クラブ会長」、「全部長」、「各部別の部役員」、「各事業別の事業主査」等、東日本区内の各役職者別に作成される公式のメーリングリスト。例えば、全クラブ会長のメーリングリストは、kaicho@ys-east.or.jp。

当該メーリングに登録されているメンバーのみが、そのメーリングリストを用いて受発信できる。

ビジター = Visitor

他クラブからの例会等への来訪者。ワイズメネット、コメント、ワイズユースクラブメンバーも含む。

ヒストリアン(国際) = Historian

全世界のワイズ関係の公式文書を入手保管し、歴史的資料として整備する役職者。

国際文献保存委員ともいう。区報、クラブチャーター資料、区大会開催資料など、使用言語の如何を問わず、ヒストリアンへ送付する。

ヒストリアン(東日本区) = Historian

東日本区のワイズ活動の歴史をまとめる役職者。

東日本区の歴史的事項を正確に記録するために、区報、区役員会資料、区大会資料、加盟認証状の写し、クラブ記念誌等の文献を収集、整理、保存する。部ヒストリアンを設置している部もある。

ヒールザワールド = Heal the World

国際協会が2020-21年度に開始した統一国際プロジェクト（「UGP」の項を参照）で、新型コロナウイルス後の世界を癒すために、より強い国際的な関与と組織的な連携、連帯を構築して我々のボランティアの力をより発揮することを目的としている。主な活動内容は、災害時等の救援物資の提供 / ボランティア支援、医療 / 健康プログラム、専門家のネットワーク構築など。プロジェクトの資金を賄うために、TOF 献金の増額が望まれている。

フィラテリスト = Philatelist

直訳すると「切手収集家」。ワイズにおいては、BF 献金の使用済切手の拋出を推進することおよび使用済切手を換金する業者との窓口の役割を担う。各エリアではこの業務を担当する事業主任が任命されている。

Motto = 標語（国際）

ワイズメンズクラブの基本的な行動目標を表す言葉。

国際標語は “To acknowledge the duty that accompanies every right”（強い義務感をもとう 義務はすべての権利に伴う）である。

部 = District

ワイズ運動を協力して進めるために区内の2つ以上のクラブで構成された組織体。

東日本区には7つの部（2022年7月1日現在）がある。部は、区役員会、代議員会の承認を得て設置が認められる。

部事業主査 = District Service Director (DSD)

部長のスタッフとして事業ごとに置かれる部役員。

部の事業活動の活発化に努め、クラブとの連絡を図ると共に、区事業主任との連絡を密にする。部長および区事業主任へ部事業活動報告書を送る。

部大会 = District Convention

部内各クラブ相互の情報交換および親睦のため、部長の主宰により年1回以上開催される部の大会。2018-19年度の東日本区定款改訂により、これまでの「部会」から「部大会」に名称が変更された。正式な表記は、「XX 部部大会」（「XX 部大会」ではなく）。

部長 = District Governor

部の最高責任者。

あらゆる機会をとらえ部内クラブを指導するとともに、区にあっては代議員、区役員、「区役員候補者指名委員会」の委員であり、部にあっては通常年1回の部大会を主宰し、部の方針および運営等を協議し決定する数回の評議会を開催し、また、属するクラブ会員全員の研修と交流を図る。任期内に部内クラブを1回以上「公式訪問」し、部内諸活動の推進に努める。

部評議会 = District Council

部の運営を協議、決議する機関。構成員は、それぞれの部則の定めによる。

物品 = Supplies

ワイズ活動に用いる備品（万国旗など）、小道具（シールなど）、バッジ等の総称。

これらを製作 / 供給する活動、事業者もいう。

ブリテン = Bulletin

クラブとしての機関紙。クラブメンバーおよび他クラブ、区 / 部役員等への連絡 / 案内、入会候補者へのPR、クラブの記録としての役目を持つ。

毎月発行し、その月の例会プログラム、在籍者数、前月の例会出席者、出席率、BF 成績、活動報告、活動計画、会員消息などを掲載する。

文献 = Documentation

ワイズメンズクラブ活動の指針となる規約集、手引き書その他参考文献。

文献作成 / 精査等の実働組織として、東日本区では文献・組織検討委員会が設けられており、その委員は、区理事が任命する。

ブースター賞 = Booster Award

会員増強の功績に対して国際協会から授与される賞。前年2月1日から当年1月31日までの1年間に、3名以上の新入会員を紹介した個人および6名以上の会員純増を果たしたクラブが表彰される。

ファミリーファスト = Family Fast

TOF を家庭内や、知人、友人に呼びかけて行う献金。東日本区では HIV/AIDS 啓発活動の資金に用いられている。

ポータルバズ = Portalbuzz

国際協会の会員データベース。クラブ毎に会長名、メンバーの氏名、メールアドレス等が登録され、国際協会会費は、このデータに基づいて国際本部から東日本区に請求され、また登録されたメールアドレスへの一斉メールも送られる。

ホストクラブ = Host Club

区大会、部大会その他の会合を実質的に準備するクラブ。STEP の学生や BF 代表の受け入れに際して用いられることもある。

ポール・ウィリアム・アレキサンダー = Paul William Alexander

初のワイズメンズクラブである米国オハイオ州トレドのクラブ（1920 年設立）の設立メンバーであり、ワイズメンズクラブ国際協会（1922 年設立）の創設者、初代会長、名誉会長。国際標語（モットー）、入会式式辞、役員就任式式辞、ワイズソングの歌詞は、彼の作である。彼の誕生日である 12 月 8 日は、「祈りの輪」の日として記念されており、また、彼の名は、ASF (Alexander Scholarship Fund) の名称、EF 献金者の称号 (Paul William Alexander Fellow) 等に用いられている。生 1888- 没 1967。

ポール・ウィリアム・アレキサンダー遺産計画 = Paul William Alexander Legacy Initiative

2022 年の国際協会創立 100 周年をターゲットとして、創設者を顕彰し、また、国際協会の発展を図るプロジェクトを実施している。例えば、ワイズメンズクラブ発祥の地の米国・オハイオ州トレドにポール・ウィリアム・アレキサンダーの墓碑の設置、国際協会の記録文書のデジタル化、新しい国際奉仕プロジェクトの開設など。プロジェクトに必要な資金を、ポール・ウィリアム・アレキサンダー遺産基金として、2019-20 年度から 3 年間、世界のワイズメンズクラブ会員から 100 万米ドルの献金を募った。

メーキャップ = Make-Up

自クラブの本例会を欠席した会員が、特定の他のワイズメンズクラブ、YMCA の集まりに参加することで出席扱いとすること。東日本区定款施行細則第 11 条参照。

メネット = Menettes

ワイズメネット (Y's Mennettes) の略で、男性会員のパートナー。女性会員のパートナーの呼称は、未定。国際的には Y' s Mennettes の語が用いられ、Menettes は、用いられていない。

(ワイズ) メネット会 = Y's Menettes Clubs

ワイズメネット会の略で、ワイズメネットたちが、ワイズ活動を支援するための組織体。女性会員も、この会に参画することができる。区全体の運営は、「東日本区ワイズメネット委員会」が行っている。

(ワイズ) メネット活動 = Y's Menettes Activities

ワイズメネットによるワイズメンズクラブ支援事業とワイズメネット独自の活動の総称。各ワイズメネット会、部、区レベルあるいは国際レベルで、ワイズメネットが取り組む活動を総称して、(ワイズ) メネット活動という。

メネットソング = Menettes Song

ワイズメネットの会合で歌われる公式歌で、題名は「メネットのねがい」。1984 年 6 月公募により制定。今井利子作詞、宮村治作曲による。

ユースコンボケーション = Youth Convocation

国際大会、地域大会と同時に開催される国際規模のユースの集い。国際ユースコンボケーションは、IYC、地域ユースコンボケーションは、AYC と呼ばれる。

ユースボランティア・リーダーズフォーラム = Youth Volunteer Leaders Forum (YVLF)

東日本区内都市 YMCA のユースボランティアリーダーを対象に、東日本区が主催するトレーニングのプログラム。

ユースリプレゼンタティブ = Youth Representative

ユースの代表者。国際協会レベルの IYR (International Youth Representative) および地域レベルの AYR (Area Youth Representative)、区レベルの RYR (Regional Youth Representative) がある。IYR と AYR は、2 年に 1 度の選挙で選出され、RYR は、理事の指名によって選任される。

ランチョンバッジ = Luncheon Badge

丸型、直径約9センチのプラスチック製の名札。自クラブの例会、自クラブが主催/ホストする会合の際に装着する。入会時の入会キットに含まれている。

4つのI

ワイズメンズクラブの各組織の役員として必要とされる4つの資質の英語の頭文字。国際協会が定める「役員就任式式文」に示されている。Idealism (理想主義者であること)、Interest (関心を持つこと)、Initiative (率先すること)、Industry (労をいとわぬこと)。

理事 = Regional Director (RD)

区を代表する最高責任者。国際協会においては、区を代表する地域議会の議員。
区内では、国際協会を代表する役割を担い、区大会を主宰し、区代議員会の招集者および区役員会の招集者となる。

例会 = Regular meeting/Monthly meeting

クラブが、毎月定められた日時、会場で開催する定例会。
クラブ会員が集い、ゲスト、ビジターを招き、卓話等のプログラムを行う例会を『本例会』、クラブ会員を中心に集い、クラブ運営に関わることを協議する例会(役員会)を『第2例会』という。毎月2回の『本例会』を開催している場合は『第1本例会』『第2本例会』という。

ロースター = Roster

会員名簿のこと。東日本区では、毎年度、「ハンドブック & ロースター」として発行している。

ロールバックマラリア = Roll Back Malaria (RBM)

1988年にWHO、UNICEF、UNDP(国連開発計画)、世界銀行等が始めた世界的規模のマラリア撲滅キャンペーン。正式名称は、「ロールバックマラリア・パートナーシップ」であったが、現在は「マラリア終結のためのRBMパートナーシップ」に名称変更されている。ワイズメンズクラブ国際協会は、世界YMCA同盟、グローバルファンド、英国のFCDO(外務・英連邦・開発省)と提携/協働してこれに取り組んでおり、国際献金の献金種目のひとつとして取り組みへの資金作りを行っている。

ワイズソング = Y's Men's Hymn

ワイズメンズクラブの公式歌(詳しくは「いざ立て」の項を参照)。

ワイズデー = Y's Day

日本のワイズメンズクラブが初めて国際協会に加盟した記念日。
大阪ワイズメンズクラブが日本で初めて国際協会に加盟した1928年11月10日を記念して11月10日を東・西日本区では、『ワイズデー』としている。

ワイズドットコム

東・西日本区の会員間の連絡、案内、情報/意見交換のためのメーリングリスト。ワイズドットコムのメーリングリストに登録されているメンバーのみが受発信できる。東・西日本区の会員は、東日本区ITアドバイザーへの申請により登録できる。なお、東日本区では全てのクラブ会長、区/部役員が自動登録されている。メーリングリストへの投稿時のアドレスは、
yscom@mld.nifty.com

ワイズの信条

別名「五つの誓い」とも言われている。1999年に承認され、東日本区では、多くのクラブが例会で唱和している。

ワイズメン = Y's Men

ワイズメンズクラブ会員男女の呼称。「YMCAの人」の意味。ワイズメンズクラブ会員のパートナーをワイズメネットという。

ワイズユースクラブ = Y's Youth Club

ワイズメンズクラブと協調、協力する、国際協会が正式に認める15-30歳の青年による活動組織。東日本区では、2007年1月に『ワイズユースクラブ横浜-Y3』が、国際協会公認ワイズユースクラブ第1号として誕生した。

ワイズダム = Y'sdom

ワイズ運動の共同世界、ワイズ運動の全体的な広がりといった意味で用いられることば。

YMI ワールド = YMI World

国際協会が年数回発行する機関紙。

国際協会から委嘱された編集長、編集者、印刷者、発送者が担当している。日本では東西合同の翻訳・通訳委員会が日本語版を製作している。

ワイズリー = Y'sly

通信文の末尾に、Sincerely 等と同様に用いられる、ワイズの友情を表す語。

「ワイズ流に（互いに奉仕の構神で）」という意味の修飾語としても用いられる。

ワイズリングズ = Y'slings

ワイズメンズクラブ会員の子女。「コメット」は、日本独自の呼び方

英和対照略語集

A P	Area President	地域会長
A P A Y	Asia and Pacific Alliance of YMCAs	アジア・太平洋 YMCA 同盟
A P E	Area President Elect	次期地域会長
A S D	Area Service Director	地域事業主任
A S F	Alexander Scholarship Fund	アレキサンダー奨学基金
A T	Area Treasurer	地域会計
A T C	Area Travel Coordinator	地域トラベルコーディネーター
A Y C	Area Youth Convocation	地域ユースコンボケーション
B E	Bulletin Editor	ブリテン編集者
B F	Brotherhood Fund	ブラザーフッド基金 (BF 基金)
B F E C	Brotherhood Fund Expenditure Committee	BF 支出委員会
C E	Christian Emphasis	キリスト教強調
C P	Club President	クラブ会長
C S	Community Service	コミュニティーサービス (地域社会奉仕)
D B C	Domestic Brother Clubs	国内兄弟クラブ
D G	District Governor	部長
D S D	District Service Director	部事業主査
E	Extension	エクステンション
E F	Endowment Fund	エンダウメント基金
E M C	Extension & Membership Conservation	クラブ拡張および会員維持 / 増強
H C C	Host Convention Committee	大会実行委員会
H T W	Heal the World	世界を癒そう
I B C	International Brother Clubs	国際兄弟クラブ
I C	International Convention	国際大会
	International Council	議会
I C C	International Convention Committee	国際大会委員会
I C M	International Council Meeting	国際議会
	International Council Member	議員
I D	International Director, Y' s Menettes	ワイズメネット国際主任
I E O	International Executive Officer	国際執行役員
iG o	Internship for Global Outreach	世界に手を伸ばすためのインターン制度
I H Q	International Headquarters	国際本部 (国際書記局)
I P	International President	国際会長
I P E	International President Elect	次期国際会長
I S D	International Service Director	国際事業主任
I S G	International Secretary General	国際書記長
I T	International Treasurer	国際会計
I Y C	International Youth Convocation	国際ユースコンボケーション
J E F	Japan East Y's Men's Fund	東日本区ワイズ基金
L T	Leadership Training	リーダーシップトレーニング
MC	Membership Conservation	会員の維持・増強
N D E R F	Natural Disaster Emergency Relief Fund	自然災害緊急支援基金
P I P	Past International President	元国際会長
P R	Public Relations	広報
P W A L F	Paul William Alexander Legacy Fund	ポール・ウィリアム・アレキサンダー遺産基金
R D	Regional Director	区理事
R D E	Regional Director Elect	次期区理事
R S D	Regional Service Director	区事業主任
R Y R	Regional Youth Representative	区ユース代表
S D S	Special Development Support	特別発展支援金
S T E P	Short Term Youth Exchange Program	ユース海外短期交流プログラム
S U P	Supplies	ワイズ物品供給
T C	Travel Coordinator	トラベルコーディネーター

T O F	Time of Fast	断食のとき (タイム・オブ・ファスト)
W A Y	World Alliance of YMCAs	世界 YMCA 同盟
W A L	World Alliance Liaison to Y's men International	世界 YMCA 同盟 (国際ワイズ) リエゾン
Y C	Youth Convocation	ユースコンボケーション
Y E E P	Youth Educational Exchange Program	ワイズメン子弟高校留学生交換プログラム
Y E S	Y's Extension Support	ワイズ新クラブ設立 (Extension) サポート
Y I	Youth Intern	ユース研修生 (ユースインターン)
Y I A	Youth Involvement and Activities	若者の参画・活動
Y L	Y's men International Liaison to the World Alliance	ワイズ国際協会から世界 Y 同盟への連絡係
Y M C	Y's Men's Club	ワイズメンズクラブ
Y M C A	Young Men's Christian Association	キリスト教青年会
Y M I	Y's Men International	ワイズメンズクラブ国際協会
Y R	Youth Representative	ユース代表

役職名の英文略称

下表の組織名、役職名の略号を組み合わせる。例えば、区理事は RD、部事業主査は DSD、クラブ会長は CP。
元の場合は P、直前の場合は先頭に IP を付け、次期の場合は最後に E を付ける。例えば直前部長は IPDG、次期地域会長は APE。

接 頭 辞			組 織		役 職 (*)		接 尾 辞				
P	元	Past	I	国際	International	P	会長	President	E	次期	Elect
IP	直前	Immediate Past	A	地域	Area	D	理事	Director			
			R	区	Region(al)	G	部長	Governor			
			D	部	District	S	書記 (**)	Secretary			
			C	クラブ	Club	T	会計	Treasurer			
						SD	事業主任 / 事業主査	Service Director			

(*) 役職略称のルールは、上表の他にも TC (トラベルコーディネーター)、CM (議員) 等にも適用される。

(**) 複数の書記 (事務局員) の長は S G (Secretary General) を用いる。例：国際書記長：I S G

No.	文献名	作成年月	最新改訂		発行	所管	備考
			年月日				
1	ブラザーフード資金 (BF) 方針	1975.07	1984.05		国際協会	東日本区国際・交流事業委員会	国際協会マニュアルの和訳
2	YEEPの手引き	1978.07	1986.06		日本区 IBC/YEEP 事業主任	東日本区ユース事業委員会	事業廃止 (2021年6月)
3	クラブ運営マニュアル	1981.03	2019.02		東日本区 LT 委員会	東日本区 LT 委員会	東日本区ウェブサイトに掲載
4	トラベル・コーディネーターの手引	1984.06			日本区文献サービス事業委員会	東日本区 TC	
5	ホームステイ受入れの手引	1984.06			日本区文献サービス事業委員会	東日本区 LT 委員会	
6	ワイズメネット活動の手引	1984.06	1993.03		日本区ワイズメネット事業委員会	東日本区ワイズメネット委員会	
7	EFのしおり	1988.07			日本区 BF/EF 事業主任	東日本区国際・交流事業委員会	
8	担当主事ハンドブック	1991.05	2005.04		日本 YMCA 同盟・東日本区	東日本区地域奉仕事業委員会	
9	ワイズメンズクラブ担当主事の役割とは	1988.08			日本区	東日本区地域奉仕事業委員会	
10	ワイズ用語集	1992.03			日本区文献サービス事業委員会	東日本区文献・組織検討委員会	HANDBOOK に掲載
11	部長マニュアル	1993.04	2018.1		東日本区 LT 委員会	東日本区 LT 委員会	東日本区ウェブサイトに掲載
12	タイムオブファスト	1996.03			国際協会	東日本区国際・交流事業委員会	国際協会マニュアルの和訳
13	ワイズ理解の手引書	1996.12			日本区ワイズアカデミー委員会	(西日本区ワイズリーダーシップ 開発委員会)	
14	YMCA・ワイズメンズクラブの活動を進めるための基礎知識	2002.03			西日本区	(西日本区)	
15	「クラブ作り」の手引書	1961.02	1982.04		日本区文献サービス事業委員会	東日本区 EMC 事業委員会	
16	ワイズメンズクラブとは (入会パンフ)	1997.07			東日本区事務所	東日本区文献・組織検討委員会	
17	ワイズメンズクラブ入会のお勧め (三つ折りリーフレット)	2006.09	2015.01		東日本区 EMC 事業委員会	東日本区 EMC 事業委員会	東日本区ウェブサイトに掲載
18	青少年短期間交換留学支援事業手引き書	1998.03			国際協会	東日本区ユース事業委員会	国際協会マニュアルの和訳
19	EMCの手引書	1997.06			東・西日本区	東日本区 EMC 事業委員会	
20	EMCの熱き思い	2006			東日本区 EMC 事業委員会	東日本区 EMC 事業委員会	
21	部事業主査の手引き	1988.02	2019.02		東日本区 LT 委員会	東日本区 LT 委員会	東日本区ウェブサイトに掲載
22	BF マニュアル	1990.06			日本区文献サービス事業委員会	東日本区国際・交流事業委員会	
23	BF 切手の集め方	2013	2015		東日本区国際・交流事業委員会	東日本区国際・交流事業委員会	東日本区ウェブサイトに掲載
24	ワイズ必携	2001.12			西日本区ワイズアカデミー委員会	(西日本区ワイズリーダーシップ 開発委員会)	
25	ワイズ読本	2008.11			東・西日本区	東・西日本区	
26	ブレテン・エディターズ・マニュアル	2002.04			国際協会	東日本区文献・組織検討委員会	国際協会マニュアルの和訳
27	広報マニュアル	2002.05	2009.11		西日本区広報事業委員会	東日本区 EMC 事業委員会	国際協会マニュアルの和訳
28	新クラブ誕生までのモデルプロセス	2004.03			東日本区 EMC 事業委員会	東日本区 EMC 事業委員会	
29	キリスト教理解のために	2004.03			西日本区クリスチャニティ特別委員会	(西日本区クリスチャニティ特別委員会)	
30	東日本区 8 年の歩み	2005.03			東日本区ヒストリアン	東日本区ヒストリアン	
31	東日本区 10 年の歩み	2008.01			東日本区 10 年史編集委員会	東日本区	書籍
32	日本ワイズメン運動史 半世紀の歩み	1980.06.07			日本区		書籍
33	日本ワイズメン運動史 II 1980-1988	1989.06.07			日本区		書籍
34	日本ワイズメン運動 70 年史 YMCA と共に	1997.12.25			日本区		書籍
35	IBC マニュアル	2009.06			東日本区国際・交流事業委員会	東日本区国際・交流事業委員会	
36	区事業主任の手引き 2	2011.3			東日本区 LT 委員会	東日本区 LT 委員会	

1. マニュアル・パンフレット類

Home>Members>Resource Library>Manuals & Brochures

URL <https://www.ysmen.org/downloads/manuals-brochures/>

Manuals

- A Brief Introduction to Y' s Men International
- ABC of Y' s Men International
- Brotherhood Fund Manual
- ☆Bulletin Editor' s Manual
- Club President Manual
- Club Programme Manual
- Club Revitalisation Manual
- Workshop on Communication Trainer' s Manual
- Workshop on Delegation Trainer' s Manual
- District Governor' s Manual
- EMC Manual (Guidelines for Extension & Membership Conservation)
- Workshop on Goal Setting Trainer' s Manual
- International Brother Clubs Manual
- International Convention Manual
- Member Orientation Guide
- New Member Orientation Manual
- Workshop on Project Planning Trainer' s Manual
- ☆Public Relations (A Guide for PR Service Directors)
- Regional Director Elect' s Manual
- Regional Director' s Manual
- Service Directors Manual
- Service and Fund Raising Project Manual
- Manual for the Short Term Exchange Programme (STEP)
- Y' s Menettes International Manual
- Youth Representative Manual

Directories

- IBC Directory

Policies

- ASF Policy
- BF Manual
- ☆Brotherhood Fund Policy
- Policies and Practices (*参照)
- Special Development Support Policy
- Time of Fast Policy & Guidelines

Brochures

- Endowment Fund – Contribution Methods
- How to recruit young people
- How to Start a Club
- International Brother Club brochure
- Supplies Catalogue
- This is Your Opportunity
- Welcome to Y' s Men pamphlet
- YEEP brochure (YEEP は 2021 年に廃止)

* Policies and Practices (26th edition, 2019)

(主な事業や使用頻度の高いマニュアルの概要および式文。詳細はそれぞれのマニュアル等を参照)

- Alexander Scholarship Fund
- International Fund Policy Guidelines
- Brotherhood Fund Manual
- Brotherhood Fund Policy
- Club President's Manual
- District Governor's Manual
- Endowment Fund Trust Deed
- Inaugural Charge
- Induction Charter with Description of Y's Men Emblem
- International Brother Clubs Manual
- ☆International Constitution & Guidelines
- International Convention Manual
- International Officers Operations Manual
- Principles of Partnership
- Regional Director's Manual
- Service Directors' Manual
- ☆Short Term Exchange Programme (STEP) Manual
- ☆Time of Fast Guidelines
- Unified Global Project Implementing Rules and Guidelines*
- YES Guidelines (YES は地域に移行されたため、このガイドラインは以前の内容)
- Youth Educational Exchange Programme (YEEP) Manual (April 1993) (YEEP は 2021 年に廃止)

2. 研修資料

Home→Training

Training | Y's Men International (ysmen.org)

Introduction to club members

- YMI Introduction Brochure
- Introduction to YMI

Introduction to Leadership

- Club President' s Manual
- District Governor' s Manual
- Regional Director' s Manual
- Area President:
 - Essential Reading (International Constitution, Conflict Resolution Procedure, Operating Manual for International Officers, List of Abbreviations)
- International Service Director' s Manual
- International Council Member:
 - Essential Reading (International Constitution, Operating Manual for International Officers, Minutes-2020 MYM, Minutes-2020 ICM, Parliamentary Procedure, Policies & Practices)

GOLD 2.0 (Manual, PPT and 15 Modules)

- GOLD 2.0 Reference Manual

New addition

- Ideas for Celebrating our Centennial at the Club Level

ワイズメンズクラブ国際協会 役員就任式・式文（短縮版）

ワイズメンズクラブ国際協会に奉仕するための役員に選ばれることは大いなる名誉です。私たちの運動においては、ひとが役職を求めるのではなく、役職がそれに相応しいひとを求めることを不文律としているからです。

あなた（がた）に期待されている資質を、アルファベットの「I」で始まる以下の4つの言葉で言い表します。

第1は「Idealism」すなわち「理想主義者であること」です。

あなた（がた）は、理想主義を示し、大きな夢を持ち、ワイズ運動に献身し、YMCAに奉仕するための新たな、革新的な方法を探ることが期待されています。

第2は「Interest」すなわち「関心を持つこと」です。

あなた（がた）は、国際協会への興味を示し、国際協会の発展を優先事項とすることが期待されています。このような献身によって初めて、私たちは、国際奉仕組織として最大の力を発揮することができるのです。

第3は「Initiative」すなわち「率先すること」です。

あなた（がた）は、率先し、アイデアを出してそれを分かち合い、計画を立てて実行することが期待されています。他のひとの提案に追随するだけでなく、行動のための提案者となって下さい。すなわち、あなた（がた）は、いつも何かをスタートさせ、それを成功に導いていくことが期待されています。

第4は「Industry」すなわち「労をいとわないこと」です。

あなた（がた）は、勤勉であることが期待されています。あなた（がた）の仲間は、あなた（がた）が自分たちのためにそして国際協会のために職務に励むことを期待しています。

皆さんの仲間は、あなた（がた）を選んだのは、あなた（がた）がこれら4つの資質を持ち、任期を通じてそれらを示してくれるであろうという信頼を表したということです。だからこそ、皆さんが選ばれたことは、崇高な名誉なことなのです。あなた（がた）が、任期の終わりに、その信頼が正しかったということを示すことができれば、それは、大いなる名誉です。

以下の質問を聴き、賛同されるなら、手を挙げて、「はい」と答えてください。

あなた（がた）は、能力の限りを尽くし、役職に必要な、理想主義者であること、関心を持つこと、率先すること、労をいとわないことの資質を示すこと、また、誠実にあなた（がた）の義務を果たし、仲間のワイズメンからの信頼に応えていくことを慎んで誓約しますか？

【はい】

おめでとうございます。

知恵と力があなた（がた）の任期を通じて、またその先まで、あなた（がた）を導きますように。

(2018.8 国際議会で採択（和訳：東日本区文献・組織検討委員会）
就任式式文（全文）は、アジア太平洋地域憲法付録Ⅱを参照

ワイズメンズクラブ国際協会

入会式・式文（全文）（加盟認証状伝達式時）

ワイズメンズクラブに入会することは、次のようなモットーを掲げる組織に加わることで
—強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う—

あなた（がた）の入会にあたり、ワイズメンズクラブの目的とワイズメンになることの意味を良く理解して頂きたいと思います。
ワイズメンズクラブの国際憲法には、私たちの目的が明確に述べられています。その内容は、次のようなものです。

「ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々が、共に働く世界的な友好団体であり、YMCA に対する忠誠心を共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類のためよりよき世界を築くべく尽力するものです。」

ワイズメンは、イエス・キリストが教えられた愛の心を行動に移します。イエス・キリストの愛の教えは、それぞれのクラブや国際協会の運営および方針決定のガイドラインとなり、また個人としてのワイズメンの生活の指針ともなります。

あなた（がた）が、ワイズメンズクラブの目的と意義を認め、この目的のために誠実に奉仕される気持ちをお持ちになられたら—「はい」—と答えて下さい。

今、あなた（がた）は、「奉仕」の精神をもって働き、学び、行動するクラブに入会なさいました。

ワイズメンズクラブの奉仕活動は、次の6つの目的に基づいています。

1. YMCA のための奉仕クラブとして活動する。
2. 目的を共有する他の団体を支援する。
3. 市民的、国際的諸問題について、常に一党一派に偏らない正義を追求する。
4. 宗教、市民、社会、経済、国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。
5. 良い交友関係を深める。
6. 国際協会の国際、地域、区、部の事業を支援する。

あなた（がた）が、これら6つの目的のために積極的に献身される気持ちをお持ちになられたら—「はい」—と答えて下さい。
さて、ワイズメンであることは、次のような5つの特別な意味を持っています。

ワイズメンであることは、理想主義者であることを意味します

ワイズメンの行動は、私たちの綱領と目的に見いだすことの出来る理想主義に基づいています。

様々な組織が様々な目的を追求しています。あるものは、事業の成功を、あるものは、社会的な地位の向上を、あるものは、知識の獲得を、またあるものは、スポーツの好成績を求めます。それら全てをワイズメンズクラブに見ることも出来るかも知れませんが、自己犠牲の精神もそこに見いだすことが出来ます。

ワイズメンであることは、YMCA に尽くすことを意味します

ワイズメンは、YMCA が、その名の示す通り、共通の目的に向かって共に働く者の集まりであることを知っています。

主事は、私たちの事業を管理するために研修を重ねた専門家であり、会館は、私たちの共通の目的のある部分の達成を容易にする手段です。この世界で、YMCA は教会に次いで優れた人間形成の場であり、学校や大学に次いで大きな教育機関であり、また体育の分野で指導的な立場にあります。YMCA は、世界各地で信仰や階級や文化の相違から生じるいわれなき差別を打ち砕こうとする働きにおいても突出しています。YMCA は、国家間あるいは人種間の不公正に対しても果敢に戦っていて、世界平和の実現にも大きく貢献しています。ワイズメンズクラブの最も重要な目的は、個人として、また組織として YMCA やその他良い働きをしている団体を支援することです。

ワイズメンであることは、国際的な見識を持つことを意味します

ヨーロッパ、アジア、アフリカ、大洋州、南北アメリカの多くの都市にワイズメンズクラブがあります。私たちは、「人間の評価は、その人の視野の広さによる」と考えます。国家間や人種間の不公正に無関心な人、自分の身の回りの出来事だけに気を取られて他国や他国民に関心を持たない人、視野が自分の領域の狭い範囲に閉じこめられている人—そのような人は、世界的な視野を持つワイズメンの基準に達することが出来ません。

ワイズメンであることは、義務が全ての権利に先立つことを承認することを意味します

「強い義務感を持つ 義務は全ての権利に伴う」。このモットーがワイズメンに採用されているのは、人は、自分の権利を十分に享受することばかり主張し、それらの権利を正当づけ、その権利に対応する義務を忘却しがちだからです。私たちのモットーは、権利の行使にはあまり注意を払わず、それに対応する義務の発見と履行に、より多くの関心を持つ—すなわち権利から義務への強調点の転換を私たちに迫っているのです。

ワイズメンであることは、誠心誠意働く者となることを意味します

「誠心誠意 (enthusiasm)」という言葉は、ギリシャ語の「中に (en)」および「神 (Theos)」という言葉からきています。誠心誠意の人とは、神がその内に宿る人のことです。ワイズメン運動における熱心な奉仕活動は、常に見えざる手に導かれているのです。

そうです。ワイズメンであることは、要約すれば、理想主義者であり、YMCA に尽くし、国際的な見識を持ち、権利にまさって義務を強調し、誠心誠意働く者であるということを意味するのです。

以上のことを「拠り所」として、あなた（がた）がこの会に入会を希望されるなら、手を挙げて—「入会します」—と宣言し、このクラブの理想と目的に献身しようとするあなた（がた）の誓約として下さい。

この公の場での宣誓により、私は、喜んであなた（がた）をワイズメン、つまり「Y の」そして「Y のための」人であると宣誓し、世界各地のワイズメン一同を代表して、あなた（がた）をこの世界的友好団体にお迎えいたします。

（加盟認証状伝達式の場合、次の節を加える）

全てのワイズメンを代表し、全ワイズメンズクラブの証言であるこの認証状を貴クラブに伝達出来ることは、私の大きな喜びとするところです。

（認証状を読み、クラブ会長に手渡す）

ワイズメンズクラブ国際協会 入会式・式文（短縮版）

スイス・ジュネーブに本部を置く、ワイズメンズクラブ国際協会に認可され加盟している〇〇〇〇〇〇〇〇〇クラブに入会するにあたり、あなた（がた）は、以下を受け入れます。

- ・私たちのモットー、すなわち「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」を尊重すること
 - ・私たちの使命、すなわち「活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類のためより良き世界を築くべく尽力する」に加わることに加わる
 - ・私たちのビジョン、すなわち「若者の成長に特に焦点を置きつつ、文化的意識を促進し、人としての価値を高める奉仕組織として、全世界に広く認められる」を共有すること
- もし、あなた（がた）がこれらに賛同されるなら、「はい」と言ってください。

【はい】

私たちの組織の国際憲法では全ての加盟クラブさらにその会員の6つの目的を以下の様に規定しています。
それらは：

1. YMCA のための奉仕クラブとして活動する。
2. 目的を共有する他の団体を支援する。
3. 市民的、国際的諸問題について、常に一党一派に偏らない正義を追求する。
4. 宗教、市民、社会、経済、国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。
5. 良い交友関係を深める。
6. 国際協会の国際、地域、区、部の事業を支援する。

もし、あなた（がた）が、これらの6つの目的のために、積極的に貢献しようとされるなら、手を挙げて「はい」と言ってください。

【はい】

今、このように公の場で宣誓されましたので、私は、あなた（がた）が〇〇〇〇〇〇〇〇〇クラブの会員となられたことを宣言し、私たちの世界的奉仕組織に歓迎いたします。

おめでとうございます。

(2018.8 国際議会で採択 (和訳：東日本区文献・組織検討委員会))

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区 HANDBOOK & MEMBERSHIP ROSTER の取扱いについて

2005年4月1日から個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が全面施行されました。近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピューターやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。ワイズメンズクラブ東日本区（以下「東日本区」という。）における情報は会員本人が同意した内容のみを掲載していますが、この個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。こうした状況を踏まえて、東日本区会員のみなさんには「MEMBERSHIP ROSTER」（以下「ROSTER」という。）の取扱い、使用に当たっては、特に、次のことに留意してください。

1. ROSTERは、法の*基本理念を踏まえ適正かつ慎重に取り扱ってください。
2. ROSTERは、定款第2条に基づく目的に関する以外には絶対に使用しないでください。
3. 個人情報の有用性に配慮し、個人の権利利益を保護するものであるという意識を持ってください。
4. ROSTERの安全管理義務は「東日本区」にあります。このROSTERが、定款第2条の目的以外の使用によって問題が生じたときは、使用した当事者を始め東日本区にも責任が及ぶことを認識してください。
5. 会員本人が所有するROSTERの廃棄処分には当たっては、個人情報が他に流出しないように細心の注意を払ってください。
6. 退会者が出たときは、退会者のROSTERはクラブ会長の責任において回収し、個人情報が、ワイズメン以外の第三者に流出しないように適切に処理してください。
7. ROSTERを、無断で転写、コピー等によってワイズメンズ以外の第三者に提供することは、罰則の対象になることを認識してください。

*基本理念：法第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

2005年7月1日
東日本区文献委員会

■ あずさ部



甲府 東京西 東京武蔵野多摩 松本 東京サライズ 甲府21 東京八王子



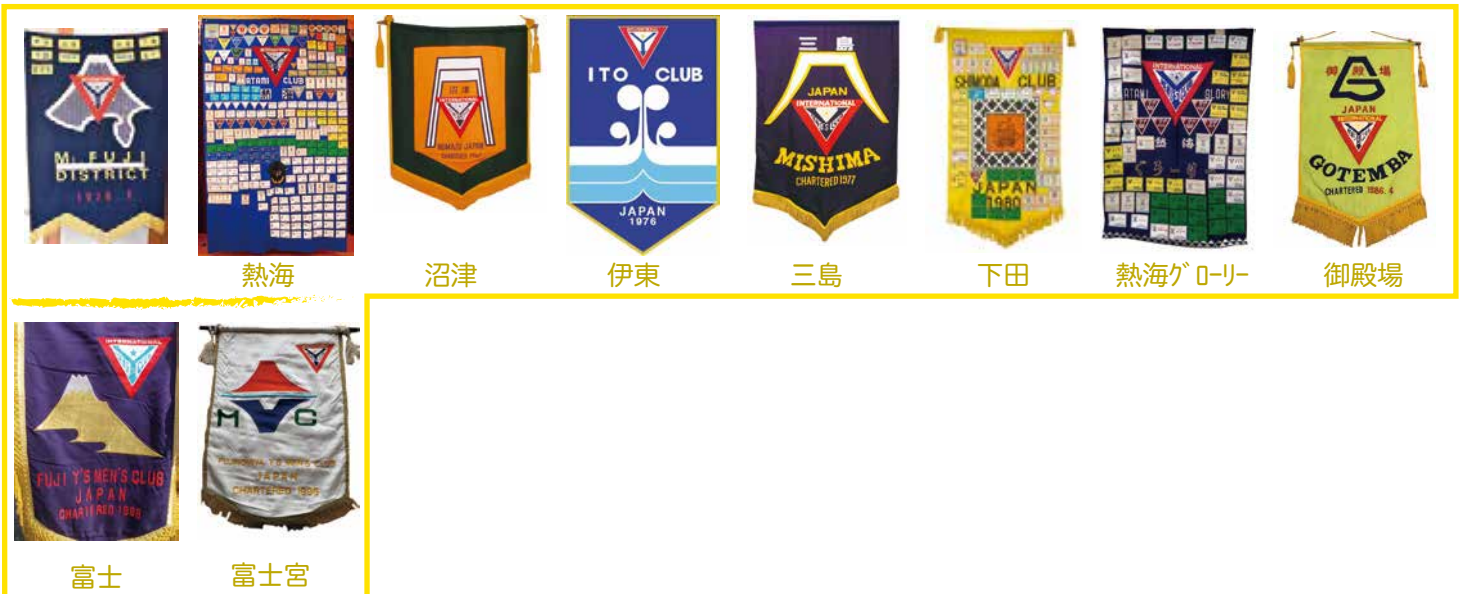
東京たんぼぼ 富士五湖 長野

■ 湘南・沖縄部



横浜 鎌倉 横浜とつか 厚木 金沢八景 横浜つづき 横浜つるみ

■ 富士山部



富士 富士宮

2022年9月1日発行

発行所

一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 12-11 日本YMCA同盟会館 2階

発行者

理事長 佐藤 重良

企画・制作

書記 清藤 城宏

協力

文献・組織委員会 駒田勝彦

行政監事 田中博之

KOFU-KU かふふ・来



「あなたの置き忘れたものを、取りにきてください」



ワイズメンズクラブ国際協会
第26回東日本区大会
2023年6月3日・4日
会場：甲府市湯村